

平成30年12月定例会

# 浪江町議会会議録

平成30年12月 4日 開会

平成30年12月10日 閉会

浪江町議会

# 平成30年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（12月4日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	13
松田孝司君	14
石井悠子君	29
渡邊泰彦君	40
馬場 績君	57
山本幸一郎	80
散会の宣告	94

## 第 2 号（12月5日）

議事日程	95
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	97
職務のため出席した者の職氏名	97
開議の宣告	99
議事日程の報告	99
承認第12号から諮問第1号の一括上程、説明	99
延会について	119
延会の宣告	119

### 第 3 号 (12月10日)

議事日程	1 2 1
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3
職務のため出席した者の職氏名	1 2 3
開議の宣告	1 2 5
議事日程の報告	1 2 5
承認第1号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第92号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第93号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第94号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第95号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第96号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第97号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第98号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第99号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第100号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第101号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第102号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第103号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第104号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第105号の質疑、討論、採決	1 4 2
議案第106号の質疑、討論、採決	1 4 3
諮問第1号の質疑、採決	1 4 3
同意第5号の質疑、採決	1 4 4
同意第6号の質疑、採決	1 4 4
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	1 4 7
町長あいさつ	1 4 7
閉会の宣告	1 4 8

浪江町告示第 1 2 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 平成 3 0 年 1 2 月 4 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	石紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	石紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	石平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	石渡本泰彦君
11番	松田孝司君	12番	石山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	石泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	石馬場績君

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成30年浪江町議会12月定例会

議事日程(第1号)

平成30年12月4日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------



書

記

鎌 田 典 太 朗

---

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から7年9カ月が過ぎようとしております。12月定例議会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活により、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成30年12月浪江町議会定例会を開会します。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、13番、山崎博文君、14番、泉田重章君、15番、佐藤文子君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から10日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10日までの7日間とします。

---

会期中の会議についてお諮りします。4日、5日及び10日を本会議とし、6日から9日までは、委員会等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、このとおり決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は、町長からお願いします。

町長。

[町長 吉田数博君登壇]

○町長（吉田数博君） おはようございます。

議員各位におかれましては、師走のご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

東日本大震災発生から7年8カ月、一部地域の避難指示解除から1年8カ月が経過いたしました。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、長期に及ぶ避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

はじめに、浪江町功労者表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、地域スポーツセンターにおいて、第46回浪江町功労者表彰式を開催いたしました。

表彰を受けられた方々は、特別功労表彰3名、功労表彰7名、善行表彰13名で、多年にわたり、地方自治や消防防災行政等に日夜ご尽力された方々、全国各地から浪江町民に対しまして心あたたまるご支援を下さった方々で、賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところです。

次に、自治体派遣職員派遣元訪問について、ご報告いたします。

東日本大震災発生以降、全国各地の自治体から復興支援にご協力いただいております、今もなお職員を派遣いただいている自治体を表敬訪問いたしました。

10月12日には神奈川県小田原市、10月16日に千葉県成田市、10月30日に神奈川県及び横浜市、川崎市の3団体、11月13日から14日にかけて、岡山県赤磐市と笠岡市をそれぞれ訪問し、首長等と面会をし、これまでのご支援に対する感謝と、引き続きのご支援をお願いしてまいりました。

次に、消防団秋季検閲式について、ご報告いたします。

10月14日、地域スポーツセンターにおいて、浪江町消防団秋季検閲式が開催されました。

検閲式には、114名の団員が集合し、功績章7名、精勤章16名の表彰や分列行進、閲団などを行い、改めて消防団の士気の高さを実感いたしました。

次に、賠償請求支援について、ご報告いたします。

個人によるADR申立ての支援につきましては、県内外8カ所において、申立て手続きの概要や無料の弁護士相談について、説明会を開催いたしました。

また、「ふくしま原発損害賠償弁護団」との協定を11月5日に締結をし、申立てに関する弁護士の支援を確保のうえ、継続的な相談会等の実施により、申立ての促進を図ってまいります。

次に、大学との連携協定締結について、ご報告いたします。

10月23日に東京工業大学科学技術創成研究院との間で連携協定を締結いたしました。

協定では、浪江町の原子力災害からの復興・復旧及び地域振興等を目的としております。

この協定により、町の新しい産業創出と、なみえ創成小・中学校での特色のある理科教育などを通じて、人材育成に協力いただけるものと期待しております。

次に、町内での事業活動状況・支援について、ご報告いたします。

11月末現在の町内での事業者活動状況については、再開、新規あわせて、124事業所となっております。

支援の取り組みといたしましては、10月24日に福島広域雇用促進支援協議会との共催により地元雇用者確保のための「合同就職面接会」を開催し、28社の地元企業と54名の求職者の参加をいただいたところであります。

また、11月15日には、「福島イノベーション・コースト構想 ふくしまみらいビジネス交流会」を開催し、町内で操業しているフォ

ーアールエナジー株式会社や、進出を予定しているLE（エルイー）システム株式会社などが登壇をし、プレゼンテーションを行い、100名を超える参加者とのビジネスマッチングの機会を創出いたしました。

さらに、11月28日には、地元事業者と大手企業のビジネスマッチングを目的とする「結いの場（ゆいのば）」を復興庁と標葉地区商工会広域連合協議会との共催により開催したところ、地元8社、支援企業25社の企業にご参加いただきました。

今後も引き続き、関係機関と連携した事業再開支援に取り組んでまいります。

次に、プレミアム付商品券について、ご報告いたします。

昨年度に引き続き実施しているプレミアム付商品券の11月末現在の販売実績は、購入者数2224人、販売金額1億2139万5000円、登録店舗数は67店となっております。

引き続き、町内での需要喚起、地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資するよう、事業の推進に努めてまいります。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

10月13日に、「まるしえ2周年記念及び浪江音楽祭」を開催し、多くの方々にご来場いただきました。

また、11月24日、25日には、地域スポーツセンターにおいて「復興なみえ町十日市祭」と、震災後初となる大堀相馬焼協同組合による「大せと祭り（おおせとまつり）」、日本野球機構による「ベースボールフェスタ」が同時開催され、2日間で3万7000人の方々にご来場いただきました。

引き続き、町民が集い、町民同士、また町と町民の絆が深まるような町内イベントを関係団体と連携し、企画、実施をしてまいります。

次に、「いこいの村なみえ」の再開状況について、ご報告いたします。

いこいの村なみえにつきましては、本年6月に再オープンし、約半年が経過いたしました。

利用状況につきましては、町民のほか、町外団体の被災地視察や学生の研修などにも利用いただき、当初の想定を上回る実績となっております。

今月からは朝食の提供も行うなど、宿泊者の利便性向上に努めており、町といたしましても、福島なみえ勤労福祉事業団と連携・協力し、皆様に親しまれる施設にしていきたいと考えております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

大阪に本社のある業務用洗剤等の製造を手掛ける静光(せいこう)産業株式会社との藤橋産業団地への立地協定を、10月25日に締結いたしました。

同社は、平成31年夏ごろの操業を目指しており、町としても、立地に向け、積極的にサポートしてまいります。

引き続き、進出希望のある事業者の誘致に向け、話し合いを進めてまいります。

次に、大規模水素製造拠点整備の取組状況について、ご報告いたします。

NEDO(ネド)の福島水素エネルギー研究フィールドの整備事業につきましては、7月より順次、造成地の引渡しを行っており、プラント建設及び太陽光パネル設置に着工し、順調に工事が進捗しております。引き続き、計画通りに事業用地を提供できるよう、着実に造成工事を進めてまいります。

次に、秋の農業体験イベントについて、ご報告いたします。

10月6日に、酒田地区において震災後5度目となる稲刈りが行われました。

地元農家の皆様のほか、なみえ創成小学校の児童6名をはじめ、福島大学や首都圏の大学生48名が参加し、昔ながらの手刈りによる稲刈りを実施いたしました。

その後、「風評被害をなくすためには」をテーマに、参加した大学生とのワークショップを行い、私も参加いたしました。学生の皆さんが浪江の農業のために、真剣な意見交換をしている姿に感銘を受けました。

また、参加された学生の自主的な取り組みといたしまして「浪江す米る(スマイル)プロジェクト」を立ち上げ、11月25日の十日市祭で、自分たちで稲刈りをしたお米の販売を行い、好評を得ました。

次に、国際フラワープラントエキスポへの出展について、ご報告いたします。

当イベントは、生産者、メーカー、市場関係者、販売業者、デザイナなど、花き業界の多くの関係者が一堂に会する国内最大級の花の商談会であり、10月10日から12日に千葉の幕張メッセで開催されました。

当町からは、花き研究会の生産者7名が参加し、一大産地を目指していることのPRを始め、生産者と業界関係者とのつながりを持つことを目的に出展をし、流通関係者を中心に多くの方々と交流を

いたしました。

次に、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールについて、ご報告いたします。

農地利用最適化を推進するために、避難指示が解除された地域において、震災後初めてとなる農地パトロールが、11月1日から12月4日にかけて実施されました。

各地区の委員が、地図と現場を照らし合わせ、営農している農地、保全管理がなされている農地、遊休農地などを確認することで、今後、農地の荒廃抑制や担い手への集積につなげていくこととなります。

次に、営農再開ビジョンの策定状況について、ご報告いたします。

これまでに、酒田、藤橋、西台、北棚塩、苧宿、加倉、幾世橋、川添の8地区において、ビジョンが策定されました。

現在は、立野、南棚塩、田尻、小野田、牛渡樋渡、高瀬の6地区において、年度内のビジョン策定に向け、座談会を実施しているところであります。

ビジョン策定を通じて、収益性の高い農業への転換や法人化など、早期の面的な営農再開に向け支援してまいります。

次に、水産業施設の整備状況について、ご報告いたします。

請戸地内に整備を進めている水産加工団地への第一期入居事業者として「有限会社 柴栄（しばえい）水産」が内定し、来年4月から加工施設の建設工事が開始される予定となっております。

なお、当該加工団地の造成工事の10月末現在の進捗状況は49%となっております。

また、請戸漁港の水産業共同利用施設の10月末現在の進捗状況は、建築工事が33%、機械工事が17%、電気工事が0.07%となっております。

次に、応急仮設住宅の状況について、ご報告いたします。

11月30日現在の仮設住宅の入居状況は、供与戸数418戸に対し、入居戸数42戸、入居者数62名、入居率10%となっております。

各仮設住宅における入居者数が極めて少数となっておりますので、今後も、入居者の孤立防止など安心・安全を確保しながら、住宅確保の見通しを立てられずにいる方に対しては、できる限り懇切丁寧な支援を続けてまいります。

次に、町外の復興公営住宅の状況について、ご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、11月1日現在で1514世帯、2665名の入居が決定し、1511世帯、2661名が入居を開始しております。

なお、平成30年度第4回定期募集は、募集戸数646戸に対し応募戸数72戸で、倍率は0.11倍となりました。

次に、福島出張所の移転について、ご報告いたします。

福島市役所内に設置しておりました福島出張所を、福島市松木町に立地する松木町共栄ビル4階に移転し、12月3日に開所いたしました。

引き続き、福島市を中心に避難する町民の皆様へのサービス提供に努めてまいります。

次に、避難生活支援事業について、ご報告いたします。

11月8日、9日の1泊2日で、13年ぶりとなる「なみえ町民号」を実施いたしました。

昨年4月に再開いたしましたJR浪江駅から花巻駅等を往復する特別列車を貸し切る行程を盛り込み、参加された77名の町民の皆様は、各々の近況などを語り合い、町民同士、また町と町民の絆を深めていただきました。

次に、総合健診について、ご報告いたします。

10月1日から11月11日まで、県内9地区13カ所において、計21回にわたり、総合健診を実施し、3657人の町民の方々が受診されました。

この健診結果をもとに、メタボリックシンドローム該当者や予備群の方に対し、ご自身の生活習慣を見直し、生活習慣病の改善・予防に努めていただけるよう「特定保健指導」を行ってまいります。

引き続き、町民の健康維持増進に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

次に、浪江町敬老祝金と100歳賀寿表彰について、ご報告いたします。

80歳以上の高齢者の皆様、2100名の方に対し、浪江町敬老祝金を支給いたしました。

また、満100歳を迎えられました3名の方に対しまして、賞状と金10万円を支給いたしました。

厳しい避難生活が続いておりますが、皆様の益々の健康長寿をお祈りいたします。

次に、子育て支援関連について、ご報告いたします。

今回で8回目となる「こどもの笑顔フォトコンテスト」受賞作品の表彰式を、10月16日に開催いたしました。

今年のコンテストには62作品の応募があり、その中から最優秀賞を含む15点の作品に各賞を授与いたしました。

役場本庁舎で行いました表彰式には、受賞者の家族など7組に出



席いただき、賞状と記念品を贈呈いたしました。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

10月13日、なみえ創成小・中学校において、浪江にじいろこども園と合同の大運動会を開催いたしました。

児童、園児21名のほか、200名を超える地域住民や支援団体の皆様にご参加いただき、盛大な運動会となりました。

また、10月29日には、浪江中学校において文化祭「秋桜（コスモス）祭」を開催いたしました。生徒4名ではありますが、堂々とこれまでの取り組みを発表するなど、成長がうかがえました。

次に、生涯学習関連について、ご報告いたします。

県内の市町村対抗大会といたしまして、9月に軟式野球大会、10月にソフトボール大会、11月には駅伝競走大会が開催されました。各競技とも、選手の皆さんが各地に分散している困難な状況の中、町代表として力を発揮していただきました。

また、10月の各週にわたり、町長杯としてパークゴルフ、家庭婦人バレーボール、ゲートボール、グラウンドゴルフの各競技の大会を開催いたしました。

文化財保護関連では、9月8日に北中谷地（きたなかやち）遺跡の現地説明会を開催いたしました。当日は、あいにくの雨模様にもかかわらず、県内外から200名を超える方に参加いただき、盛況の内に終わることができました。

震災伝承関係では、請戸小学校の震災遺構としての保存、活用等の検討のため、地元住民や有識者等で構成する検討委員会を設置し、第1回を10月5日に、第2回を11月28日に開催し、議論いただいております。年度内にご提言をいただく予定となっております。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件1件、条例の制定案件1件、一部改正案件が4件、工事請負契約案件が3件、平成30年度の補正予算案件が7件、人権擁護委員の推薦について意見を求める案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

**○議長（紺野榮重君）** 以上で、行政報告が終わりました。

---

### ◎一般質問

**○議長（紺野榮重君）** 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。質問は質問席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また、円滑な議会運営を行うため、後順位者が前順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、又は不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は、通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

---

### ◇ 松 田 孝 司 君

○議長（紺野榮重君） 11番、松田孝司君の一般質問を許可します。

11番、松田孝司君。

[11番 松田孝司君登壇]

○11番（松田孝司君） おはようございます。11番、松田孝司といたします。議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきたいと思っております。質問方式としては一問一答方式で、質問事項は、通告書に沿って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

お陰様で私も、今回で23度目の定例会を迎え、一般質問は14度目になりました。今回初めての一番目になります。やはりこの席に立つと緊張感があるのは否めません。ただ、今、町民が困っていること、疑問、不安を感じていること考えてみると、その一端でも解消できればと思い、人前で話すことは苦手ですが、何とかこの席に立って質問をさせていただきたいと思っております。

さて、最初の質問に入らせていただきますが、町長も就任されてから4カ月が経とうしております。就任する前と就任してからとは、町長という職務に対して認識が違っていたのではないかと思います。議員を20年、議長を4年務め、前町長を支えていた立場からすればそんなに違和感はないかもしれませんが、やはり町のトップとしての判断しなければならないことが多く、大変ではないかと思っております。

役場職員や地元の方々、知人、友人は、町長を理解していると思いますが、町長と接しない方からすると、まだまだ町長のことをよく理解していないのではないかと思います。

帰町した方の住んでいる浪江町や多くの町民が避難している箇

所、避難先で町民懇談会などを開催して、今の町長の考え、今後の取り組みなどをお話してはどうかと思いますが、開催の意思があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） ご質問にお答えいたします。町長就任以来、町政懇談会という形にとらわれず、各行政区の総会、県内外で開催している交流会や自治会の集会など、可能な限り、町民の方々との意見交換の場に参加させていただき、私の町政への姿勢や様々な町民の声を聞いているところであります。

私が参加できない会場のときは、副町長や幹部職員が代わりに出席し、対応しているところでございます。

今後とも、各交流会への参加など様々な機会を利用して、町民と交流できる場に足を運び、町政報告会、また、町政に関するご意見をいただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 会議に参加しているのは知っています。町として、今、町長として集めて懇談会をやるのはいいのかと思っております。

質問は、それだけで、今後、できるだけそういう場を設けてもらえたらと私は思っております。

次の質問に入りますが、避難指示解除してから、はや1年と8カ月が過ぎました。10月末で帰町された方が853名と聞いています。

住民課の話では600名が正式に帰町届を出しているようですが、檜葉町では、半年早く解除して帰町された方が50%を超えているそうです。南相馬市では、8カ月早く解除して30%以上となっておりますが、今朝の議長の話では23%、3000人ぐらいが戻っているそうです。

浪江町では、現在4%前後、現状では半年後、8カ月後に到底及ばない、そこまでいかない、10%も厳しいのではないかと私は思っています。

なぜ帰町する方が少ないのか、町の想定どおりならともかく、その要因はどんなことが考えているか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

檜葉町よりは1年6カ月以上解除が遅かった当町といたしましては、10月末の町内居住者は853名であり、避難先での就労あるいは就学など個々の事情があるものの、少しずつではありますが、着実に増加しております。

町といたしましても、毎年実施している住民意向調査において、帰町の不安要因として挙げられている買い物の不便さや、医療、介護等に対する不安解消が課題であると認識しているところでございます。

今後とも、防犯・有害鳥獣対策、医療・介護サービスの確保等、不安解消に努めるとともに、公共交通・買い物環境の整備、さらには雇用の場の確保等、町内での生活環境を整備することにより、町内居住者の増加に努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 大体想定どおり、答えと言えれば答え。これ以上答えもできないのですが、あえて質問させていただきました。

次に、大体それが関連で質問させていただきたいと思っています。

次の質問になるのですが、9月定例会でも質問しましたが、生鮮食品などの買い物で、町民の中でも特に高齢者や車のない方、出来ない方は困っているから、スーパーがいつ出来るのかと質問させて頂きました。

その際、見守りを兼ねた食品移動販売車やスーパーからの買い物送迎車の話をしていただきましたが、先週、話を聞いた高齢者の方、一人暮らしの方に聞いてみると、どうやら、スーパーからの買い物送迎車ではなく、デマンドタクシーだったので、その点は訂正させていただきます。

スーパーの交渉ですが、噂ではかなり足下を見られ、難航していると聞いています。9月から全然進展はしていない感じはします。ただ、いつまでもスーパーだけに頼るのではなく、いろいろな選択があるのではないかと思います。

今の買い物の環境ですが、確かに近くにスーパーがあるにこしたことはありません。ただ、現実に見てみると、ぐるっと浪江による買い物代行、コープや今度、新聞配達センターでも生鮮食品や食料品の配達、あと、クリーニングも始めると言っています。

前回、お話をした広野町から始まっているコンビニによる見守りを兼ねた食品移動販売車、これをもう少し交渉してはどうかと思っています。

そうすると、一人暮らしの方にも不安なく、配達もしてもらえる、見守りをしてくれる、そういうのは、私の知る限り四つあるんです。車のない方も何不自由なくできます。ただ、元気のいい方は、デマンドタクシーを使って南相馬市に買い物などをするのもいいし、あと、前から思っていました、生活支援課で復興住宅から浪江町に行き来する巡回バスが走っています。町民の方は、無料で乗れるこ

とを知りません。それを町民に知らせるべきだと思います。そして、無料で、巡回バスで北原だと電気屋さん、コンビニ、ドラックストアとか、ホームセンターもあります。南町行くとヨークベニマルとか、スーパーあります。無料で一日、4便か5便、週3日ですか、走っているんですよ。それを帰ってきた町民にも、乗れるよとか、そういう方法をとるべきだと思っております。

町でも、各課ごとの連携ではなく、横の連携をとって、買い物に関しては多種多様なこういった方法がありますよと、一覧表などにして、タブレットに載せるなり、広報なみえなどに織り込み広告などで公開すれば、スーパーができるまで、そして、できてからも色々な選択があることを知り、帰町しようとする方も増えるので、安心感があるのではないかと私は思っています。検討の余地があるか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 生鮮食料品を扱う事業者の整備については、町としても最重要課題として捉えております。現在、出店を見込める事業者との最終的詰めの協議を進めておるところでございます。

店舗が整備されるまでは、移動販売車をなるべく早い段階で検討いただけないかも依頼しております。

それからまた、現在NPOネクストラインでの買い物サービス、ふくしま生協での買い物配達、こういったことも行われていますし、議員おっしゃるとおり、そういったことをより広報し、さらにはまた、買い物送迎車については、デマンドタクシー、生活支援バス、二本松市から、南相馬市からこういったものもあることを周知し、ご活用いただければと思っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 町に住んでいない方がタブレットなどを見ると、帰った人は買い物するスーパーもなくて大変だと、ストレスがたまっている、そういう結局、現実を知らないんです。現実には、結局、自分の宅配が今だけで3通りあります。それを全町民に私は知らせていいと思います。結局、スーパーはないけど、こうやって宅配ありますよ、デマンド使ってよそに買い物行けますよと。そういう買い物環境は、はっきり言って、帰っている人はそんなに不平不満は持ってません。ただ、スーパーが身近にあるのは確かにいいですよ、何かあった時に買い物に行けますから。ただ、現状段階では、そんなに買い物に困っているような気は、私は尋ねて思っておりません。

確かに、交渉も足下見られるなら見られないように、しっかりと

した対応をしないと、今後のこともあります。やはり全町民に周知徹底を私は必要かと思って、こういう質問をさせていただきました。

課長もそうですが、他の方も、役場全体でスーパー、買い物に関しては困っていないよと。それなりに、まちなみまるしえに野菜も週1回ぐらい買い物出ていますから、そういうのを町全体で。帰っている人達は困っていません。ただ、病院は確かにないから困ります、大変です。ペットがいる方も苦労しています。

そういう細かいところを心配りして、今後、対応していただきたいと思っています。

次の質問に入らせていただきますが、11月に議会報告会を県内外で7カ所開催しました。浪江町スポーツセンターで行われたとき、なぜ権現堂地区の復興に向けての取り組みがないのかと言われました。確か、避難指示解除する前に、役場に、まちづくりに関し都市計画の専門の方が入ったような気がします。今現在どんな経緯になっているのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

権現堂地区を含む中心市街地の復興につきましては、これまで、「中心市街地再生計画」を策定し、その後、計画を具現化するための「実施計画」を策定し、担当課それぞれに、事業に取り組んでいるところでございます。

現在、特に、空き家・空き地の活用策や、その後のハード整備等について、復興庁、関係課等と検討を行っているところでございます。

議員お質しの方につきましては、国において多くの都市計画事業に携わった方で、当町のまちづくり政策顧問として、中心市街地再生計画の策定や、事業の進め方など様々な指導・助言をいただいているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） まちづくりに関しては、コンサルタントもそうですが、現実を見ていないから、結構、今、人口減でどこの都市も困っています。大都市圏の近接の都市は、確かに人口増えています。やはり地方都市は人口減になっています。商店街に関しても、シャッター通りがかなり多いです、どこに行っても。ただ、町として人が増えているところがあります。コンサルタントを頼らず、自分の町の人で考えて、まちづくりをして、人口を増やして、将来を考えている町もあります。

島根県の海の土と書いて海士町、島根半島から60キロぐらい先、

船でも3時間ぐらいかかるところです。高校も廃校寸前だったんです。それが140億円ぐらいの借金も抱えて、10年前は網走の次、この町だろうと言われたぐらいの町です。

それが今や、高校にしてもクラス増になっています。関東、関西から、その学校の環境の良さに生徒が増えています。それにつられて若い人達も、移住もしています。その町では、それなりに努力もしています。はっきり言って離島ですから、新聞だって次の日です。ここの町は、コンビニも、スーパーありません。そういう中で、地道に人を増やしている都市もあるんです。ただ、確かに浪江町で、今までこんな事故はなかったです。ないからこそ町民により、町民の声で、町民を入れて、権現堂というのは商工業者の町と同じなんですね、浪江町の。人口でも、半分以上は権現堂地区に住んでいました。そののまちづくりを、しっかり地元の人を交えて、時間がかかっても、やはり入れて考えていくべきだと私は思っています。コンサルタントだけで、ありきたりな計画を作ってもどうしようもないと思います。

ただ、現実に都市計画をしないで、わからなくて家を建て始まっているところも結構あります。店屋も、自分でここだと思って建て始まっている人もいます。早く計画を進めて、出すなら出してもらってやらないと中途半端なまちづくりになるかと思いますが、その点はどう考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

議員お質しのとおり、中心市街地の再生計画を作成する際は、各地区の座談会を開いたり、あと、検討委員会の中に町民代表といえますか、区長さんでありますとか、有識者の方に入っていていただき様々なご意見をいただきながら、計画を策定したところでございます。

今年やっと実施計画を策定し、具体的な作業にとりかかったところでございますので、今後も、町民の方の帰町状況あるいは土地利用の状況等に応じて柔軟に、その辺は対応していきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 町民を加えるのはいいのですが、前回も言いました。行政区長さんでも、よそに家を建てて住んでいる方もいます。現実に町のことを考えているかというのと、ちょっとクエスチョンする方もいるかもしれません。ただ、現実に町に帰った人達で、ある程度座談会を催すなり、帰った人達の絆を広げて、いろんな集いで

集まるのは集まるけど、どうしても、そういう堅苦しい話になると思うと男の人は出てくると思うのです。今の集いに集まっている人は、女の人が8割から9割ではないかと私は思っています。いろいろ社会福祉協議会とか、週に何回とも、毎日のように日程が入っています。そういう場に出てくる人は、8割ぐらいは女性です。やはり町のこと真剣に、まちづくりとか、地元帰った人達少しでも考えていかないと。どうしてもよそに家を造った人というのは、真剣さが薄いのではないかと思います、同じ町を思うにしても。そういう方向で行くようお願いしたいとは思っています。

次に、町の環境整備について、前回も私は質問しましたが、避難指示解除要件に生活環境は整うとの項目があったと思いますが、確かに何も無い中で解除した気がします。確かに今は、解体業者、団地造成や、工事車のダンプが町内を行き交っていますが、私は、避難指示を解除した時点より、生活環境は全然変わっていないというより、悪くなったような気がしますけど、その点どう感じているのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、お答え申し上げます。

避難指示の一部解除に当たりましては、避難指示解除に関する有識者検証委員会から指摘いただきました16の課題を基に、除染完了はもとより、道路や上下水道、電気等の生活インフラの復旧、診療所の開設、日用品等買い物環境の整備等、おおよそ、必要とされる生活環境の整備に取り組んでまいりました。

解除後も、町民の帰還促進に向け、防犯灯のLED化やカーブミラーの補修、デマンドタクシーの運行、有害鳥獣対策、事業再開支援、雇用の場の確保等、生活環境整備に取り組んでいるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） どう感じているか、結局悪くなったか、答えは返ってこないですね。ただ取り組んでいますよね。

次の質問になりますけど、今、結構、解体業者も取り合いになっています。大熊町とか、富岡町、双葉町とか、この間の全員協議会で話がありました。だから、解体もかなり時間がかかるのではないかと思います。そして、1カ月前あたりからダンプの量も増えています。朝、私、散歩していますが、7時前、6号線辺り散歩していると車が数珠繋ぎです。小高の酒屋辺りまでは、かなり並んでいるのではないかと思います。114号線も、かなり6号線出る車で渋滞しています。高瀬の旧道のところも、東電とか南に行く車で結



構並んでいきます。かなり交通量は厳しくなって、本当に気ぜわしく感じるんです。帰った当初はこんなに車がなかったなど。私も、5カ月前はそんなに交通量なかったです。やはりいつまでもこんな状況では厳しいなとは思っております。

次の質問に入らせていただきます。9月定例会で、道路だけと思いますが、副町長から年に2回除草を行っているとのことのお答えがありました。

ただ、国道114号線など帰還困難区域も、年に2回除草を行っています。言わずと知れた帰還困難区域は、まだ立入制限で人が住めなく、車の通行、往来だけだと思います。

避難指示解除された所には、ところどころに帰還された方が住んでいます。私は、7月初めから谷津田に住んでいます。毎日朝など時間が空けば散歩しています。今朝も1万5000歩、12キロぐらい散歩してきました。ふれあいセンターとか、ぐるっとまわってきました。

10月に除草・草刈りをするまで、歩道が草ぼうぼうで歩けない所が数多くありました。東日本大震災で避難する前は、各地区に住んでいた住民が、行政区単位や、自発的に自宅前や自宅の農地のところは草刈りやっていたものです。

今は、帰町者が本当に少なくて、町に本当は負担がかかっているとは思いますが、道路の環境整備を、もう少し除草を年2回から3～4回に増やす考えはないか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

現在、町道の草刈りは、福島再生加速化事業を財源としまして、復興庁との協議で年2回道路除草を行っています。

他の自治体も同じ回数で除草を行っていますので、回数を増やすことは難しいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） その点は、町として強く言うべきだと思いますよ。困難区域で年2回除草しているでしょう。町で、帰って来て生活しているんですよ。ただ、この近辺だけではないんですよ。避難指示解除したところは、町として区間的に全体を見る必要があると思います。できないのではなくて、維持管理として、当然公共施設というのは、当たり前ではないですか。国にもう少し強く言って3、4回やるようにしないと、人が出なくなります。最近草刈りを終わってから、町内でも散歩する方はかなり出てきています。

それまでは、私、散歩しても、誰もすれ違いもなんもしませんで

した。結構きれいになってからは、歩いている方も増えています。

住んでいるんだから、公共施設をきれいにするのは町の責務だと思うんです。この間、課長にちらっと言いましたけど、歩道を歩くのに10mスパンで、地震のクラックが入っています。そこは、草が生えて歩くにもままならないところが結構あります。7年半草が伸びていますから、根っこは、かなり広がっていると思います。これは草刈りやっても同じです。除草剤を使う考えはないのか。ただ、除草剤したって、7年半かけて草の伸びた根っこを絶やすのは1回、2回では無理です。毎年2回ぐらい、常に除草剤で管理すれば、根っこはだいぶ消えてきます。草刈りも数が少なくなると思うんです。そういう検討は考えていないんですか。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 除草剤の使用についてということですが、農地に近接している道路であったりするために、除草剤というのは、農作物等の影響がありますので、慎重にならざるを得ないと思っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 人体には、確かに影響がありますが、年2回ですから、さほどは関係ないです。ただ、今のままだと、今度は修繕工事がかかりかかります。歩道全部剥がすようになります。そういう金を考えると、除草剤で常に少しずつ減らしていく方が、私は最善かなと思っております。

確かに、除草剤、人害に、やはり影響あるかもしれません。ただ、私達は、国だって1 mSvで、法律以上のところに住んでいるんですよ。だから、対策をするに、剥がしてやるなら金莫大な、薬剤散布だと金額的に1割、2割の金だと思います。長い目で見ると、それをやらないと、やはり歩道のいい道路、みんな修繕工事に莫大な金がかかりかかります。そうした方が良く、私はそう考えています。

次の質問に入らせていただきます。現在、帰還困難区域の災害復旧工事で、井手・酒井地区などの舗装工事をしていましたが、避難指示解除した区域の修繕工事は、どのような進捗状況か。既設構造物と舗装部分の段差のある所、歩道にしても、昼間でさえ歩きづらい箇所や、歩けなく車道を歩く箇所もあります。昨日見たら、浪中の北側は今、工事中で、あそこは良くなりそうですが、高齢者の手押し車で歩けない所が多いです。路肩部分を野生動物、イノシシだと思いますが、掘り起こし、舗装が壊れかかっているところは結構ところどころあります。早く路肩を直さないと、歩道や車道が傷んでくると思いますが、点検・確認を行っているのか、いつまで管理

をするのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 道路の至る所に不具合があることは、課題として認識しております。現在まで災害復旧工事を中心に行って参りましたが、今後は、細かい補修工事にも尽力して参りたいと思います。

現在、定期的に道路パトロールは行っておりまして、そういった不具合箇所等のリストは作っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） あと、困難区域、災害復旧工事やりましたね。そこで舗装からとか発生したと思うのですが、それは、以前の話では、困難区域から持ち出しできないと私は説明を受けた記憶があるのですが、今どんな状況なのか、どこに仮置きしてあるのか、どう処分したのか、わかればお話をお願いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） アスファルトガラなどについては、線量で8000Bqあるかどうかでありまして、8000Bq以下のものは、従来のおり、中間処分を行っておりまして、8000Bqを超えるものは、環境省が指定廃棄物として処分するという事になっております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 以前は、そんな話、議会にはなかったのではないかと私思っています。

あと、次の質問に入りますが、公共施設の管理についてお伺いしたいと思います。避難指示解除時には、町営住宅や小中学校の教育施設など除染され、本当に綺麗になっていました。それが、今は見る影もなく草ぼうぼうになっていて、最近では、除草されたところもあります。学校のすぐ脇や、町営住宅のすぐ脇にも、帰町されている方も居られます。町で、わざと荒廃させて、帰って来なくてもいいと思っはいないと思っておりますが、前回も質問させていただきましたが、今もって避難指示解除してから管理されていないと思われる公共施設がありますが、どう考えているのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

公共施設の管理についての基本的な考え方でございますが、町営住宅や学校、公民館などの公共施設については、適性な利用を行うため、施設管理者が定められております。

しかしながら、震災後、庁舎や地域スポーツセンターなど、一部

の施設を除き、使用を休止している施設が多く、十分な管理ができていない状況が続いており、課題となっております。

今後、休止している公共施設については、それぞれの施設管理者において、地域での活用を含め、廃止、統合、再開これらの利用方針を整理しながら、除草等必要な管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 施設管理者でやっていないということですね。

ただ、町で、もう少し責任をもってやらないと、例えば、中上ノ原町営住宅、あそこ全然やっていないですね。あそこ7号棟の脇に帰っている人もいますよ。よく文句を言わないと私、感心しています、逆に言えば。もうすぐ脇ですから。結構、苅野小学校の目の前にもいるし、きちんと公共施設はきれいにしておくべきだと私は思います。それは、指定管理者ではなくて、町の責任でやるべきだと思っています。今のうち予算をとっておかないと、これから、ますます帰る人が少なくなるのかと私、思います。

道路をきれいにして、学校など公共施設をきれいにしておかないと、大堀小学校の隣の人なんて自分のところをきれいにしてもらう、今まで全然草刈りもしなかったです。今度、区長会で先日草刈りをしました。町で協力、なんだ、これは。教育委員会で、わざと草を伸ばして協力したのと逆に思ったんです。これだけ責任を持ってやらないと、地元の人でも呆れて草刈りやっている状況です、逆に言えば。もう少し公共施設に関しては、きれいにしてもらいたいと思います。

指定管理者もそうですが、町としてしっかり責任をもって、こうやってきれいにしていくから、みんな帰れるんだよと、そう言ってもらいたいんですよ。

なおかつ、私は、国道6号線、国に対して、もっともっと草刈りとか手入れしてほしい、荒れ放題ですから。6号線入って来て浪江に来ると草ぼうぼうです。だから、町で自分の管理していないから言えないと思います。どんどん言ってきれいにして、どんどん国にも言って、きれいな環境施設にすることによって帰る人も、私は出てくるのかと。安心感があると思うんです。これはお願いしたいと思います。

次の質問なんですが、今、全国でいろいろな災害が起きています。はっきり言って、町でも、どんな災害が起きるのかわからないと思います。新たな防災管理計画もできていますが、今の時点で、もし町で大規模災害が起きた場合、どこに避難すればいいのか、お伺い

します。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

町の避難所、緊急避難場所、原子力災害時の一時集合場所などについては、既にお配りしている防災ガイドブックやハザードマップ、ホームページなどに記載のあるとおりですが、学校やグラウンド、公園など、地震、津波、洪水など災害の種類ごとに設定しております。住民の皆様には周知が不足している部分もございますので、引き続き、機会あるごとに周知に努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 現在、避難場所と言われているところは、避難できないところがあるから、感じているんですね。やはり今、大堀小学校のフェンスのところ、大規模災害のときには、ここに避難してくださいと書いてあります。ただ、避難できないでしょう、あそこ何もなっていないから。今、本当にどんな災害が起きるかわからないですよ。千年に1回とかの地震も、千年ごとではないですから。明日また同じ地震があるとも限らないですよ。やはり常に危機意識をもって取り組んでほしいと思います。

次の質問に入ります。浪江町中央公民館大堀分館が半壊か、全壊かわかりませんが、大堀幼稚園も戸が開けっ放しになっています。どう考え、どう対応するのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） ご質問にお答えします。中央公民館大堀分館、それから大堀幼稚園ともに震災直後から立ち入りをした際に、施設の確認や施設内の整理を行ってきたところでございます。

大堀幼稚園につきましては、立ち入りした段階では、自前で簡易な修繕を行う等の応急的な対策を行ってきたところでございます。しかし、その後、有害鳥獣等に侵入され、荒らされた形跡等もあることや、台風等の自然災害等で現在の状況になったと考えております。

また、中央公民館大堀分館につきましては、震災及びその後の余震による影響もあり、議員お質しのとおり建物被害調査で半壊の判定を受けております。

また、大堀幼稚園につきましても、同じく半壊の判定を受けているところでございます。両施設共に施設自体が老朽化している状態で、震災等の影響も受けていることもあり、年数が経てば危険性も出てくる可能性もあることから、現在、解体の方も含めて今後の検討をしているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 今、現実に避難解除して、大堀でも、少なくとも帰っている方おられますよね。大堀地区で集まって話するところもないんです。本当は、避難指示解除後、やっぱりそれだけの準備を私はするのが当たり前ではないかと思えます。

ただ、今、ついでに質問ですが、大堀小学校も、各校舎も、片付けは済ませているんですか、校舎内。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 今、使用されていない校舎の状況ですが、学校によって若干差はございます。除染の作業の進捗の段階でございますので、大堀小学校について申し上げますと、幾世橋小学校と並んで比較的早めから対応ができておまして、中については、片付けるべきものはかなり残っておりますが、比較的きれいに整理されていると認識してございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 現実に大堀公民館、使えなかったら使えないでもいいのですが、地区の集まる場所を早急に検討するのは必要だと思うのです。大堀小学校、休校になっていきますよね。ただ、あそこの一部屋でも、大堀分館の代替えで使うなり、やはり大堀地区でそういう教室開放も一案だと思うんです。そういう検討して、やはり公民館、たぶんあれは壊すからいいんですが、ただ、大堀地区なら大堀地区で集められる場所をきちんとしておかないと、今後帰って来た人が増えるに従って、やはり大堀地区で集まる場所はどこにするんだと。各地区の集会所と言ったって、みんな便利がいいところは小野田の学校の近辺なんですよ。今、三つしか行政区帰っていなくても、あそこが中心になります。小学校が休校しているならば、あそこの校舎を利用するのも、私は一案かと思っています。そういう方向は考えていないですか。検討はないですか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。私ども今、教育委員会として学校の施設の管理の責任を負ってございますが、今後、学校として利用できることについては、かなり厳しい状況がございますので、これを町全体の施設としてどう活用するかということになりますと、広い検討が必要になってございますので、そういう中では私ども、それに、できるだけ活用できるような条件を保っていきたいと、そんな形でいるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 大堀もそうです。浪江小もそうです。荻野小も

そうですけど、休校になって使わないでいるよりか、何か有効利用を考えていかないと、その地区の中心街ですから。確かに創成小学校は、東中跡になりましたが、浪小あれどうするんだって、結構町民の方、思っているんですよ。きれいに片付けちゃって、いこいの集いの場とか、そういうところを利用して今、休校になっている学校を使うのも一案だと思うんです。やはり権現堂の人、浪江小学校で何かやるかと、そういう方向にもって行って、やすらぎを与える場も必要ではないかと思いますが、結局、校舎内はきちんとしてしまって、できるだけ有効利用を考えていくべきだと私は思います。浪小も、やはりきれいにして、今回、十日市も駐車場として使われました。きれいにすることによって利用価値があるんですよ。よそから来た人も、浪小とか、みんな結構見ている人は多いんです。自分育った学校でどうなっているか、みんな不安に感じています。いつまでも震災時と同じではなく、きれいにして、いつ来ても良いように環境づくりをしてもらいたいと思います。これは要望になります。

最後の質問になりますが、11月全員協議会で町立学校に係る経過概要ということで、説明を受けました。12月号ですか、広報なみえにも載っていました。ここ数年後、なみえ創成小・中校を除いて休校、そして廃校になると、教育委員会30年度第11回定例会で今後の方針を決定したとのこと。9月の文教・厚生委員会で、教育長に、なみえ創成小・中学校を浪小・浪中に移行する考えはないのかと、私はお伺いしましたが、創立の趣旨からも、それはあり得ないとのことのお答えがありました。なみえ復興レポート、先日、議会報告会でいただきましたが、その表書きに、ふるさと「浪江町」海と山と川に囲まれ、自然に恵まれたまち、歴史と伝統を大切にすまちと謳っています。普通、伝統というのは、郷土芸能、あと色々な大堀相馬焼というか、芸術ですか、あと学校、いままで先祖伝来で伝えた個人の家、学校は伝統に入るんです。そう簡単になくしていいのかなと私思っています。だから、創立段階で、まだ浪江小など各校の休校が決まっていなかったと思います。ただ、現実にも今、報告も出ました。ある程度、町も落ち着けば、なみえ創成小・中学校を浪小・浪中に移行して伝統を継承するべきだと私は思いますが、どう考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。なみえ創成小学校となみえ創成中学校でございますが、これは、ご存じのように、「浪江町町立小・中学校に係る検討委員会」からの答申をいただいて開

設してございます。

答申の内容でございますが、一部紹介しますと、「帰町後の再開校を新設校として、小学校・中学校を一つの校舎に集約して学校を再開すること」、あるいは「新たな学校はこれまでの学区にとられない学校とし、各地区や学校の実績や歴史、文化、避難先再開校の良さを継承しつつ、地域の中での新しい学校とすること」こんな形で「従来の学校の再開とは異なる、新たな学校の位置付け」がなされておりました。

現在、なみえ創成小学校と、なみえ創成中学校では、このような学校誕生の経緯と位置づけを踏まえた学校づくりが進んでございます。これを浪江小学校・浪江中学校に移行することは新たな混乱を生じ兼ねませんし、答申の趣旨とも異なってしまうと、そんなふうにご考えてございます。

お話にございます「自然に恵まれたまち、歴史と伝統を大切にするまち」の学校としましては、今後、なみえ創成小学校と、なみえ創成中学校を中心に、住民の方々などの参加をいただきながら、町の自然や各地区の歴史・文化、従来の学校の実績や伝統などの理解と継承に取り組んでまいりたい、そんなことで今、進めているところでございます。

- 議長（紺野榮重君） 11番、松田君。
- 11番（松田孝司君） お聞きしたいんですけど、なみえ小学校創立何年ですか。
- 議長（紺野榮重君） 教育長。
- 教育長（畠山熙一郎君） 明治6年だったかと思っておりますので、144年から145年ですね。これは、他の小学校もほぼ同じ経緯でございます。
- 議長（紺野榮重君） 11番、松田君。
- 11番（松田孝司君） 1873年、明治6年6月創立です。今146年目、あと4年で150年です。創成小学校、あと50年経つのに私達いないと思っております。150年を私は祝いたいと思ったんです。伝統を繋ぐのが私達の役目だと思っております。確かに、設立、創成時期わかります。全国に創成という小中学校どれくらいありますか。
- 議長（紺野榮重君） 教育長。
- 教育長（畠山熙一郎君） はっきりしたお答えにはなりません、創成の学校の名前を選ぶときに言葉を募集しました。いわゆる創生期間の生まれるとか、そんな言葉があるのですが、なるべく他にはないものということで、しかも、私ども願っている学校の意図と合うものということで確認したわけですが、ないとは言い切れないのですが、そんなに多くはないと思っております。



○議長（紺野榮重君） 11番、松田君。

○11番（松田孝司君） 創成という名の小学校はありません。高校は全国で二つあります、長崎県、広島県。創成という意味からして、つくり上げて成し遂げる。小中学校では、それは中途半端な名前です。だから、全国で小中学校ではありません。高校は、成し遂げるために創成高校と広島中央創成校2校あります。

あと、大学でも創成という、成し遂げるためにこういう趣旨でやっています。やはり、浪江町伝統150年、私は祝いたいと思いました。町民の方にも、広報なみえにもうたっています校歌を伝承したい。町民の考えは違うんです。校歌を歌ってもらいたい。自分達の孫や子供に、そういう方、結構町民の方にもおられます。その思いを私は大事にすべきかなと思っております。これは、あくまでも私の判断ですが、町として残すなら残すで、ただ、いかがなものかと私は町民の方にも言われました。この場で一度は言うておくべきかと思っておりました。今朝の新聞にも載っていました。

今朝の新聞の2面に載るということは、本当に休校、廃校っていうのは大変なことなんですね。いままでの歴史をなし崩しにするのと同じですから。よその避難先で新たな名前をつくってないと思います。富岡は、富岡小学校となっています。やはりいかに伝統を守るかを考えるのが、我々の職務だと思っています。

あとは町の判断ですが、お陰様で私も、5カ月住んで、野菜も作って、放射性物質も今のところ大部分が出ていませぬので、安心して物を食べて生活していきます。

つたない質問ですが、いろいろありがとうございました。これで質問終わらせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、11番、松田孝司君の一般質問を終わります。

---

○議長（紺野榮重君） ここで10時30分まで休憩します。  
(午前10時16分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午前10時30分)

---

#### ◇ 石 井 悠 子 君

○議長（紺野榮重君） 2番、石井悠子君の質問を許可します。

2番、石井悠子君。

[2番 石井悠子君登壇]

○2番（石井悠子君） 2番、石井悠子です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を一括質問方式で行わせていただきます。

吉田町長に、初の質問となります。どうぞよろしくお願いたします。

吉田町長は、馬場有前町長が取り組んできた復旧・復興のための数々の施策や事業を継続し、さらなる進展をさせるべく努力を重ね「どこに住んでいても浪江町民」の下、町民の皆様の生活再建・生活施策を維持し、絆を絶やさないようにしっかり努めてまいりますと、「広報なみえ9月号」就任挨拶にて掲載されていまして、私も含めて「どこに住んでいても浪江町民」という町長の言葉が避難生活を余儀なくされ、避難解除後も、浪江町に帰りたくても帰れない方々、いずれは帰ろうと思っている方々、帰らないと決めた方々など様々、複雑な気持ちで避難生活を送っている町民の皆様に、安堵感や希望を与えてくださったと思います。

その一方で、浪江町に解除後すぐ帰られた方々、もうすぐ帰ろうとしている方々から不安の声、生活の不便さなどの声も上がっています。

様々な状況の町民の皆様の声を拾い上げ、帰還人口についてなど、7項目、質問させていただきます。

質問に対し、町の明解な答弁と今後の町政について、町の考え方をお聞かせください。

1. 帰還人口について。

一部区域を除いて、避難解除から1年8カ月が経ちました。居住人口10月末現在、561世帯853人となっています。浪江町は、震災以前より人口減少、少子高齢者が進んでおり、震災の発生がなくとも大幅な人口の減少と高い高齢化率が予想されていたなどと、平成28年3月「浪江町人口ビジョン」にて掲載されており、震災以前の必要な視点としては、子育て環境の充実、婚姻率の上昇など子供を望む世帯を確保と出生率の上昇、若者に魅力あるまちづくり、雇用の場の確保などによる若者の流出の抑制、人口の減少、少子高齢化社会に備えた地域づくりの推進でした。

震災以降の町の現状から、復興そして人口減少克服への取り組みの指針となる視点は、1. 持続可能なしごとづくり、2. 浪江町に向かうひとの流れづくり、3. 子どもたちの明るい声が聞こえるまちづくり、4. 被災経験を生かしたみんなで作るまち、みんなを支えあうまち。

これらを踏まえ、目指すべき将来の方向と長期的な町の展望人口

における目標人口を設定されましたが、震災による全町避難により、平成28年の時点で居住人口ゼロだったため、長期的な人口の推移を設定することが難しい状況でした。そのため、2035年に中期的な目標人口を設定いたしました。12市町村将来像の人口見通しの試算による帰還見込者数と現時点で試算できる新たな住民数から、中期的な目標2035年8000人程度となっていますが、今時点で、町は目標に向かって順調とお考えか、お伺いいたします。

次に、人口増加を目指す上で、3月に発表されました意向調査の中で、帰還意向「まだ判断がつかない」が31.6%となっていたと思います。帰還された方から、「やっぱり浪江はいい、清々する」、「畑仕事ができることがうれしい」など帰還して良かった話もある一方で、「浪江町に不便を承知の上で帰ってきたのに歓迎されているような感じがなく」、「買い物環境が悪い」「道の駅をつくるよりスーパーをつくってほしい」、「車に乗れるから、まだ生活ができるが、運転ができなくなったらここには住めない」、「一人暮らしなので何かあったらと考えると不安で眠れない」など、色々な声をいただいています。先行して帰って来てくださった町民の方々から良い話が余り聞こえないことが、帰還判断を妨げているのではないかと、私は思います。町は、帰還を促すためにも、判断がつかない方々への、どのような対応、対策をしているのか、お伺いいたします。

次に、人口増加を目指す上で、新町民の転入は、これから「町のこし」をする上でも、大切な町民だと思います。浪江町だけのオリジナル事業、魅力ある事業などの新事業や対策を、町は考えているか、お伺いいたします。

続きまして、2. 復興支援員についてです。

昨年、福島県内市町村にも復興支援員を配置すべきでは、を質問させていただきました。町は、県内への検討を含め、団体、関係各課とも連携・協力しながら必要な支援を行ってまいりますと、お答えいただきました。

お答えどおり、平成30年度より委託先を一本化し、福島県内いわき市4名、郡山市2名、福島市2名を交流館に支援員を配置し、県外は宮城県2名、東京都7名と計17名の支援員を配置しているかと思えます。

町外の約2万人への支援方法を、お伺いいたします。

次に、町と委託先の公益社団法人青年海外協力協会（J O C A）、それから、支援員の連携は取れているか、お伺いいたします。

次に、支援員の方々は、ほとんどの方が浪江町民の方だと思います。支援員の方々も、避難生活をしている中で町民の方のために、

お仕事をしてくださっています。一年間の契約とはいえ、急に契約を切られてしまつては困ると思います。町外の町民も、支援員に会えることで元気をいただいているという話を聞きますし、町長のおっしゃる「どこに住んでいても浪江町民」浪江町に忘れられていないと思つていただけるつなぎ役だとも、思います。

この事業は、震災後、浪江町が最初にやり始めた事業で、今では、他町のモデルになっている事業です。支援員は、町の顔として、町民と関わりを持ってくださっています。

この事業は、いつまで続けることができるのか、お伺いいたします。

続きまして、3. 住民票について。

町民の皆様のお悩みの多くに、住民票があると思います。

以前の質問で、避難先に住民票を移さなくても行政サービスを受けることができるのかについて、前町長より、「原発避難者特例法」が継続される限り、住民票を移さなくても行政サービスは提供されますと、お答えいただいておりますので、町民の皆様も、「原発避難者特例法」により、浪江町から避難先に住民票を移さなくても生活ができ、行政サービスを受けることはご存知です。ですが、「原発避難者特例法」が10年でなくなるのではないのかと、皆さん心配しています。浪江町民として、住民票だけでも置いておきたい。自分の意思に反して、町を出なくてはいけなかった状況にあったために、今の生活になっていることをわかつていただきたい。浪江町とつながっていると思える一つに、住民票がある。

このような状況の中で、いつまで浪江町に住民票を避難先に移動せずに置いておけるのか、お伺いいたします。

続きまして、4. 固定資産税について。

通常、固定資産税は、年1月1日現在、土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産税の価格を基に算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金だと思いますが、浪江町は、通常の状態ではなく、建物解体待ちの方、解体終了の方など、どのような状況でも所有しているものではありますが、町民の方々は、住める状況でない浪江町の土地、家屋などに税金を払えない。それと、避難先に住宅を購入された方が、避難先に固定資産税を納めるので、浪江町の方まで支払う余裕がない。避難解除がいつになるかわからない状況だったので、やっとの思いで、土地を探し、家を建てて生活が落ち着いた矢先に解除となり、税を納めるとなると、また、お悩みが増えますなど、皆さん固定資産税を納めることに苦悩されています。

平成31年度、固定資産税の全額免税のお考えがあるかを、お伺いいたします。

次に、家賃等支援事業助成金についてです。

応急仮設住宅の供与が、平成31年3月末まで一律延長された区域から避難し、東京電力から家賃賠償が平成30年3月末で終了した世帯のうち、家賃等の支援を必要とする世帯に対して応急仮設住宅の供与を受けている世帯と同等の生活再生を行いますと、平成30年4月16日の福島県生活拠点課よりお知らせがありました。

前の質問では、家賃請求先が東京電力から福島県にかわることで、年に4回書類提出になりましたし、3カ月分の家賃を前払いしなくてはいけないことになり、家計の負担になっていると町民から声が上がっています。

年に4回の書類提出は、特に高齢者の方にとって自分一人では書類記入ができないことが現状とありますと、申請書類等の記入などのサポートをお願いいたしました。今でも、申請書類記入の大変さは、変わらないですが、今回は、申請してから入金までの期間が2カ月から4カ月ぐらいとなっており、何カ月も立替払いとなっていることで、町民の方々の生活が苦しくなっています。家賃等の助成金があることで生計を立てている方もいます。

先日、お会いした方は、書類に記入漏れがあったと2カ月くらい過ぎてから書類が戻ってきたと言って、「入金がいつになるんだか」と、お困りになっていた方もいました。

県に申請書類を送ってから町民への入金までの期間が長いことを、町は、県に改善を求める考えはあるか、お伺いいたします。

#### 6. 国民健康保険について。

震災後、心身両方において様々な健康問題を抱えている方が多くいます。

心理的側面では、被災体験や家族・知人の喪失に伴うPTSD症状の出現、抑うつ、不安、怒りの増加などから病気になった方も、多くいるようです。

身体的側面では、睡眠障害、血圧上昇、生活習慣病の発症・悪化、頭痛や腹痛を代表とする心身症などが、多く見られます。

このような状況になったのも、震災後、大きく環境が変わったことが原因だと、私は思います。

これらのことから、医療費一部負担金の免除延長は、町民にとって、避難生活の上で重要なものです。それと、同じ浪江町民にもかかわらず、帰還困難区域を除いた区域の上位所得世帯を除き免除となっていて、町の中で帰還困難との差が出ていることを、怒ってい

る町民もいます。

平成31年3月以降の医療費一部負担金免除延長を望む町民の思いを、町は、どう受け止め、どう対処してくださるのか、お伺いいたします。

7. 満開橋開通について。

請戸川が流れる幾世橋と北幾世橋をつなぐ橋、東側方面より荒井橋、内匠町橋、上川原橋、幾内橋、満開橋となっています。震災後、内匠町橋と幾内橋が幾世橋と北幾世橋を行き来するのに主となっておりますが、満開橋より北側方面の万海や西原、渋井の地区の町民は、例えば、役場に来るにも、大聖寺がある東側方面に向かい幾内橋を通るか、または、藤橋山不動尊がある西側方面より国道6号線に向かうか、どちらかの遠回りをしなくてはなりません。避難解除後、渋井地区には早々と帰還して下さった町民がいます。

少しでも早く工事をすると思っていましたが、8月の全協では、満開橋通行止め期間は平成31年6月予定となっていました。ですが、今回の全協では、通行止め期間が平成32年3月ごろまで予定と、9カ月も延長になった理由を、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 石井議員のお質しにお答えをいたします。

まず、私からは平成31年度、固定資産税の全額減免の考えはについて、お答えをいたします。

避難指示が解除された区域においては、地方税法附則第55条により、平成30年度から平成32年度までの3年間は、土地及び家屋の固定資産税は2分の1法定減免となります。平成30年度は、残りの2分の1につきましては、条例により減免としたところですが、その減免額については、復興特別交付税により補填されるところでございます。

しかしながら、次年度以降は、法定減免を超えた部分の条例減免に対して、国から見直しを求められているところでございます。

私といたしましては、納税意識の醸成の必要性も感じておりますので、他の市町村の状況も踏まえつつ、慎重に検討してまいりたいと考えているものであります。

その他につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、1. 帰還人口について。

①中期的な目標に向かって順調と考えているのか、のご質問にお答え申し上げます。

10月末の町内居住者は853名で、避難先での就労や就学など個々

の事情があり、順調とは言い難いものの、少しずつではありますが、目標に向かって着実に増加していると考えております。

②帰還人口が増加しない原因につきましては、11番議員にもお答え申し上げましたが、町民が帰還に迷われる要因といたしまして、避難先での就労や就学、個々の事情に加え、住民意向調査において、帰町の不安要因として挙げられている買い物の不便さや、医療・介護等に対する不安解消が課題であると、認識しているところでございます。

そのため、現在、防犯・有害鳥獣対策、医療・介護サービスの確保等不安解消に努めるとともに、公共交通・買い物環境の整備、さらには雇用の場の確保など、町内での生活環境を整備することにより、町内居住者の増加に努めているところでございます。

③新転入者への新事業や対策について、のご質問にお答え申し上げます。

町内への移住を考えている方からの問い合わせ等に対応するため、現在、まちづくり会社の中に、移住・定住相談窓口を設け、町内の復興状況や、移住に関する各種相談に対し、丁寧に対応しているところでございます。

また、今年度より、県の補助を活用し、町内への移住者に対し、住居の取得費用に対する補助制度を、予算化しているところでございます。今後とも、転入者増加のため、効果的な施策を検討していきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、2. 復興支援員について。

①町外避難者約2万人の支援方法について、お答えをいたします。

町広報誌やホームページ等による、情報提供につきましては、今後も継続して実施するとともに、本年度は、復興支援員による生活再建を中心とした支援活動を行っております。

特に、県外支援員においては、従来より取り組んでまいりました戸別訪問を軸に、住まいや生活の支援情報の提供、相談に対応するなど、個々の状況に応じ、町民の皆様に寄り添った支援を心がけております。

また、県内においても、戸別訪問を行うとともに、各交流館を活用したコミュニティー形成支援に取り組んでおります。

次に、②町と中間組織、支援員の連携は取れているかについて、お答えいたします。

これまで、各県の支援組織の下、個別の活動であったものを、本年度、一元化したことにより、県という枠組みにとらわれず、支援

員同士で相談をしながら訪問エリアを設定するなど、柔軟な対応ができるよう、連携が図れていると認識しております。

町といたしましても、支援員の全体会議や、中間報告会に出席しながら、支援員との意思疎通を図ってまいります。

次に、同じく③この事業はいつまで続けることができるのかについて、お答えいたします。

復興支援員制度の総務省で定める期間は、「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」となっているため、復興庁の設置期限に合わせて、2020年度末まで続けることができるものと、認識しております。

**○議長（紺野榮重君）** 住民課長。

**○住民課長（中野隆幸君）** 3. 住民票について。

いつまで浪江町に住民票を避難先に異動せずに置いておけるのか、のご質問にお答え申し上げます。

住民票につきましては、原則、住民基本台帳法22条の規定によりまして、生活の本拠を移動したときには、住民票を異動する必要があります。ただ、浪江町民のような原発避難者は、原発避難者特例法によって、どの自治体に避難しても、また、住民票を異動しなくても、適切な行政サービスを受けられるよう措置されているところがございます。継続される限り、住民票を異動することなく、行政サービスの提供が受けられます。また、この法律に期限の定めはございません。

**○議長（紺野榮重君）** 生活支援課長。

**○生活支援課長（居村 勲君）** それでは、5. 家賃等支援事業助成金について、お答えをいたします。

町に対しましても、支払い遅延のほか、申請不備による差し戻し、コールセンターに電話が繋がらない等のご意見が寄せられており、その都度、県へ照会、理由の確認を行い、対応策の提案も含め、改善を強く求めています。

町といたしましては、今後も、町民の皆様にも不利益が生じないよう、引き続き改善を求めてまいりますとともに、手続き等の直接的な支援にも、より一層努めてまいります。

**○議長（紺野榮重君）** 健康保険課長。

**○健康保険課長（掃部関久君）** 国民健康保険医療費の一部負担金免除について、のご質問にお答えいたします。

町では、国民健康保険の被保険者の多くが、無職や非正規雇用被用者等の低所得者層及び年金生活者等であることから、平成31年3月以降も医療費の一部負担金免除措置を、できるだけ長く継続する



よう国及び関係機関へ対し、要望してまいります。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 7. 満開橋の開通について、お答えいたします。

満開橋の災害復旧工法について、平成29年10月の事前協議では、破損した橋脚部分を補修する工法で承諾をいただき、設計を進めてまいりました。平成30年2月に災害査定が決まり、事前説明を災害査定官にしたところ、橋脚をつくり直すよう指導されました。工法の再検討に時間を要したため、通行止め期間を延長せざるを得ませんでした。

また、今月10日から満開橋の災害査定の実施が決定し、11月30日に事前説明を行いました。復旧工事は、早期に発注し、平成31年度末までに完成したいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） それでは、再質問、固定資産税についてと、住民票について、あと、復興支援員について、させていただきます。

初めに、固定資産税についてですけれども、条例によってお支払いしなくてはいけないという方向になっていかざるを得ないのは、わかるのですが、お支払いできない方が増えた場合、支払いに納得できず納めなかった場合、浪江町は、どう対応するお考えか、お伺いいたします。

固定資産税については、自分の代はお支払いできるが、子と孫の代には支払いができなくなるという方もいらっしゃるって、それが心配のもとになっているので、お支払いについてどう対処して下さるかを、お尋ねいたします。

続きまして、住民票についてですが、こちらは法律によって異動しなければならないということですが、浪江町から住民票を異動せざるを得なくなった場合、居住人口、今、約800人で、「町のこし」が可能か、お伺いいたします。

町は、どのような対策を考えているか、お伺いいたします。

次に、復興支援員についてです。

特に県外で避難している町民の方々からは、「訪問に来なくなった、支援員はいなくなったのか」、「最近、何のお知らせもない」、「集まりやんないのか」、「電話もない」など、急に連絡がなくなったことで、町民の方々が寂しさを感じていますし、業務がなくなったとも思っている町民がほとんどです。特に、県外で避難生活している方々は、浪江町の情報が届きにくいので、支援員からの情報が、重要である場合があります。

それから、解除後に悩みが多くなった方々が多くなっている中で、支援員の存在がとても大きいと思われませんが、町は、支援員の業務内容をどう思われているか、全て業務内容については、J O C Aさんにお任せしているのか、お伺いいたします。

次に、「どこにいても浪江町民」に思ってもらえるのは、支援員の業務も大切だと思いますし、いずれは継続できなくなる事業としても、何かの方法で、つながりをつくっていただきたいと思います。それは、今すぐ帰還を考えてない方でも、情報をもらえることで、身の振り方を考える機会にもなるかと思えます。

私としては、新事業の提案をさせていただきます。10月に委員会で軽井沢町に研修に行かせていただきました。そこで、「ひとり暮らし高齢者等安心コール事業」ひとり暮らしの高齢者の方々に、地域で安心して暮らすことができるように、社会福祉協議会（訪問介護員）が電話を通して、孤独感を解消するとともに、安否の確認や健康状態の確認を行っている事業です。

この事業は、今の避難生活で色々な地域で生活している方々など、浪江町民全町民に対して、行える事業ではないかと思えます。支援員の人数減少に伴い、訪問が難しい方も、電話で状況把握することができます。そこで、訪問が必要と判断した際に伺うなどとする事業は、どうでしょうか。

町としては、この事業をどう思われるか、お伺いいたします。

先ほどの、もう一つ質問があるんですけども、復興庁が2020年度末で終わるといふか、なくなってしまうといふのは、そこからは、どういう対策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 再質問にお答え申し上げます。

固定資産税のお支払いについてのご質問に対しまして、お答え申し上げますが、仮に課税となった場合ですけれども、納期限までご納付いただけなかった場合には、できるだけ早期に納付していただけるようお知らせするため、まず、督促状を発送いたします。それでも納付いただけない場合には、電話又は訪問による催告を行います。文書や訪問による再三の催告にもかかわらず、納税相談や納付がないときは、納期限内に納付された方々との公平を保つため、法令にのっとり、しっかりと対応してまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 住民票についての再質問で、人口800人で「町のこし」は可能かというご質問にお答え申し上げます。

震災前の人口2万1000人に比べまして、居住人口800人では到底

十分ではないと認識してございます。繰り返しになりますが、町内での生活環境整備を進め、帰町される方、新転入される方、それぞれの増加に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、支援員に関する再質問にお答えをいたします。

まず、支援員の業務内容について、議員のおっしゃるとおり、特に県外に避難する町民の皆様にとって、支援員の存在が大きいこと、また、この事業が浪江町とのつながりを感じる上で、重要であると認識をしております。

町といたしましては、生活再建に必要な情報の提供や、生活相談の対応など、今後も、引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、「ひとり暮らしの高齢者等安心コール事業」についてということで、ご質問にお答えをいたします。

議員お示しの「ひとり暮らしの高齢者等安心コール事業」は、訪問介護員等の専門家による見守り活動事業として、非常に有効な事業と認識をしております。

町といたしましては、現在、復興支援員が戸別訪問を行う際には、まずお電話で内容を伺うなどして、見守り等が必要と思われる方や、生活再建支援が必要と思われる方を中心に、戸別訪問をしております。今後も、必要な情報の提供や、状況に応じて関係機関等につなぐなど、一人一人に寄り添った支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2020年度以降について、のご質問にお答えをいたします。

町といたしましては、復興・創生期間終了後も、避難生活支援は必要であるとの思いから、期間終了後も引き続き、財源も含めた支援継続を国に対して要望をしております。

○議長（紺野榮重君） 2番、石井君。

○2番（石井悠子君） 以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、2番、石井悠子君の一般質問を終わります。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前11時06分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 11時08分)

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君の一般質問を許可します。  
10番、渡邊泰彦君。

[10番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 議長より、質問の許可を得ましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。質問方式は、一問一答方式でお願いいたします。先月、議会報告会というのを県内外で開催させていただきました。県外は、数は少なかったんですが、1回目は、浪江町地域スポーツセンターで実施させていただきました。その時に、さすがに町内に帰還している方々がお集まりになりまして、その方々から、生の声をお聞きすることができましたので、今回の一般質問は、町民の意見や質問を受けて、お尋ね申し上げます。

まず、一つ目は、町内の買い物の利便性についてということでお尋ねいたします。

帰還した町民は、不便は承知だということで帰還した事実があります。しかしながら、1年8カ月以上経過した現在も、買い物の利便性は向上しているとは、言い難いです。いつまで我慢すれば、スーパーの再開が実現化するのか、何とかしてほしいという町民の切実な要望に、町はどのような計画を立てているのかということをお尋ねしますが、11番議員の方からも同じような質問をさせていただきましたが、町民の切実な要望があるんだと、時間はあまりかけられないんだという意見に対して、町は、今、どのように思っているかをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ご質問にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、スーパーマーケットの整備につきましては、町の最重要課題として認識しております。現在、早期整備ができるよう出店をご検討いただいている事業者と、最終的な詰め協議を進めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、課長のお答えをいただいたんですが、以前から、何回も聞いているんですけど、さっぱり答えが同じだと。いつまで検討しているんだということですが、ちょっと前置きが長くなるんですけど、今から2年前、避難指示解除する前、避難3要件というのが提示されまして、その中で、買い物利便性ということが、入っていたわけですね。その時に、町がどういう動きを

したかという、町内に震災前にスーパーを営んでいた方、経営していた方にお声をおかけしたと。何とか事業再開してくれないかということでお願いしましたが、ことごとくだめだと、事業再開する意思はないんだということを受けて、今度は、大手スーパーに交渉したという事実はあるんですね。今、その段階で来ているわけですが、なかなか、それも一つ返事ではうまくいかないというのが今の現状で、最終的な交渉が、果たして、いつまでを考えているのか。というのは、この間、前回の質問で、道の駅も計画どおりいっているんだよと、産業団地に関しても計画どおりいっているということになれば、あと2年ちょっとすれば、道の駅がオープンすることなんです。その中で、今回のプロポーザル方式の中を見ると、スーパーが計画の中に入っているんですよ。例えば、具体的に言えば、12月までスーパーの方が、よし、出店しようというお答えをいただいた時に、いつ出店できるのかと。例えば、12月に、はい、分かりました、1月に出店しますというわけには、たぶんいかないと思うんですよ。まずは、店舗の改装、そして、オープンの準備、人員の確保等々すれば、半年やそこらすぐに過ぎてしまうと思うんですね。そうすると、12月いっぱい良い返事をもって、準備を始めたとしても、夏頃になっちゃうんですね。そうすると、次のスーパー、要するに道の駅にスーパーが入るとすれば、タイム的には、1年ちょっとぐらいに新しいスーパーができちゃうんですよ。そこを考えた時に、その整合性と言ったらおかしいですけども、スーパーが二つ、両立すれば、これは浪江町民にとっては、ありがたいことだと思いますが、例えば、今度、オープンするスーパーが、道の駅に仮に移転するというような流れになるのであれば、これもまた、良しとしなきゃいけないんですが、その辺、道の駅のスーパーができる期間、今、進めているスーパーがオープンする期間の整合性について教えてください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 当然、心配はございます。なるべく早い時期にお示しできるよう努力しているんですが、その事業者の社内の事情があり、その点が整理されれば、できる限り、早い時期にお知らせできるよう努力しております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 答えとすれば、ちょっと不満足です。というのは、要は、議会の報告会で、今、浪江に住んでいる方々の生の声なんです。遠くに避難していて、浪江町を色々見ている方の話ではないんですね。切羽詰まっているということなんです。ちょっと

ここで提案なんですけど、今まで浪江でスーパーをやっていた方を交渉しました。今、大手スーパーを交渉しています。逆に、今、まるしえの中でローソンが閉店しました。1店舗空いています。その募集状況がどうなっているのかというのを一つ質問して、提案とすれば、そこに例えば、スーパーではなくて、生鮮産品を扱うんだという限定しちゃうわけですよ。そこに、例えば、南相馬市でやっている肉屋さんに入ってもらおうとか、野菜屋さんに入ってもらおうとか、魚屋さんに入ってもらおう、ちっちゃいところが共同店舗として、生鮮産品を扱うというような手法を考えたらどうかと思うんです。というのは、今、浪江町のまるしえの中でも、野菜を販売している業者が週に1回入って来ているんですよ。そういう方をお願いして、野菜の店舗を開いてくれませんか。それに肉さんと魚さん交渉、浪江で元やっていた方でもいいし、南相馬でやっている方でもいいし、そういった方の、ちっちゃいところを集めて、生鮮産品店を作る。それによって、空いているローソンも埋まる。ましてや、進出する時も、何の心配もなく進出できる。そういう手法をとるということは、課長どう思いますか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） その提案、結構な提案とは存じますが、先日、社長にお話ししたんですけれども、こちらがだめならそつちと、いろんなところに声をかけることはいたしませんと、必ず進出してくださいと申し上げました。あと、1、2カ月の間に色よい返事がない場合、そのような方法も必要かと存じますが、今のところ、近いうちに結論が出ると思われまますので、それ一本で行っております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、12月と言いましたよね。今月なんで、ぜひ、そのスーパーがうまくいくように、最大限の交渉をしてください。それがだめであれば、今の提案を受け入れていただいて、本当に生鮮産品に困っているんだということを認識してもらいたいんですよ。例えば、スーパーであれば、調味料も売ってる、味噌も売ってる、何もかにも売っているとなるんですけど、生鮮産品の店ができしまえば、例えば、そういう調味料関係というのは、ローソンでも扱っているんですよ、それなりのものが。そういったものの複合的なものもできると思うので、ぜひ、課長、その考え方で進めていただきたいと思います。

次に、浪江町仮設商業共同店舗、まち・なみ・まるしえと呼ばれておりますが、契約期間は、2019年3月31日で終了することになっ

ています。協定書の内容なのですが、1回目の協定は、次の年の3月31日で終わり。次の2回目、もう3回目なんですけど、次の年の3月31日まで。その次の3月31日まで、3回は自動更新できる協定書なんです。4回目、継続する場合には、新たに協定書を結ばなきゃいけないんですよ。その協定書を結ぶのは、90日前に話し合いをすると書いてあるんです。今、その辺をやっているのかどうか、課長にお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

そういった皆様に、年内中にご意向を確認することで日程調整をさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 動向というか、再協定書を結んでいただけるかということになってくるわけです。これも相当、前置きが長くなるんですが、現状、まるしえの売上は、もちろん、課長の方で把握していると思うんですが、最初にオープンした頃というのは、それなりのオープンの力があって、売上が上昇してきたと。さらには、解体作業員が入ってきた、除染作業員が町内でやっていた。解体も、もちろん、町内が多かったんですけど、そこで、今まで売上が上がってきた。ここに来て、除染作業員が少なくなってきた。その特定地域に移っているんで、町から遠くの方の除染になってきて、なかなか、まるしえの中に利用ができなくなっている現状もある。もう1個は、大変ありがたいことに、町内にいろんな飲食店がオープンしてきたと。要するに、何を言いたいかというと、絶対数は変わっていないんだけど、飲食店が増えているので、当然のことながら分散しているというのが、今の現状なんです。当然、売上が下がっているし、一時、まるしえの売上の中で、利益が出る店が出てきたんですが、現状は、利益が出ている店は全くないと言って過言ではないと思うんです。まるしえの目的は一体何なんだということなのですが、まるしえというのは、そもそも戻ってきた町民の日常の買い物環境の向上、そして、賑わいを作ることが最初の目的なんです。その時の目的は、もし、まるしえがオープンして、いろんな店が町中にオープンすれば、それでまるしえの役目は解除するという事だったんですよ。解除というか終わったと言って、要するに閉鎖するというようなことで、始めたわけですよ。ところが、今、3番目の質問に移っているんですけども、現状、飲食店は確かに増えているんですよ。ということは、逆に言えば、まるしえの飲食店の役目は、そろそろ終わってもいいんだと私は思

っているんです。ところが、日用品だとか、あそこにあるのはクリーニング屋さんとか、お土産屋さんとか、そういうものができていないんですよ。だから、まるしえは閉鎖できないんです。だから、町の最初の構想というか、2年前の考え方だと、そういうものができてくる間に、何とかここで持ちこたえましょうねということをやっているんですよ。課長が言ったように、今、交渉中です。交渉中の時に、みんながどういう考えで、まるしえの方々がいるかということは、吸い上げていく、本当にいい時期だと思うんです。恐らく、半分ぐらいは、契約書を結ばないんじゃないかと思っているんです。その辺、2年半後に道の駅がオープンすると、この間言ったので、計画は遅れていないということなので、その辺、今の店舗をいつまでこのまま置いておく考えがあるのかというのをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 必ずしも、状況を見ながら、断定はできませんけれども、平成32年度頃に閉鎖をする予定と考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ということは、次の協定書というのは、その期間を明記するんですか、それとも、そのまま3年間は自動契約できるといふ協定書にするのか、その辺のお考えをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） その件に関しまして、私なりの考えを述べさせていただきます。

今まで、まち・なみ・まるしえの果たしてきた役割、そして目的に沿った行動、非常に評価に値するものだと思っております。非常に感謝をしております。その中で、現在、契約が切れる、あるいは、それぞれの店の売上等に関して、非常に厳しいものもあるということも承知をしておりますが、ただ、今の段階で、このまるしえを閉鎖をすることが、町民にとってプラスなのかと考えると、まだ時期尚早ではないかと、もう少し頑張っていたきたい、そんな思いを持っております。そういった思いを出店されている方々と、再度、協議をさせていただいて、できるだけ、残っていただくような形で、きちんとした道の駅ができて、これでやっと皆さんの役割が終わりましたという形が取れるまで、ぜひ、頑張っていたきたいという思いで、再交渉させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、町長のお考えをお聞きできて、大変ありが



たいんですが、本当にその通りだと思うんですね。やっぱり、最初にまち・なみ・まるしえに入った方々の思いというのは、採算を取るから、要するに、儲かるから入るという考えの方は、ほとんどいなかったわけですよ。やっぱり町が避難指示解除に向けて、いろんな準備をしている。何とか、我々もお手伝いできないかという方々が集まって、店舗を形成したわけです。

ですから、その思いをきちんと町から店舗を経営している方々にお話をして、これからの役目というのを、いろいろお話をしながら、協定書を結んで、本当により良い形で利用していただきたいと思うところがあります。

それで、今、閉鎖になった閉店したコンビニなんですけど、ちょっとその辺の話になってくると、あの時に、コンビニエンスということで、応募いただいて、大変なご努力をいただきました。その後、6号線にも、当然、コンビニがあって、そこが、ある程度、なんとか採算が取れるぐらい人が入っていたと。その後、加倉に同じコンビニエンスができて、そこも、棲み分けと言ったらおかしいですけども、高速道路が開通して、高速道路から降りて、そこの方々の、作業員の方が利用。こっちは6号線の方が多い。それで2店舗は両立できていたわけですが、どうしても、まるしえの中のローソンというのは、非常に限定されるということで、本部でも、これはちょっとまずいよねということで、撤退したという経緯があるんです。それはそれでしょうがないと、私は思っているんですけど、そこが空いたのが、1カ月以上前なんです。その対策どうなっているか、課長にお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

現在、不足している業種、そういったもので再募集することも考えておりますし、他に、店舗ではなく、コミュニティースペースなどにご活用いただくということも検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 募集もしていないんですよね。ですから、空いてどのぐらいになっていますかということなんです。ですから、やっぱりその辺の対応を早めにやらないと。どう使うのか、町で決定して、例えば、新しい店舗を入れるのであれば、すぐに募集して、どういう業種を募集するのか、広報なり、タブレットなり、チラシなりで募集するとかやると。そういうコミュニティーに使いたいというのであれば、どういう目的でコミュニティーに使うかというのを明確にしないと、あのままずっと空いたまま行くのであれば、せ

っかくの仮設商店街も無駄になるし、さっき言ったように、生鮮産品のものを募集するためにとってあるとかなら話は別なんですけど、その辺の方針は、待たなしでやってもらいたいと思うんですけど、課長どうですか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほども申しましたように、生鮮産品については、今、交渉しているスーパーとの兼ね合いがございます。他に、町の方にも飲食店をやりたいと、空いている店舗を貸してほしいという相談もございましたが、まるしえ開店の当時と異なって、既に町内で御自身の店舗で再開していたり、自らの力で飲食店に取り組んでいる方もいらっしゃいますので、町としては、これまでに存在しない業種について、入っていただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 課長が、今、言ったように、前に不足している業種の募集を、すぐしてください。

次に、雑草対策、11番議員もかなりやったんですが、ちょっと角度を変えて、お話しします。

帰町した町民は、近所の伸び放題になった雑草や道路脇の雑草の対策を必要としております。何回も一般質問でやっているんですけど、その対応が、きちんとはつきりしないんですよ。少し詳しくやりますけれども、1番目の質問は、帰町した町民は、要するに、自分のところはきちんと管理しているんですよ。ところが、帰って来ていない方々が、そのままにしているんで、どうしても草は伸びてくる。東京電力にお願いすると、1回はやってくれるんですよ。けど、2回はだめなんですよ。もう既に、1回やってもらった方が、2回目が伸びていると。まだ1回も頼んでいない方が、そのまま、伸び放題になっているというのが、今の現状なんですよ。その対策をどうするんですかということなんですけど、ちょっとお答えお願いします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 道路の除草、雑草につきましては、町側の交付金で除草対策を行っております。民間敷地に関しては、個人で管理していただくようになります。例えば、NPO法人ネクストラインなどに依頼するというような、有料となりますが、そういった方法があるかと思えます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） たぶん、そう答えをするんだろうとっていて、想定したんですが、2番目に移りながら話をしますけれども、町内

の家屋解体が進むにつれて、解体後の土地や雑草、それともう1個問題は、残された樹木なんですよ。これが伸び放題になってきて、当然、木は伸びていくんで、隣の敷地に跨いでいってしまうとか、そういった現象が完全に起きているんですね。そこが、せっかく居なくなった有害鳥獣の住処に変わってきているんですよ。一時避難指示解除が出た当初は、うちの庭が荒らされたとか、なんとかだとか、イノシシ対策というんですか、それが非常に困っていた時なのですが、やっと今、私も、ここ数カ月ぐらい、町の中でイノシシを見なかった。この間、1匹見たんですけど、そのぐらい減ったんですよ。せっかく減ったのに、解体が進んで、そういった大木が伸びたり、雑草が伸びたりして、またイノシシが戻ってきているんですよ。今、一番まずいのは、ゴミ箱ですよ、町内に設置したごみ収集場を荒らしたりしていると、このままにしたら、前に戻ってしまうと、私は思っているんですね、せっかくこうなったのが。さらには、この間、浪江で行った議会の報告会の際には、犯罪とか火災の要因になる、不安を抱えているんだという意見があったんですね。だから要するに、課長がお答えしたとおり、ネクストラインがありますよと、何とかがありますよということは、分かっているんですよ。それに対応しない方々がいて、それがこういう結果になっていることに対して、課長の考えをお聞かせ願います。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 町内の状況でございますが、現在、防犯見守り隊等で、巡視活動を行って、警戒活動を行っております。建物解体後の土地について、所有者によって、しっかり管理されている土地がある一方で、やはり管理がなかなか行き届かず、荒れた状態になっている土地が見受けられ、猿やイノシシの住処になっているとの報告がございまして、担当課に繋いでいるところでございます。又は、お質しのとおり、犯罪とか、火災の要因になる可能性もあることから、警備委託業者、若しくは防犯見守り隊、警察、消防署、消防団、関係機関と連携を強化しながら、パトロール等を行いまして、帰町された町民の不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） それをそのままにしておいて、パトロールを強化すると、私は、今、聞こえたんですけど、それじゃだめだから、一般質問しているわけで、私も、質問を順番に読んでいくんで、たぶんその通りお答えしていただけるかと思えます。

要は、早い話、自己所有する土地というのは、所有者が管理する

のが当たり前なんです。持ち主が管理するんです。その自覚も必要なんです。こういった震災があったり、なんだりした、そういうどんな状況下でも、他人に迷惑をかけてはいけませんよ。今、迷惑かかっているんです。例えば、広報なみえとか、タブレットとかを通して、きちんと管理してくださいねと、伸び放題になった草は、持ち主の責任なんですと、ぜひ、今、言ったネクストラインに頼めばやっていただけますよと、それとまちづくり会社でもやっています、いろんな、建設業をやっている方々のところにもお願いをすればやってくれるところもあります、そういったものを、逆に町からご提案したらどうですか。自分の土地はきちんと管理してくださいねと、戻っている方が、お隣の方、近所の方がご迷惑になっていますよと、こういう動物の住処に変わりつつあったり、火災の原因になったりする可能性もありますよ、ですので、自分の土地は、きちんと草刈りをしてください、管理をしてくださいというように、そういうことを町の方でやっていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

個人所有の土地の除草等について、自己管理を促すため、啓発を行うことは、大変有効であると認識してございます。今後、提案いただいた啓発方法を含め、効果的な啓発について、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 必ず提案してください。

それで、4番になりますけれども、雑草対策をこのままにすれば、状況は、当然、悪化していきます。良くなることはないと思います。帰還している町民はもとより、帰還を考えている方々も、帰ってくる意欲が薄れると言ったらおかしいけど、これはひどいなとなって、帰って来ようという気持ちが薄れてくる原因にもなっていますよ。ちょっと外国のことを書いたんですけど、アメリカでは、条例があって、その環境保全において、自分の庭の手入れをしないとペナルティが来るといふ条例があるんですね。そこまでやれとは、私は言いませんけれども、今、色々復旧・復興作業をやっている一丁目一番地というのは、町民に戻っていただきたいというのが、一丁目一番地だと思っているんです。いろんなことがありますけれども、後から質問していきますけれども、一丁目一番地の町民が、安心して戻っていただけるまちづくりをするためには、やっぱり、私が見つけない考えで、タブレットとか、チラシで啓蒙したらどうなんだと言

ったんですが、例えば、いろんなパトロール、町内でも色々パトロールしている防犯見守り隊とか、消防とか、あとは警察もありますよ。町で、すべてのところを把握するなんてできないと思うんですよ。毎日回っている方から、情報をいただいて、どの辺がどうなっているのかというのを、まず把握しなきゃいけないと思うんですよ。何を言いたいかというと、農地保全で、農地をきれいに管理していますよね。それというのは、助成金ですか、そういったものが出て、一反なんぼということで、そのお金を使って、きれいに草刈りしていると、それによって、農地が保全されているんだ。見た感じ、よく草刈りしているな。自分の家の田んぼも年に2回ぐらいきれいになっているな。そういう安心感なんですね。それは、なぜできるかと言うと、お金がかからないからなんですよ。逆に、そういった農地に使っているものを、前回も言ったんですけど、宅地にも、例えば、町で1年に5万円は助成しますよと、草刈りの費用を出しますよとか、そういったものの制度を考えたらどうかなと思うんですけど、課長、その辺り、お考えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

議員から提案ありましたように、私有地の管理については、あくまでも自己管理が原則だと考えてございます。現在のところ、町道等の除草については、復興庁等の財源がございしますが、私有地の管理については、正直なところ、補助メニューがないのが現状でございます。そういった意味では、議員から提案のありましたように、自己管理に関する啓発等に努めるとともに、間接的な対策としては、やはり、町民の帰還に向けた施策を進めまして、空き地そのものの削減等にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 分かりました。まず啓蒙していただいて、きちんと管理をしていただいて、それがだめな場合は、次の手法として考えてください。お願いします。このままにしておいたら、本当に草で終わっちゃいますので、やっぱりこれがだめだったら、次、次と考えていかないと、いつまで経っても平行線になっちゃうんで、いつか解決しなくてはいけないんで、よろしくお願いします。

次の質問に移りますが、自分の得意分野ではないんですが、医療・介護の充実について、ご質問いたします。というのは、やっぱり、先ほど、報告会の時に出たんですが、浪江仮設診療所が臨時休診になったと。ちょっと困ったという意見が何人かの方から出ていました。現在、町には診療所が1軒、それと歯医者が1軒しかありませ

んが、休診になると、南相馬市に行ったり、富岡町の病院まで行く必要があり、医療施設が足りないというか、先生が足りないのか、その辺、医療、要するに、診療所関係、病院関係ですね、どう町で対策をとっているか、お尋ね申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） ご質問にお答えいたします。

まず、医療施設の充実については、医師及び看護師等の医療従事者の確保を図ることが先決と考えております。しかし、全国的にも、慢性的に地域医療従事者が不足している実態がございます。

そのため、医療従事者の確保は、非常に困難ではありますが、多方面へ働きかけるとともに、あらゆる手段を講じながら、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） わかりました。3番目の質問に絡んでいるので、そこでやります。

次に、2番目なのですが、町内において、もちろん特別養護老人ホームがないと。それとショートステイもできないというのが今の現状だと私は認識しております。要は、今いる方というか、町内に戻ってきている方も、当然そうなのですが、今、避難している方で、そういったサービスが利用できないんで、なかなか町に帰って来れない方もいるかと思うんです。その帰還できない現状を考えて、今後、介護施設の充実を、今、どこまで考えているかをお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 最新の浪江町住民意向調査では、介護・福祉施設の再開・充実を挙げており、町としても介護体制の充実や施設の整備は早急の政策的課題として認識しております。

現在、浪江町内においては、臨時的な対応として介護保険サービスとは別の事業ではありますが、サポートセンターを開設し、運営を行っております。

さらに、一層の充実が求められているため、施設の必要性について、平成30年1月の浪江町健康関連施設整備検討委員会の提言がなされました。そして、本年度8月に基本構想、基本設計により、介護施設を整備する計画を進めており、高齢者が安心して帰還できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 1番目の質問で、医療関係もなんとか充実させたいと。2番目の質問で、介護施設も充実したいというご意見をいただいたんで、それを踏まえて、3番目の質問に行きます。

浪江町以外と言ったらおかしいですけど、町外、県外にご避難されている方々は、病院に困っているのか、介護施設に困っているのかというと、浪江から比べれば、数段、利便性が高いというのが、現状だと思うんです。何を言いたいかというと、浪江に住んでいる方が、一番、不自由なんですよ、実は。そういう現象があるという中で、乱暴な意見になって申し訳ないんですけど、町外に設置してある津島仮設診療所がありますよね、そのところには、医師の方が何人か、複数いるわけですよ。結局、浪江は、先生がお一人だけしかいないと。外部から一人、1週間に何回かくるという中で、さっき言った、休診になったら、先生がいなくなったら、休診にするしかない。それとどうしても夜間、土日の診療は、全くできていない。できていないというかできない。そういう現状なんですよ。津島診療所の先生に、浪江にお一人来ていただくとか、介護に関しては、町外にいろんなサポートセンターが設置されていますので、そういう方に、なんとか浪江に戻って来ていただいて、ショートステイができるようなものを作っていただきたいとか、そういったことというのは、交渉は考えているのか、しているのか、その辺、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 現在、福島市と二本松市内にありますサポートセンターでは、高齢者の生きがいくくりとか、交流サロンなどの生活支援を行っており、利用状況又は利用者のニーズが多いことから、来年度も継続の意向で関係機関と調整しております。しかし、議員お質しのとおり、町内の介護体制の充実は、必要不可欠であることから、町内サポートセンターの受入体制の拡充、強化、事業体制の質の向上などに努めるとともに、さらには、公設民営による介護施設の整備により、介護体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 仮設津島診療所の医師を浪江診療所に派遣できないかということでございますけど、津島診療所も、なかなか医師の確保が難しく、浪江に来ていただくことは、難しいこととなっております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 資料をいただいているんですけど、仮設津島診療所は、大体、1日当たり28.2人の患者、浪江の仮設診療所が、最初は二人とか三人だったんですけど、現在、17.5人というふうに、要するに、津島診療所は徐々に減ってきているんだけど、浪江

は、右肩上がりに上がってきていると。そうなってくると、先生方がこっち側になかなか来ていただけないと、ご説明があったんですけど、であれば、これが例えば、28人対28人ぐらいに比率がなってきたとすれば、当然、医師が足りないと、今のままでは、態勢が難しいんだというふうになるかと思うんです。やっぱり、なかなかこういったところで先生方が来ていただけないという現状、私もそれは分かっています。でも、そこは課長なり、町長なりが、きっちりと対策を取っていただいて、最低でも夜間、急病になった時に、先生が見てくれる。当然、病院自体は閉まっていますけど、急患を受け入れてくれるような態勢だけは、早めにとっておいたほうがいいのかと思いますので、先生方をお願いして、夜も何とか見てくれるような体制を作っていただきたい。

それと、介護に関しては、平成33年4月にふれあいセンターが開設する予定とお聞きしていますが、介護関係の施設内容というのは、どうなっているのか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 現在、基本設計中でありまして、その後、実施設計に入ってまいります。介護施設の概要についてでございますけれども、現在のところ、町の福祉政策を検討します浪江町地域福祉計画等策定委員会や介護保険事業運営委員会等で議論しておりますので、そこで施設の整備を計画してまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 当然、町民が不自由しているものに関しては、その新しい施設、要するに、ふれあいセンター、今で言えば旧ふれあいセンターですか、ふれあいセンターの建物の中に色々組み入れていただけないかと思うんです。社協も、仮に建物でやっていると。そういったものを本設として、そちらに移動するという計画が当然、あるかとは思いますが、その中で、本当にできていないものができるようになるように、やっぱり今から計画を練って、平成33年4月という、まだまだ先のような気がしますけれども、こういう人材不足とか、いろいろなものというのは、たぶん、平成33年度もそんなに解決はしないと思うんです。ですから、事前、事前にいろんなことを決めていって、手を打っていかないと、いざできました、やっぱり人がいなくてできません、みたいなことになったんでは、それこそせつかく造った施設がうまくいかないと思うので、その辺、両課長には、きちんとしたものを、今から練っていただいて、ある程度、動いていただきたいと思います。



最後の大事な質問をさせていただきます。

浪江の帰還状況ということで、浪江町の居住人口は853人と話をしたんですが、いままでのデータとか、増え方とか、アンケートなんかを見て、1000人はいつ頃になるか、想定あるかどうか教えてください。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

10月末の町内居住者につきましては、853名、避難先での就労や就学など個々の事情があるものの、少しずつではありますが、着実に増加していると感じてございます。ただ、議員お質しの、1000人を超える時期につきましては、現在のところ、正確に見通すことは困難であると認識しているところでございます。

繰り返しになりますが、町といたしましては、毎年実施している住民意向調査において、帰町の不安要因として挙げられている買い物不便さや、医療・介護等に対する不安解消に努め、町内居住者の増加に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） いままでのデータはありますよね、毎月何人増えているとか、現在、どのぐらい、例えば、最初は30人だけど20人になった。10人になった、5人になった。そういったものをデータにすれば、大体1000人は、どのぐらいになるのかというのは、想定すべきだと思うし、想定しないと、次の政策なんか立てられませんよ。

要は、1000人になったらどうなるんだということだと思うんですが、やっぱり、800人が1000人になった、4桁になるわけですよ。4桁になってくれば、次は2000人はどうなんだ、こういうふうになんかに行くかと思うんです。例えば、来年の3月31日までに、仮に、1000人に到達しました。到達した時には、2年間、実は避難指示からかかっていますよねと。次、2000人になるためには、また2年かかって、今度は4年後ですよ。そんなような想定にしていかないと、施策自体が生きてこないと思うんですよ。ですから、ある程度、この時期になってくると、例えば、檜葉みたいに突然半分になるなんてことはあり得ないと思うんですけど、その辺は、ある程度、にらんでいかなきゃいけないと思うんです。例えば、夜間にいろんな営業している店がたくさんできていますよ。最初の頃は、夜なんかまちを歩いても、誰一人会わないというか、今は夜、食事なんかに出かけて、歩いて帰ってくると、何人かとすれ違うようになったんですね。こんばんはとか、おぼんですなんて、なんか日常が少しず

つ戻ってきているなど、自分自身は思っているところがあって、それが今、人口1000人になった時この程度、2000人になった時この程度、さらには、戻って来ているいろんなどころがあって、例えば、権現堂地区であれば、町のすごい努力で明るくなりました、町自体が。外灯が付いたり、防犯灯が付いたりして。ところが、ちょっと入ってしまうと、例えば、西台地区だとか、ちょっと入ると防犯灯も付いていないところがあるんです。例えば、2000人になった時に、どこの地区にたくさん帰って来て、どこの地区が帰って来るか、予測とか立てないと、防犯灯もそろそろ直さないと危ないよねとか、そうなってくると思うんです。だから、その辺をきっちり予測してやらないと、なかなか施策に行けないと思うので、課長の方で、データとかきちんと見ながら、次の施策は何なのか、何が一番困っているんだというのをきちんとやっていただきたいと思います。

次の質問の方がもっと大切なので、町民の帰還を大きく変化するために、インパクトのある事業というのは、当然、書いてありますけど、一番は、道の駅の早期整備。2番目は、棚塩、藤橋、北、南産業団地、企業誘致。要するに、雇用を増やすというんですか、それが大切だと思うんですけど、9月からいままで、この二つの事業で、どのぐらいの進展があったか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、道の駅につきまして、ご説明いたします。

地権者の皆様からの同意は、概ねいただいております。国、県、町とも地権者との契約を進めております。11月末現在で、面積比で8割以上の契約事務が完了しており、引き続き、契約事務作業を進めてまいりたいと存じます。現在、開発許可申請及び農地転用など、整備に必要な各種手続きを進めているところであり、造成につきましては、詳細設計を行っておりまして、今年度中の工事発注に向け、準備を進めております。

さらに、施設建設につきましては、プロポーザル・デザインビルド方式（設計施工一括方式）にて公募を行っている最中で、年明けに審査会を開催し、施工者の選定を行うという段階になっております。

続いて、産業団地の企業誘致の進捗について、ご説明いたします。

藤橋産業団地につきましては、既に操業を開始しておりますフォーアールエナジー株式会社に加え、10月25日に立地協定を締結しました静光産業株式会社、さらには、地元企業である株式会社ダイイチが操業に向けて準備を進めております。その他、複数の会社から

立地のご相談をいただいております。産業振興課において事業計画等を確認させていただきながら、立地に向けての調整を進めております。

北産業団地につきましては、精密機器製造業、蓄電池製造業等の事業者から具体的な相談をいただいております。事業計画等を確認させていただきながら、立地に向けての調整を進めております。

次に、南産業団地整備につきましては、建設資材等製造業を中心に、数社から具体的な相談をいただいております。事業計画の確認を進めながら、事業者の立地スケジュールや規模感と合致するような団地整備を進めてまいります。

イノベーション・コースト構想関連産業の誘致を目指しております。棚塩産業団地につきましては、福島水素エネルギー研究フィールド、福島ロボットテストフィールド、木材製品製造拠点施設の整備が決定しております。平成31年度末の供用開始を目指し、順調に整備を進めております。残りの誘致可能区画は、1区画となっております。引き続きイノベ関連の企業の誘致を目指して進めております。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 道の駅に関しては、プロポーザル方式ということで、やっていることは、私も承知しております。3番目の質問が道の駅なので、飛ばして、2番目の企業誘致に関してなのですが、本当に順調に企業が入ってきているなというイメージは、自分は持っています。例えば、1社入ってきて、5人の雇用があった、10人の雇用があった。数が増えれば増えるほど、地元採用を含めて、雇用が生まれてくると。そこに10社が入って、10人募集したら、100人の方が、そこに働くことができる。そうすると、家族も一緒に浪江に戻ってくる。お年寄りとかも一緒に帰ってくる。そうなってくると、たかが100人の雇用であっても、帰還人口というのは、その倍になる可能性もあるかと思うんです。そういった形で、増やしていくということも、これからは大切だと思うので、ぜひ、副町長も絡んでいるかと思うんですが、その企業誘致に関しては、全力を出していただきたいと思います。

最後、道の駅のコンセプトに、浪江らしさというのが一番最初に書いてあるんですよ。この浪江らしさを、どのように、具体的に、このプロポーザルの中も含めて入れているのか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） ご質問にお答えをいたします。

全国に相当数の道の駅があるわけですが、やはり浪江らしさとい

うことが、キーワードになるんだらうと思います。そういった中で、特出すべき道の駅を目指すべく、議論を重ねてまいりました。その中で、基本的に浪江らしさというのは、やはり、浪江の伝統、あるいは文化に根ざした大堀相馬焼、あるいは請戸の海産物、そして、請戸で営業しておりました地酒、これらのコラボが一番、適当ではないかと思っておるところでございます。やはり、そういった意味で、大堀相馬焼の器で地酒を酌み交わす。そして、魚は請戸の魚という形が、数少ない道の駅になるのではないかと思います。農産物、海産物の販売は、もちろんでございますが、そういった中で、施設のエネルギーにつきましては、太陽光あるいは水素エネルギー、そういったものを活用した、やはり浪江だと思われる道の駅をつくる、このことが浪江らしさにつながるものだと思っております。様々なご意見を皆さんからいただきながら、しっかりとした道の駅、これを情報発信の施設にとどまらず、しっかりと整備を図ってまいりたい、このように思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 町長の明確で、ありがとうございました。今、言ったように、農産物ももちろんあるし、水産加工業もあるし、今、花卉を浪江でやっている。浪江らしさを出すということは、例えば、町長がおっしゃったように、浪江の伝統のものを出すというのが一つと、私はもう1個、新しい浪江町を浪江らしさとして取り入れる必要があるのではないかと、私自身は思っています。

水産加工業とかそういうのではなくて、例えば、エネルギー、要するに、水素を使った、そういったものの施設を造って、水素の中の、日本全国でいろんな製品ができていますけど、そういった販売状況、デモンストレーションを道の駅の中に入れるとか、また、バッテリー関係、そういったものの商品も相当出ているんですよ。そういったものを揃える。あと、もう1個は、棚塩にできるCLTですか、CLTもいろんなものが商品として出ています。要するに、伝統ものの農産物とかいろんなものを、陶器焼きを含め、プラス、新しい産業、要するにCLTの町浪江、水素の町浪江、そういったものも、そこの中に入れる必要があるかと思うんですけど、最後、1分50秒あるんで、町長、お答えお願いします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 議員お質しのとおりだと思います。しっかりと、これからの新しい産業を含めて、適切に対応していくべきだと思います。ご指導よろしくお願ひいたします。

- 議長（紺野榮重君） 10番、渡邊泰彦君。  
○10番（渡邊泰彦君） 町長の考え方と一致したんで、これで終わります。  
○議長（紺野榮重君） 以上で、10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。
- 

- 議長（紺野榮重君） ここで、1時30分まで昼食休憩とします。  
(午後 0時08分)
- 

- 議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午後 1時30分)
- 

#### ◇ 馬 場 績 君

- 議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の一般質問を許可します。  
16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

- 16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

質問事項6番の(3)については、質問を取り下げいたします。

全町民が突然、当たり前の日常を奪われてから8度目の冬を迎えました。県内外に長期の避難生活を余儀なくされている町民と、不自由と自由の間にいる町民、帰還した町民とともに、原発事故の不条理を重ねて告発せざるを得ません。

質問の第1は、原発事故と復興・再生の問題であります。

浪江町議会は、11月3日、地域スポーツセンターを皮切りに県内5箇所、県外2箇所で議会報告会を開催いたしました。私は、全議員が参加した浪江会場のほか、産業・建設常任委員会が担当した郡山と福島会場に出席をしました。

昨年3月末、町のこしのため、そして、概ね戻って生活できる環境は整備されたとして避難解除に踏み切りました。1年8カ月が過ぎて、浪江町に居住している人口は、10月末で853人ということがあります。議会報告会で、共通して出された問題は、買い物環境の整備の問題であります。「助けてほしい」とさえ、意見が出されました。町のこしのために何が必要なのか、帰還の環境整備が欠落していたことが突き付けられている、というのが実態ではないでしょうか。

まず、帰還の現状と課題をどのように認識し、その課題解決のために、どのような施策と方針をお持ちなのか、お示しをいただきたい。

議会報告会では、多くの意見が出されましたが、2点に絞って帰還環境の問題についてお質しをいたします。

一つは、医療体制の問題です。浪江診療所は、今年度10月末までの診療患者は、1日平均17.5人ということです。内科診療が全体の88.1%になっています。避難解除を待ちわびていたという70代後半の方は、不便を覚悟で帰ってきたが、家内の胃カメラ検査を相談したら、2週間後でないとできないと言われた。ある方は、二本松の病院から処方せんをもらってくるが、浪江では薬の処方ができない。また、夜間診療や救急診療も大きな不安材料になっていることは、ご承知のとおりであります。

そこで、お尋ねします。浪江町の診療体制を今後どのように改善、強化できるのか、また、双葉医療センターは、24時間体制とありますが、受け入れの現状はどうなっているのか、お答えをください。

二つは、解体跡地の保全管理の問題についてです。

議会報告会でも、次のような要望が出されました。草が生い茂り、荒れている。ボランティアの草刈りは一回だけ。自分たちは草刈機もない。不在地主の荒れた跡地の管理が大変。周りが帰らない。獣の棲み処になっている、などなどです。全員協議会での住民課説明によれば、10月末現在の解体完了件数は、2328件で、申し込み全体の57%。今後、さらに空き地が増えることになり、跡地の保全管理が、帰還環境問題として深刻な課題になっていることは、明らかであります。まちづくり会社の活動では、間尺に合わないことも明瞭です。そこで、公共事業として民間企業に発注し、事業者が採算の取れる、帰還環境整備事業として事業化できないか、解体跡地の保全管理の在り方について、復興庁と、この角度から協議すべきではないでしょうか。お答えください。

仮置き場の早期撤去や、防犯体制も早期帰還整備の問題として、町の重要な課題であることも指摘しておきたいと思えます。

町民の雇用、地元企業再開に必要な施策は何かについてお尋ねいたします。

雇用と地元企業再開の実態についてであります。

行政報告にもありましたけれども、産業振興課によれば、11月1日現在、118事業者、123事業所が町内で事業再開しており、建設業が39、卸・小売りが22、次いで宿泊・飲食業17となっており、この3業種で再開事業所の64%を占めております。

では、雇用と事業再開率は、3.11前のどれくらいまで回復しているのでしょうか。お答えをください。

復興特別交付税や、福島再生加速交付金で整備されている藤橋産

業団地、昨年完成。北産業団地、南産業団地、棚塩産業団地は、呼び込み型のものであり、地元経済にどれだけ効果をもたらすのか、未だ不透明であります。そこで、お尋ねをいたします。

先ほど、行政報告で、合同就職面接会開催の報告がありました。それも含めて、地元企業参入と地元雇用の見通し、地元企業再開に必要な施策を、今後、どのように具体化するか、お答えをください。

次は、復興財源確保の問題であります。

復興・創生期間は2020年度で終了となっております。今年度当初予算は、前年比61億円の増となっておりますが、国庫支出金が前年比49億2500万円の減、地方交付税が11億2300万円の減となっております。財政調整基金や復旧・復興基金の取り崩しで財源調整したというのが今年度の予算であります。そこで、お尋ねいたします。

来年度以降の国庫支出金、地方交付税の要求と確保の見通しはどうか。二つ、農地保全など復興・再生に必要な事業と財源確保はどうか。三つ、国の財源による自治体派遣職員と今後必要な職員確保の対応と見通しはどうかについて、お答えをください。

次は、復興・創生期間後の課題についてであります。

災害史上最大・最悪の東日本大震災と、福島原発事故の復興と再生にとって、政治と行政の最大の問題は、いわゆる復興・創生期間後、2020年問題であると思います。その根底に据えるべきは、今なお当たり前前の日常を回復し得ていない、被災者、即ち人間の復興であります。去る11月24日、安倍首相は、来県して、復興期間後も全力とは言ふものの、その言葉が空疎なものにしか聞こえないのは、私だけでしょうか。復興庁のその後についても、生活と生業の施策についても、まだ何も見えておりません。復興の推進体制がどうなるのか、帰還困難区域の復興・再生をどう加速させるのか、借り上げ住宅の家賃賠償の継続や、今も仮設住宅入居を余儀なくされているのに、2020年3月で打ち切るといふ、県の方針に対し、継続支援をどう求めるのか、奪われた日常の生活と、生業再建をどう支援するのか、就職に何度も挑戦して、挫折した町民がどれだけいることでしょうか、希望が持てない町民をどう支援するのか、今も、そして、これからも、実のある施策が求められています。

町は、復興加速化交付金や被災者支援の拡充、見直しなど、どのような施策を持って国、県に求めているのか、改めてお尋ねをいたします。お答えください。

次は、帰還困難区域の復興拠点整備についてであります。

この場でも、たびたび議論してまいりました。帰還困難区域のごく一部で、ようやく除染作業が始まりました。津島地区では、第一

ステージの関係住民に、一度、資料説明会が開かれました。しかし、航空写真に線引きをした153haのエリアが、果たして、どこからどこまでなのか、説明を聞いた区長でさえも、具体的な範囲が分からないという状況です。ある区長が、たまたま遭遇した除染作業の現場監督に資料の提供を求め、ようやく分かったと言っておりました。私は持っておりません。去る11月18日には、そうした地区住民の不安の声に応え、津島地区の原発裁判の基礎組織である、津島地区完全賠償求める会として、企画財政課から職員の出席を求め、資料による説明をしていただきました。環境省作成の資料であり、聞いていた町民は、よく理解できないというのが、参加者の声であります。これが、7年8カ月が過ぎた帰還困難区域の置かれている現状であります。今、求められていることは何か、二つです。

一つは、復興拠点の事業の進め方について、改めて丁寧な説明をすること。

二つは、拠点整備の加速化であります。国の計画によれば、帰還困難区域の第三ステージ、拠点エリアの除染終了は、なんと2035年3月であります。これから17年後です。帰還意欲どころか、地域が消滅状態になることは、誰もが予想できることでもあります。復興拠点整備に関する、さらなる加速は、東電はもちろん、公共的事業と位置付けた国の重大な責任であるという認識に異論はないと思います。

そこで、その事業の加速はもちろん、拠点整備推進の財源の明確化について、強力に働きかけることでもあります。どうされるのか、町長に答弁を求めます。

二つは、今、復興拠点内、建物の罹災認定が行われております。この件について、2点お尋ねします。

一つは、認定申請件数と判定結果について、お答えください。

二つは、半壊認定の理由が、東日本大震災によるというものです。認定通知を受けた住民は、イノシシによる激甚的被害、高濃度の放射能汚染による異質の被害が、なぜ判定の理由にならないのか、納得できないと言っておりました。お答えをください。

帰還困難区域の井戸掘削であります。

自宅に立ち入りしても、完全に水が使用不能になっています。希望する帰還困難区域の住民に、井戸を掘削し、水を安全確保すべきと思います。対応についてお答えください。

帰還困難区域の保全管理については、何度も、この場で議論してまいりました。何らの対応もありません。放置されて間もなく8年、その荒廃ぶりは、そこに生きた先人と、今、生きようとしている地



区住民の尊厳さえ奪うものであります。放射能汚染による、保全管理の責任はだれなのか。国費で拠点整備を進めるとした国は、拠点整備と並行して、保全管理、保全管理の中心は草刈りでもいいと思います、荒れ果てた田地・田畑の樹木の伐採でもいいと思います、これを進めるべきと考えるものです。

町長に、明解な答弁を求めます。

次は、仮置き場設置の進捗についてであります。

各地区の第一ステージの汚染土壌発生量と仮置き場の必要面積は、いくらかでしょうか。

二つは、その上で、各地区の仮置き場設置の進捗についてお答えをいただきたいと思います。

大きな3番目は、国保・介護保険の現状と今後の問題についてであります。

浪江町の国保加入者は、11月15日の全員協議会報告では、一般被保険者6649人、退職者保険98人、加入者合計が6655人で、全町民の約40%、世帯では約55%が、国保に加入しています。現在は、減免されていることも、先ほど来、議論されているとおりであります。そこで、通常課税された場合、加入者一人当たり、世帯平均は、それぞれいくらになるのか、お答えください。また、免除継続について、避難解除前に、議会と原子力災害対策本部との協議の場で、当時、現地災害対策本部副本部長であった、内閣府の後藤氏は、私の質問に、予算措置は1年毎であるが、復興・創生期間中は継続されると答えました。避難生活を余儀なくされ、既往症の悪化と、高齢者の廃用症候群、認知症がさらに悪化、罹患者が増加していると、仮設津島診療所の関根医師の見識であります。これは、議会だより161号に掲載されております。一部地域の避難解除されたこともあり、医療・介護の減免継続等、今後、どうなるのか、町民は、不安に思っております。そこで、国保税、介護保険料、後期高齢者保険料や医療費一部負担免除など、今後の減免継続について、町の対応と国の措置について、お答えをください。

高すぎる国保税の問題であります。

去る、6月定例議会において、浪江町国民健康保険税条例の一部改正が専決処分案件として、議案提案されました。固定資産税との二重課税見直しの世論に押され、ようやく、今年度から、町は、資産割額をなくすことになりました。しかし、高すぎる国保税が、解決されたわけではありません。地方税法改正に伴い、国保の基礎課税額が、これまでより、4万円引き上げられ、58万円に。そのほか、後期高齢者支援金、介護納付金を合わせると、合計負担が、これま

での89万円から93万円に引き上げるというものです。

去る11月1日に日本共産党が発表した、高すぎる国保税引き下げ、医療保険制度を守るための政策提言によれば、今の国保制度は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、企業組合健保の1.7倍という高負担であることが明らかにされております。高すぎる国保の根本に何があるのか、制度設計の何が問題なのかであります。それは、1984年の法改悪で、総医療費45%あった国庫負担が引き下げられ、さらには、国保にしかない均等割、即ち家族人員割、人頭割です。さらに、平等割、即ち世帯割という保険料算定の仕組みにあります。しかも、加入者は、高齢者であり、低所得者が大多数であります。確かに、低所得者の軽減制度はあるものの、根本に低所得者と、家族人員が一人増えるほど、税負担が高くなるという、極めて原始的で、過酷な課税の仕組みにこそ問題があります。少子化、子育て支援にも、こうした制度は逆行するものであり、廃止すべきものであります。そこで、お尋ねします。

今、指摘した、これらの国保税課税制度の弊害をどのように認識しているか、今後、こうした問題に、どう対応されるのか、お答えをください。

今年度から国民健康保険は、都道府県が運営の責任主体にはなりましたが、保険料率の決定、賦課、徴収は、市町村が担うことには変わりありません。こうした中、全国知事会は、協会けんぽ並みに引き下げのため、1兆円の公費負担増を、政府に要望しました。自民党政権の下で、国保への定額国庫負担を引き下げ続けてきた結果、加入者負担が増加し続け、2010年までには、浪江町もそうであったように、国保税の滞納額が累増したのであります。

国保財政の構造的な問題解決のためには、1兆円公費負担増を求めた全国知事会や、全国町村会など、国保の負担増と、国保の定率負担増など、国保運営の危機打開、すなわち、国保制度を持続的なものにするために、末端自治体として、現状を、如何に認識し、発信されるか、お答えください。

介護認定の問題であります。

9月末の浪江町の介護認定者は、1489名と過去最高を更新し続けております。中でも、要介護1が避難当初と比べ2.6倍、要介護2が2.1倍と増加しており、一方、介護3が1.6倍、介護4が1.14倍、介護5は134名で、わずかに、この8年間に1名の増でしかありません。要するに、介護度の高い認定者の増加傾向値は、要介護1、2と比べると、増加が緩慢であることが示されております。なぜなのでしょう。

介護認定者の身体状況が改善されたのでしょうか。それとも、介護認定の基準が変わったのでしょうか。そこで、お尋ねいたします。介護1、2と介護3以上の認定者の推移、動向の違いと、その背景にある問題、理由は何かお示してください。また、要支援1が避難当初の1.8倍、要支援2は2.4倍と、大きな増加を示しております。一方、要支援1と2は、デイサービスの利用が制限され、必要なサービスが受けられないという問題が起きているということが、介護従事者の声であります。

要支援1、2の利用制限の実態を把握されているのでしょうか。また、人材確保など、対策をどうされているのか、お答えをください。

次は、放射能汚染水放出の問題であります。

11月7日の議会全員協議会で、資源エネルギー庁の比良井慎司事故収束対応室長らが出席し、廃炉・汚染水対策の現状についての説明がありました。要点は二つあると思います。一つは、当面はALPS処理水、汚染水を敷地内で保管を継続する。二つは、トリチウム以外の放射性物質が検出されたことは、認めつつ、これまでも、トリチウムが40年以上にわたって、海洋に排出され、健康への影響は、確認されていないという説明、あるいは資料説明であります。

要するに、海洋放出を意図していることが、明白になったと思えます。全員協議会では、数名の議員から、海洋放出反対の厳しい意見が出されました。私は、海洋放出は、県民合意もないこと、海洋放出は、福島県の復興・再生に、限りない、重大な障害となるものであり、これからも地上保管を具体的に検討すべきであることを求めました。また、9月議会において、請戸漁港も抱える浪江町として、海洋放出に反対を表明すべきでないかと町長に質問いたしました。町長の答弁は、規制委員長が海洋放出が唯一ということについては、若干、違和感を感じておりますが、国民的な議論が必要であり、推移を見ながらと考えています、という答弁でした。推移を見ながらということになれば、容認なのか、反対なのか、不明確なものであります。ご存知のとおり、国の処理水に関する小委員会も、汚染水に残っているのは、トリチウムだけであることを前提に、処分方法を検討してきたわけであります。ここでも、東京電力の隠ぺい体質が明らかになりました。

従って、町長は、こうした経過を踏まえ、東電に抗議するとともに、海洋放出に明確に反対を表明すべきではないでしょうか。答弁ください。

次は、原子力損害賠償法改定と浪江町原発賠償弁護団協定についてであります。

去る11月27日には、浪江町民49世帯、109人が、国・東電の責任を明らかにさせるために裁判に立ち上がったことは、今後が続くであろう町民や、被害・損害を未だに回復し得えない町民、県民にとって、大きな励ましになったことは、間違いありません。同じく、裁判を闘うものとして、心からの賛同と、連帯の意思をこの場から表明したいと思います。

問題の、原子力損害賠償法改定について、衆議院では通過されました。参議院で、その改定案の審議が行われております。しかし、事故に備えて、電力会社に義務付ける損害賠償措置額は、無過失責任、無限責任と言いながら、東電福島第一原発事故前の1200億円のままであります。結果どうでしょう、東電の損害賠償額は8.6兆円、賠償措置額の70倍に上ると言われており、賠償措置額を据え置くことは、電力事業者の責任を免罪することになるとの厳しい批判が、多くの法律家からも出されております。

また、原賠法の目的には、原子力事業の健全な発展に資すると記されており、これは、削除するべきであります。なぜならば、原発再稼働推進の基軸とされるからであります。しかし、福島原発事故で明らかなおおりに、原子力産業に未来はないことは、明らかであります。

また、浪江町のADR集団申し立て和解拒否事例でも明らかなおおりに、原子力損害賠償紛争審査会のADRセンター和解仲介案には、受諾義務がありません。被害に相当する賠償額の引き上げ、被害者保護の強化、事業者と国の責任を明確にするなど、制度設計の根本的な検討が必要であります。そこで、お尋ねいたします。

浪江町は、福島原発事故の直接的な被害・損害を受けた立場から、原子力損害賠償法改定案の問題とその見直しについて、どのような見解をお持ちか、お示しをください。

町弁護団と支援事業協定についてであります。浪江町和解仲介申立て支援事業協定書が、浪江町と福島原発損害賠償弁護団との間で結ばれました。ADR和解仲介申立て支援事業協定書には、第4条(3)の問題がありますが、そこにある、その他支援の実施とあるのは、町の費用負担などは、どうなるのか、お示しをください。また、11月7日、福島地裁に提訴した浪江原発訴訟原告団と浪江町支援弁護団と、その窓口になってきた浪江町は、今後、どのような関わりを持つことになるのか、お答えをください。

最後に、消費増税とその影響についてであります。

無権利状態のまま、外国人労働者を受け入れる入管法改定の強行や、国会に向かって改憲の合意形成を呼びかけたり、又は、自衛隊

観閲式で事実上改憲の号令、訓示など、三権分立や憲法尊重擁護義務に反する、数々の安倍政権の暴走は、目に余るものであります。日経新聞世論調査でも、憲法改正には反対だとする者が、最多の37%を占めたことが、10月30日の日経新聞で報道されました。今、安倍政権が強行しようとしている、来年3月からの消費税10%引き上げと、町民への影響について質問いたします。

町民がもがき、苦しむ生活と生業再建、町の復興・再生と町事業に対する影響と、引き上げられた場合の負担増はどれくらいになるのか、お答えをください。

消費税中止の問題であります。

ポイント還元やプレミアム商品券、複数税率、インボイスの導入など、混乱とバラマキの増税は中止すべきであります。毎日新聞11月19日によれば、増税そのものに反対が47%、ポイント還元には、60%が反対と答えています。消費税増税中止を求めるか、町長に答弁を求めて質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 馬場議員の質問にお答えいたします。

まず、トリチウム汚染水海洋放出についてでございますが、議員お質しのとおり、タンクに貯蔵されている汚染水は、ALPSにより、トリチウム以外を除去し、貯蔵していると、誤解を与えるような情報の出し方であり、これについては、国や東電にしっかりとした情報の出し方、そして丁寧な説明を、既に求めているところであります。また、9月議会でもお答えしているとおおり、海洋放出については、小委員会でも議論が継続されておりますし、引き続き、その議論に注視をしていくとともに、環境や風評への影響も含めて、慎重に議論を進めていただきたいと、考えております。

また、消費税の関係であります。影響についてであります。そのことにつきまして、お答えをいたします。

政府が進める、社会保障・税の一体改革による消費税増税については、社会保障の機能強化並びに社会保障全体の持続可能性の確保を図るための安定した財源の確保を、目的としたものと認識しております。懸念される消費税引き上げによる、経済への影響対策として、9項目の骨格が示され、国の当初予算案の編成に盛り込まれる見通しであると、認識しているところでございます。

その他の質問については、担当課から説明をさせます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 医療体制のご質問にお答えいたします。

診療体制の改善、強化のためには、まずは、医師及び看護師等の

医療従事者の確保を図ることが先決と考えておりますが、全国的にも、慢性的に地域医療従事者が不足している実態があります。そのため、地域医療従事者の確保は、非常に困難ではありますが、多方面へ働きかけるとともに、あらゆる手段を講じながら人材確保に努めてまいりたいと考えております。

また、福島県双葉医療センター附属病院は、24時間、365日体制の救急医療体制を、医師3名以上で実施しておると伺っております。なお、その他の概要については、浪江町広報11月号の29ページに掲載されております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 引き続き、質問事項1番の復興・再生の基本問題、(1)の帰還環境整備の現状と課題の二つ目のご質問にありました、解体跡地の保全管理の問題のご質問に、お答え申し上げます。

家屋解体が進み、町内には利用されていない空き地が、多く見られるようになり、除草等の管理が課題となっていると認識しております。現在、道路の除草や、イノシシの住処となっている河川敷の除草などにつきましては、国の補助事業により実施しているところですが、私有地の管理に対しましては、国の補助がなく、自己管理をお願いしているところでございます。

さらには、空き地の解消についても、重要と考えておりまして、町内居住者の増加、空き家、空き地バンクによる、利用促進等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 次に、雇用と事業再開率について、お答えいたします。

震災前の平成21年、経済センサス基礎調査事業所企業統計調査においては、町内に1136の事業所がございました。現在、町内で町外からの新規創業者25社、そもそも、地元事業者で事業再開した方が86社、また、地元事業者ですが、業種変更しての再開が13社となっており、合わせて、124事業所が町内において、事業再開しております。震災前と比して1割程度となっております。

次に、地元企業参入の見通し、地元雇用の見通しについてお答えいたします。産業団地への企業誘致の際には、地元企業と新規立地企業の両者を、常に念頭に置いて行っておりまして、現に、藤橋産業団地には、地元企業の立地も決定しております。これを第一に考えながら、企業誘致を進めてまいります。10月24日には合同就職面接会、11月15日は福島イノベーション・コースト構想、福島みらい

ビジネス交流会を開催し、地元雇用及び新規立地企業と町内外地元企業との取引の機会の創出に努めたところです。

10月24日の開催において、地元事業者28社、就職希望の方54人が参加していただきました。これは、他の会場より多くの方に参加していただいた状況であり、地元雇用の関心の高さが伺えます。このようなことから、雇用の見通しについては、業種、業態などによって、再開企業、新規立地企業によって、事業者数、雇用者数は、一応ではありませんけれども、地元企業も、新立地企業も、地元からの雇用を常に熱望しております。私どもといたしましては、それに向けて相談、確認、調整を行ってまいりまして、地元雇用を着実に進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） （2）の復興財源確保について問う、①の来年度以降の国庫支出金、地方交付税の見通しを問うのご質問にお答えいたします。

震災後の当町の財政状況は、歳入のほぼすべてを国、県からの財政支援に頼っている状況であり、その支援継続は、大変、重要な課題であります。現在、特に、国の復興財源を基に交付を受けている国庫支出金で、町内復興事業の主要財源である福島再生加速化交付金やソフト事業に対するものまで、おおよそ、復興・創生期間後10年間の財政措置について、国と協議を行っているところでございます。併せて、補助残に措置されている震災復興特別交付税や、普通地方交付税の人口特例についても、復興・創生期間後を含め、制度継続を強く要請しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農地保全など復興・再生に必要な事業、財源確保に関する、ご質問にお答えします。

農業に関しては、現在、国の福島再生加速化交付金や、県の営農再開支援事業、被災12市町村農業者支援事業などを活用しておりますが、復興・創生期間後の平成33年度以降の継続が、担保されておられません。これらの事業は、農業の再生に不可欠なものと考えております。引き続き、国や県に求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ③の国の財源による自治体派遣職員と、今後、必要な職員確保の対応を問うというご質問にお答えします。

自治体派遣職員等の受け入れに要する経費については、現在、震災復興特別交付税で措置されているところであり、復興・創生期間中は、本措置により財源が確保できるものと見込んでおります。一

方、その後の期間については、不透明な部分もありますので、人材確保に関する、当町の厳しい現状も説明しながら、財源確保を強く要請してまいります。

また、必要な職員確保については、行政報告でも町長より報告がございましたが、町長が、派遣元の自治体を積極的に訪問しながら、次年度以降の継続派遣について、お願いをしている状況であり、人材確保に関する国のスキームも活用しながら、必要な職員数を確保してまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 次の、（3）の復興・創生期間後の課題を問う、の①被災者の「生活と生業再建」のためにどのような施策を求めているのかのご質問にお答え申し上げます。

町民の生活と生業再建への支援につきましては、復興・創生期間後も、相当の期間において、支援が必要であると認識しております。これまでも、税、医療費等の負担軽減、原発避難者特例法の継続、高速道路無料化の継続、農業・商工業への支援など、町民の生活と生業再建に関する取り組みを、国に求めておりました。

今後も、国、県には、町民の生活と生業再建の状況を、正確にご認識いただき、適切な施策と必要な財源が確保されるよう、要望してまいります。

次に、質問事項の2、帰還困難区域拠点整備保全管理の（1）復興拠点整備事業について問う。①拠点整備の「加速」について問うのご質問にお答え申し上げます。

特定復興再生拠点区域復興再生計画を円滑、かつ、確実に実施するためには、計画作成主体である町のみならず、国、県も計画に基づいて様々な事業を推進すること、除染・廃棄物処理とインフラ整備等が連携した効果的な整備をすること、想定していない課題や状況変化等へ適切な対応をすることなどが求められております。

こうした課題に連携して迅速、かつ、継続的に対応し、計画を推進するため、国、県、町による浪江町特定復興再生拠点整備推進会議を設置し、整備の加速と必要な財源の確保に努めているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ②番の罹災証明の理由と放射能汚染について問うの、一つ目の、復興拠点内建物の罹災認定申請件数と判定結果について、お答え申し上げます。

まず、罹災認定申請につきましては、10月末現在になりますけれども、津島地区、末森地区、室原地区、合わせまして、284件ござ



いました。

次に、判定の結果でございますが、すべての住宅において、半壊以上の判定の結果となっております。

次に、二つ目のご質問にお答え申し上げます。

家屋の罹災証明につきましては、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に加え、家屋の荒廃、イノシシ、カビ等も加味し、家屋被害調査を実施し、被害認定を行っております。

なお、放射能汚染による被害認定は、指針に含まれていないため、家屋被害調査の項目には含まれていない状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、③の各戸の井戸掘削について問うについて、お答えをいたします。

特定復興再生拠点区域内で、水道管が布設されていない地区であれば、町が生活に必要な飲料水の確保を目的に井戸を整備することになっていきます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） （2）の保全管理について問う、の①放射能汚染による保全管理の責任の所在を問うのご質問にお答え申し上げます。

帰還困難区域につきましては、改正福島特措法と、それに基づく福島復興再生基本方針において、政府一丸となって、帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとされております。

このことから、原発事故による放射能汚染による保全管理については、国の責任において、実施されるべきものと認識しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） （3）の仮置き場設置の協議の進捗を問うについてお答え申し上げます。

仮置き場の発生量につきましては、環境省試算により、津島地区で6万㎡から9万㎡、室原地区で8万㎡から12万㎡、末森地区で5万㎡から9万㎡となっており、合計で19万㎡から30万㎡を見込んでおります。

続きまして、仮置き場の必要面積でございますが、こちらも環境省試算になりますけれども、最大必要面積として、合計で30haと見込んでおります。

次に、仮置き場設置の進捗のご質問にお答え申し上げます。

特定復興再生拠点内の仮置き場設置については、環境省とともに、

津島地区、室原地区、末森地区の各行政区長をはじめとし、関係者の皆様と設置に向け、現在、協議をしているところでございます。

次に、大きな3番、国保・介護保険の現状と今後の問題について、の①通常課税された場合の加入者一人当たり、世帯平均は、のご質問にお答え申し上げます。

平成30年11月末現在になります。国民健康保険税の加入者1人当たりの負担額は、医療給付費分で5万6121円、後期高齢者支援金分で2万1138円、介護保険納付金分で2万3974円となりまして、合計10万1233円となります。

続いて、1世帯当たりの負担額でございますが、医療給付費分で9万9282円、後期高齢者支援金分で3万7395円、介護保険納付金分で3万69円となりまして、合計で16万6746円となります。

次に、②番の今後の減免継続を問う、のご質問にお答え申し上げます。

現在、被災世帯主に係る国民健康保険税につきましては、国民健康保険法施行令で定める基準所得の世帯合計が600万円以下の世帯について、また、被災者の介護保険料につきましては、租税特別措置法で定める個人の合計所得金額が633万円以下の方について、全額を免除しているところでございます。

今後につきましては、現時点では未定でございますが、町といたしましても、減免並びに一部負担金免除が継続されるよう、国に対し要望しているところでございます。

続きまして、(2)番の均等割の弊害の認識を問うのご質問にお答え申し上げます。

世帯人数が多い場合におきましては、保険税負担が増加することとなると認識しております。一方で、世帯人数が少ない場合においては、保険税負担が軽くなると認識をしているところでございます。

なお、国の定める所得基準を下回る世帯につきましては、軽減制度が適用されまして、国保税の均等割額、それから、平等割額の7割、5割、又は2割が減額されており、その減額分につきましては、県による財政補填が行われているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 全国知事会要望の認識と国保危機打開の町の対応等のご質問にお答えいたします。

全国知事会の要望は、国民健康保険制度を、国の定率負担を引き上げることにより、公費負担を拡大し、構造的な問題に対する抜本的な解決を図り、持続可能な制度にすることを求めたものと、認識しております。

当町といたしましても、国民健康保険制度を持続可能とするためには、国の財政支援が不可欠であると考えておりますので、今後も、国保財政基盤の安定を図るために、県等に働きかけ、国による財政支援の強化を要望してまいります。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 要介護1、2と要介護3以上の認定者の推移、動向とその理由についてで、要介護1、2と比べて、介護度の高い4、5が増加傾向が少ないのは、なぜかということですが、あくまでも推測にはなりますが、震災後に要支援、要介護認定となられた方々は、医療機関、介護事業者等の専門的な指導の下で、ご自分の体の状態に適した介護サービスを利用することで、その状態の進行を遅らせたり、止めたり、又は改善したりできているものと考えられます。

さらには、震災以降、介護サービスの利用者負担額が減免になっておりますので、利用する側が、十分な介護サービスが受けられていることも、大きいと思われれます。

続きまして、要支援1、2の利用制限の実態と対策を問うにお答えいたします。

要支援認定の方については、平成29年度から、介護保険給付から地域支援事業・総合事業給付へと移行され、9月定例会の際に、事業の決算報告をさせていただきました。議員お質しの要支援の方の利用制限の実態ということについてですが、その制度内容について説明いたします。要支援認定をお持ちの方が、総合事業を利用した際には、町から指定事業者に対し、事業支給費が支給されます。その事業支給費は、要支援認定の方1人に対して1月内での支給限度額が定められております。一番利用者の多い通所介護、デイサービス利用について申し上げますと、その支給限度額により、要支援1の方で週1回、要支援2の方で週2回の利用をされるのが、一般的となっております。この利用頻度を超えて利用することもできますが、事業支給費が事業者へ支払われないということになりますので、事業者も、これ以上の利用設定を控えるようになってきているというのが現状であります。このことについては、介護給付についても、同様であり、それぞれの要介護度により、サービス利用の限度額が決まっておりますので、事業者としては、それ以上のサービス利用は控えるというのが一般的であります。

その対策としましては、相談がありました際には、総合事業以外の事業、介護予防教室やサロン等への参加について、ご紹介し、できるだけ参加の機会を創出できるようにしてまいります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、大きい5番、原子力損害賠償法改定と浪江町のふくしま原発損害賠償弁護団との協定について、の（1）福島第一原発事故の被害・損害の実態と、賠償措置額を見直さない改定案の問題を問う、というご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、福島第一原発事故の賠償額は、既に8兆円を超え、この事故による被害・損害がどれほど甚大であるかは、その金額からも明白でございます。

しかしながら、今般、示された改正案では、原発事故前に備える賠償措置額が据え置かれ、事故が起きた場合の、国及び電力会社の賠償責任が明確にされているとは、言えません。一方で、電力会社の賠償責任に上限を求めない、無限責任や過失の有無にかかわらず、賠償責任を負う無過失責任は、維持されると聞いておりますが、私たち、事故被災者にかかわる問題でもございますので、改正案の参議院での議論をしっかりと注視してまいります。

続きまして、（2）の弁護団との支援事業協定書について問うのご質問にお答えします。

今般、個人によるADR申立てを円滑に推進するため、福島原発損害賠償弁護団と、浪江町民和解仲介手続き申立支援事業協定書を締結いたしました。協定書中、第4条第3号による、その他支援の実施は、町と弁護団との相互協力において、必要とされるその他の支援が発生した場合に協議を行うものでございますので、現段階で、町の費用負担が発生するものではございません。

この協定は、現在、訴訟を進められている浪江町支援弁護団と関係性はなく、町は、今後も訴訟を検討したい方々と浪江町支援弁護団を繋ぐ役割等を担ってまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 質問事項6の消費税増税について、

（1）浪江町及び町民の影響について、①復興・再生と町事業への負担増を問うのご質問にお答え申し上げます。

来年度の町財政における消費税増税の負担増は、工事請負費や業務委託料等の歳出経費から試算いたしますと、影響期間が半年であることや、事業財源のほとんどが国・県支出金等であることから、数千万円程度かと思われれます。また、2.0%の増税分のうち、0.5%が地方消費税分であり、交付される地方消費税交付金についても、増額となることが見込まれるため、実質的な負担増については、さらに少額になると思われれます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料配付をお願いしたいんですけど。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。資料配付します。  
（午後 2時28分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
（午後 2時29分）

---

○16番（馬場 績君） 今、消費税関係の資料、12月3日、きのうの新聞赤旗の解説記事です、裏表ですけれども。町の負担は、来年の負担については、短期間だから少ないと、あるいは地方消費税の還元もあるので、実質負担は少額になるということですが、いずれにしても、公共事業等に8%が10%で課税されるということによる負担は、かなり大きなものだ。町の負担もそうなんだけれども、問題は、町民の生活にどう影響するかと。さらには、帰るか、帰らないかということも含めて、復興・再生の途上にある町民にとっては、生活・生業再建にとっても、消費税の増税というのは、極めて重大だということ、一言、強調しておきたいと思います。

まず、この資料を見てください。下手な字で、括弧書きで書いてあるところで、二人以上世帯の実質家計消費支出の推移です。色々ありますけれども、端的に言います。実は、前回、5%から8%に引き上がる前、家計消費は401万円であったんです。それが、消費税増税直後は334万8000円、単純に計算すると、1世帯66万2000円、これは世帯によっても消費量は違いますけれども、総務省の家計調査の統計によっても、これだけ落ち込んだと。直近ではどうかというと、平成18年の消費がここに出ていますように、平成18年8月で349万6000円なんです。年度平均で、比較できるのは、平成13年平均が出ております。363万円です。これも単純計算すると、18万4000円消費が落ち込んできていると。したがって、消費税増税による家計負担は、極めて大きいと。GDPに対する影響も甚大なものになるということは、ここからも推測できると思います。

その裏を見てください。財源どうするんだということ。先ほど町長の答弁では、社会保障の財源として安定財源だと、したがって、消費税増税は必要だというお答えがありました。では、財源対策というと、消費税しかないのかということについても、我々は見識を深める必要があるという一つの資料が、この資料だと思います。詳しくは、言いません。いくつかずっと書いてあって、当面できることとして、財政の、あるいは課税の優遇税制の見直しをやった場

合、17兆円出てくるというんです。将来負担、応能負担の原則で、所得税率を累進的にした場合かどうか。6兆円の財源が出てくると。合わせると23兆円。まさに、国民の声、もっと端的に言えば、政策判断、政治判断で、増税しなくても済むという具体的な提案、対案だということを、ご理解いただきたいと思います。安定財源と言うならば、こういう財源措置を講ずべきだということも、ご理解いただきたいと思います。

それから、町長答弁のことで重要なので、トリチウム問題についても、基本的には町長の答弁は、9月議会と変わりありません。小委員会でも、今、検討しているところであり、慎重に議論を進められるだろうと、その推移を見守るということです。私は、違うのではないかと、東電のとってきた対応もそうだし、直接の被害町村でもあり、漁港を抱える町として、ここに太平洋に汚染水を放出されるということになれば、それこそ、今までの苦労は水の泡になることは間違いないと思うんです。ということで、町長には、認識変わりがいいのかどうか、再度質問いたします。

それでは、順次、質問をいたします。

1番目の問題ですけれども、帰還の現状について、色々、10番議員も商業政策の角度から議論しましたけれども、今、浪江町が町民の立場で帰還を強制するのではなく、帰還環境を整備するという事になれば、様々あると思うけれども、一つは、医療環境整備ではないかということ、提起しました、質問しました。そうしたら、担当課長の答弁では、医療従事者確保に努めるとか、あるいは双葉医療センターでも24時間、365日体制でやっているの、医療体制に問題ないという言葉は使っておりませんでしたけれども、救急医療体制で対応できるという見解だと思うんです。現実には、そうでないということは、先ほど来議論されているとおりです。

そこで、浪江町の医療体制をどう改善するかということです。もう全国的に、医師が少ないから、なかなか困難な課題だと。それは、ある意味では、どこかの市町村の市長や課長が答弁する言葉でもあります。ここは、特別に困難な事情を抱えている自治体なわけだから、その実態をリアルに示して、県や総務省や厚生労働省に迫っていく必要があると思うんです。

具体的に聞くけれども、24時間、365日体制でやっているという双葉医療センターに、少なくとも浪江町民がどれだけ搬送されましたか、利用しましたか。まずは、そういう実態を把握することです。わかっていたら、お答えください。

それから、解体跡地の草刈りの問題、これもいろんな角度から議

論になりました。私は、基本的には個人の土地だから自己責任だという理屈もわかります。しかし、先ほどの話ではないけれども、原発避難で遠くに避難しているという状況を考えれば、当面は公的負担でやらざるを得ないのではないかと。それはないのかと言ったら、先ほど誰かも言ったけれども、道路の草刈りは、あれは環境加速化交付金かな、それでやっているわけでしょう。それでも自分でやるという人は良いですよ、できないからこういう問題になっているわけ。

さらに、これから解体がさらに進む、時間が経つ、さらに悪化する、そうするとたちごっこです。だから、ここは性格上公的な事業の展開が必要だと。民間に委託するには、民間業者が採算が取れないのでは、参入しないわけだから。民間業者が参入できる、そういう事業化を求めていくと。復興加速化交付金だか、環境加速化交付金だかわからないけれども、そういうものも利用して、具体的に要望していく必要がある。それをやりましたか、今後やりますか、やってきたかどうか、今後やるのかどうか、これについてお答えをください。

それから、町民の声を地元企業についても、先ほど同じ数字で私も質問しましたし、課長からも答弁ありました。

**○議長（紺野榮重君）** 時間です。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 私からは、放射能の汚染水放出について、お答えを申し上げます。

議員お質しのごとく、議員の意見でございますが県民の合意もないと、それから、海洋放出は福島県の復興再生に重大な障害になると、あるいは、それに伴って、地上の保管を具体的に検討すべきであるということは、一部理解をいたします。その上ででございますが、浪江町は、請戸漁港も抱えておりますし、処分方法の一つとして、海洋放出が検討されているわけですが、この漁業を含めた風評被害あるいは社会的影響が大きいものだと認識をしております。まずは、漁業者など関係者の意見をしっかりと身を固めていただいて、風評あるいは環境への影響を含めて、慎重に議論を進めていただきたいという見解でございます。

**○議長（紺野榮重君）** 健康保険課長。

**○健康保険課長（掃部関久君）** 双葉医療センターへの浪江町民の救急搬送数でございますが、まず、双葉医療センターは、県営の医療機関でございますが、私どもには、データはございませんので、その数については承知しておりません。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 解体跡地の保全管理の問題ということで、現在、先ほども申したように、町の事業ほとんど全てが国からの復興財源で賄っているということで、色々そういった意味で、復興庁とそういった財源の協議、色々な事業についてご相談なりしているところでございます。

そうした中で、町の課題の中に、こういった除草問題があるというような、そういったご相談は申し上げてございますが、具体的な補助事業についての相談というか、そういったとこまでの協議はまだそこまでは至っていないような状況でございます。ただ、課題としては、共通認識はしているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） トリチウムの問題は、これは浪江町がこのほど本当の意味で、復興再生ができるかどうかというバロメーターの一つだと思います。町長、あれこれ言葉をつけるけれども、やはり慎重になんですよ。そこは、きちんと国や東電にものを言うべきだと思います。再度、質問いたします。

それから、双葉医療センターは、県の施設であり、町民がどれだけ利用しているかと、搬送されたかということについては、データは持っていないということです。与えられた仕事をやるという点では、課長はそれでも良いと思います。しかし、町民は、医療体制が不安だと、私も登壇で言ったように、二本松市で処方箋をもらってきても、ここで薬もらえないわけだから。一つは、双葉医療センターが、本当に町民にとって利用しやすいものになっているのかどうかということを、担当課長は具体的に把握する必要があります。それをやりますか。

その上で、県に対して、あるいは国に対して、改めて医療介護体制の充実、強化を求めるべきだと思うんです。これは、今までもやってきたと、たぶん言うと思うんですけど、町長、これあと2年4カ月で復興・創生期間が切れるわけ、今までも医療・介護の見通しがついてないのに、あと2年でというとなかなか難しい。

したがって、双葉地方広域圏の、ある意味では最重要課題として双葉地方の医療体制、介護の充実を求めるべきだと思いますけれども、そういう取り組みをなされるかどうか、お答えをください。

それから、財源確保の問題で、要するに企画財政課長は、復興・創生期間後の財政については、不透明だということですよ。これも、まだ緒についたばかりだから、ハード事業が一部進んできているけれども、人が帰れない状況なんだから、帰れるまちづくりにす



るためにどうするかと、これは復興・創生期間が終了するなら終了するで、私はやむを得ないと思う。しかし、9月議会でも議論したように、福島復興再生特措法に準ずる法律をつくって、遅れている被災自治体の復興再生を、決して後退することなく進める必要があると思うんです。

したがって、不透明だということではなくて、あるいは財政は、担保されていないということではなくて、担保させるための取り組みをどうするかというのが、我々議会にも責任あるけれども、行政として極めて重要な課題だと。2万人の町民の暮らしがかかっているわけだから、ぜひ頑張ってもらいたい。今後どういうふうに詰めていくかということについて、お聞きしたい。

それから、職員の問題、部署によっては色々あると思う。例えば、今回は詳しく質問しなかったけれども、農林水産課、それこそ8地区も10地区も圃場整備やっていくと、まだ農業の再開は数パーセントだと、そういう中で戻って農業再開できる環境整備するということになれば、もちろんその事業費の確保も必要だけれども、それを推進する人的体制ですよ。総務課長は、自治体派遣職員を引き続き確保すると言ったけれども、それぞれの担当課で職員がこれで足りているのかどうか、そういう調査をすべきだと思います。町民が見て、町はやる気だということ、目に見える形で示していく必要がある。そういう取り組みをなされるかどうか。

それから、帰還困難区域の問題について、企画財政課長答弁したけれども、私は、何度もここで議論しているけれども、加速について具体化する必要があると。5年、5年、7年というスパンでは、みんな死んでしまうから、5年を3年でやる、第2ステージの5年も2年から3年でやる、線量で言えば、昨日、羽附地区通ったんだけれども、羽附地区は毎時0.273 $\mu$ Svです。お隣、山木屋の上田代は毎時0.128 $\mu$ Svです。この違いは何だといったら、除染をして、避難解除したからです、こういうことね。だから、帰還困難区域の拠点整備の事業を加速化する、この取り組みが求められていると。ここでのやり取りでは、全然、前に進んでいない、毎回同じ答弁。

それから、井戸の問題については、住宅水道課長、帰還困難区域の拠点整備だけなのかどうなのか、それ以外のところでも希望するところは、井戸掘削やるのかどうか。

それから、仮置き場の問題、3地区の区長と協議しているということだけれども、話の中身が見えない。これだけの量が発生するということは、分かったから。津島が6万から9万、室原が8万から12万、末森が5万から10万、それに見合うそれぞれの必要面積は何

ぼだと。トータルで30ヘクタールということでしょう。それぞれの地区で、第1期分に見合う仮置き場の確保、その見通しがついているのかどうか、その協議がどうなっているのかということです。

それから、罹災証明の問題についても、津島地区住民の罹災証明もらった方から、これ本物なんだけれども、その他の人からも意見出ましたけれども、東日本大震災によるという理由だけでは、それはおかしいでしょうと。一つは帰還困難区域、一つは有害鳥獣による見るも無残な被害、さらにその上で、帰還困難区域という実態からして、罹災理由が東日本大震災、はっきり言うと、津島地区は地盤が固いから東日本大震災の地震で瓦落ちたというのは、私の知り得る限り数件です。だから、実態、現実と合っていないんです。半壊認定は、半壊認定なんだけれども、罹災証明書に現実からかけ離れた認定をするというのは、それは筋違いだと。先ほどの課長では、その法律に基づいて判定していると、したがって、そこには放射能汚染は書かれていないと言いましたけれども、被害の事実から出発すれば、そこは改善の余地があるのではないのかと。だから、現在で半壊だとすれば、そういう判断基準がもう一つ入ってくれば、全壊の罹災認定にだって変わり得る、そういうことだと思います。そういう取り組みをなされるかどうか。

それから、国保・介護の問題で、国庫負担を引き上げるという必要性については、共通理解ができたと思います。その上で、免除期間が、今のところまだ明確にはなっていないというけれども、単純計算で医療、介護、合わせると26万7879円になるんです。

○議長（紺野榮重君） 時間です。

○16番（馬場 績君） そんな税額、負担しようがない。したがって、減免継続、これを目に見えるような形で求めていく必要がある。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からは、海洋放出トリチウムの汚染問題であります。議員お質しのよう、もし海洋放出がなされるとすれば、これは復興に水を差すものだと認識をしております。そういった観点から、しっかりとした小委員会での議論を進めていただきたいと思っています。

それから、双葉郡の医療再構築につきましての質問でございますが、双葉郡の医療、もちろん浪江町も含めてですが、急がれる問題であります。そういった中で、これは双葉郡の首長会でしっかりと議論を進めてまいりたい。そういった意味で、12月22日に、国・県に対して、要請活動を双葉郡の首長会で、町村会長で行う予定にな

っておりますので、この項目も要請項目に入れて、しっかりと要請活動をしてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からは、復興財源について、再質問にお答えいたします。

まず、福島復興特別措置法がございますが、これは復興庁のような時限立法と違いまして、復興特措法は、その基本方針の中で国の責務として復興に資するということで、期限なく書いてありますので、復興・創生期間関係なく特措法に基づき、復興に対する支援は続けていくべきだと思っております。

町長につきましても、就任時以来から国に出向きまして、大臣、各方面に復興財源の大切さは伝えておりますし、先ほど述べました12月末に双葉郡で行く際も復興財源の確保については、創生期間後もきちんとなすべきだと伝えてまいりたいと思っております。

また、帰還困難区域の加速化ですが、それは、町としても早く進めて、第2ステージ、第3ステージに移っていきたいと思っております。そのためには、除染の加速が大切。除染の加速には、仮置き場を早く決めなければいけないということで、町としては、今、丁寧な説明、手続きを踏んでおりますが、仮置き場につきましても、ぜひとも地域の住民の皆様、議会の皆様、ご理解いただきまして、設置を早く進めていきたいと思っております。

そういう中で、仮置き場についての再質問につきましても、それぞれの地区のヘクターールということですが、仮置き場には、搬入路とか、土地の形状もありまして、不向きなところもございます。特に、室原地区については、現在、発生量に対して、それに見合う仮置き場が確保できるかということが、非常に難しい面となっておりますので、室原のものを室原に置いた後の、それでも余る場合はどうしていくかということは、しっかり関係の地区の皆様と議論していきたいと考えているところでございます。

また、家屋の罹災判定につきましても、再質問につきましても、避難指示解除の解体と同様、外観の壊れている具合だけではなくて、家屋の中の荒廃具合もしっかりと判定の要素に入れておりますので、中も見ながら荒廃していれば、半壊なり、全壊なりという判断をして、解体にもっていくという措置をしていきたいと考えているところです。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 次年度以降の職員の確保の関係でございしますが、派遣職員につきましても、各課の要請を受けまして現在36名

から57名ということで、増員要請をしているところでございます。さらには、当然ながら正規職員の採用による確保のほか、任期付職員、臨時職員も含めて、適正な職員数を確保してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、井戸の件であります。除染終わって住めるようになることに対するの帰還環境整備でありますので、現在のところ拠点整備区域のみの対応ということになります。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 国保の一部負担金免除等の継続につきましては、町長始め議員の皆様もそうですが、国に対し、再三要望していただいているところでございます。例年ですと、2月ごろに通知いただくことになっておりますが、さらに要望活動ということで、強めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 馬場議員の一般質問を終わります。

---

○議長（紺野榮重君） 3時10分まで休憩といたします。

（午後 2時57分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 3時10分）

---

#### ◇ 山本幸一郎君

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君の質問を許可します。

12番、山本幸一郎君。

[12番 山本幸一郎君登壇]

○12番（山本幸一郎君） 議長の許可を得ましたので、一問一答で一般質問をさせていただきます。

では、通告どおり、初め1. 農業について、お伺いします。

今、浪江町に戻って農業を再開する予定人数は、町では把握しているか。その中で、どういう業種に戻ってやりたいと言っているのかわかれば、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 営農再開ビジョンづくりの検討材料として、農家の方々に意向調査を実施しました。731の農家の方々に対し行い、回答が525の、回収率は72%でした。

その中で、設問としては、細かい種類については、聞いてござい

ません。あくまで営農再開したいか、したくないかということでございました。

その結果、アンケートの結果としては、「営農再開したい」と回答した方が137人いらっしゃいました。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私、なぜこのような質問をしたかと言いますと、今、浪江町では、試験で米の作付が若干行われています。それで、万が一、米を作付するのであれば、水が必要です。その水の管理、要は水路の管理、又はその水が流せる状況になっているかどうかで、米はつくりたくてもつukれない農家がたくさんいるかと思えます。今、現状で、再開したいのは、野菜、花若しくは畜産等々、たくさんの農業にも種類があるとは思いますが、そのような細かいアンケートをしていただいて、この地区なら米つくりたくても何年まではだめだから、もしかしたらネギつくりなさいよとか、もしかしたら何々つくりなさいよという指導も、町ではできるかと思っています。そのようなことをする予定はあるかどうか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） そういった営農指導に関することは、JAさんと相談しながら、どのようにしたら良いのか、あとは当然、普及所もあると思えます。その中で、相談したいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 他の事業所というか、民間に協力を求めるのではなくて、私は、町でそのぐらいいはわかっていないといけないということで、聞いているんです。JAにやったら良いべではないんです。ここの地区は、放射能でなかなか、もしかしたら、じゃがいもを作ったら放射能出ましたよと、実際うちのおふくろが作って私が量ったら若干出たんですけど、ここの地区だったら放射能出ない地区ってあると思うんです。山際は高いから、これは向かないよとか、こちらは放射能低いから何作っても大丈夫だよと。やはり町で把握しておいて、作ったら、その指導はJAとかに相談していただいてやっても結構だと思うんですけど、一発目からJAさんとか、そういう話ではなくて、町が率先してそういうことをやらなければ、町民の人も心配して、なかなか作るのに自粛すると思うんです。なので、私の質問で再度くどいようですが、このようなアンケート等、若しくは作付の状況等の勉強会とは言いませんが、アンケートをする予定ではないんでしょうけど、していただけますか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今、この場で明言はできませんが、普

及所等とも相談をしながら、検討したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、次の（２）にいけます。今、田畑は大変きれいな状況になっています。なぜかという、管理耕作という事業で、農地の草刈り若しくは耕起が行われているため、今ちょうど、通常ですと実りの秋あげの後の状況みたく、田んぼはきれいになっています。この事業が、来年で終わる予定になっています、解除後3年なものですから。そして、このような事業があるからこそ、浪江町に戻ってきても、「ああ、きれいな状況だな」と、多くの町民の方は、「ああ、浪江はきれいになっているな」と「しっかりなっているな」と言う方がいらっしゃいます。

この事業が、万が一、来年で終わってしまっても、除染前の草がぼうぼうのような状況に戻れば、帰町したくても「なんだ、浪江はきたないな、草も刈らないのか」と、こういうような話になって、戻るのを迷う方も多いのではないかと思います。

それで、この事業に代わる事業は、何か町では国と相談しているのか、若しくはその後の対応は何か考えているか、考えていたらお願いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 現在、営農再開支援事業での保全管理については、議員お質しのとおり、平成31年度で終了します。当町の農地面積は広いので、この期間内に全ての農地がスムーズに営農再開することは困難であると考えております。当然ながら、農地が荒れることは、あってはならないことと思っております。そのための何らかの方策を講じてほしいことを、国や県には訴えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 県と国に訴えているのは、以前の私の6月の一般質問でも、そのように答弁受けました。その状況は良くわかるのですが、若干一步前に出たような回答があるかと思って、再度質問しているのです。

先ほどからも多くの一般質問の議員の方が、前回と変わらない質問だということがありますが、同じ質問2回するということは、何か進歩があったとか、いや、何度言ってもだめだったとか、質問の趣旨をかなり理解して、答弁していただきたいと思います。

そのとき、私の後ろにいた議員が、今、町長なので、「なんという答弁しているんだ」とその当時は言っていました。いや、本当なんです。やはり質問内容というのは、町民に理解できるような答弁をしていただかないと、こちらは何のために質問しているのかわか

らなくなるんです。何のためというのは、みんな町民のために私たちも質問をして、なるべく良い回答を受けたいと思っているので、再度質問させてもらいます。

このような状況が、県と国で要望しただけで、その後の代替え、若しくはこういう施策がありますということを知っているのに、要望したではなくて、いや、検討中だとか、何かもう少し違う答弁はないのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議員からお質しあった後に、国と県とのヒアリングは受けております。その際に、当然ながら水稻をやる場合には、水利の復旧というのが欠かせないものであります。その水利の復旧が間に合わないという地区もあるんだよということは訴えております。今のところ10a当たり3万5000円ということで補助金が下りてきておりますが、それが突然ゼロになるということは、すぐまずい状況になるということも訴えております。その上で、国から、いつとはまだ言えませんが、近いうちにそれなりの話を聞けるのではないかと期待しております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、（3）に移ります。今の答弁の中にもありましたが、各地区の稲作再開時期、先ほど言いましたが、水路がまだ壊れていて水が流せない、若しくは放射能の影響で水路が使えないというところが、やはり山から水が来るもので、帰還困難区域から来る水路が、まだ未除染などところが多いと聞いています。

それで、稲作再開時期は、各地区違うとは思いますが、最終的に帰還困難区域を除くと、いつを稲作再開時期と考えているのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 全般的な話になってしまうのですが、各地区で営農再開ビジョンづくりをしている中では、地域間で温度差があるようにも感じております。それでも、平成32年度には、順次、水稻の作付を再開していただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 各地区の温度差は、あるとは認識しております。では、今、課長は、平成32年度には再開してもらいたいという答弁でありましたので、水路の復旧は、平成32年度までには、ということは、平成31年度中には全て完了するというような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 基幹水路の復旧が平成32年度までかかるところがあります。そういったところは、当然ながら水利は、水は来ません。そういった地区で水稻の作付をしたいという希望があったら、小面積とはなるかもしれませんが、何らかの方策を考えたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、次の（4）に移ります。これも、今の平成32年度から米の作付が再開したいというのを基に、カントリーエレベーターを2カ所つくるといふ、全協で説明ありました。それで、その場所について、いつ頃、どこに、できる予定か、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） お答えします。

2カ所というのは、一つは、6号線から東について、そこについては、棚塩の公有地を考えております。西側については、現在、地権者との交渉中でございますので、然るべきタイミングで議会へ報告したいと考えております。完成は、平成32年度稼働を目指しております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、全体的に（3）（4）の質問とダブるのですが、米作る農家の人には、乾燥機とは自分で持たないで、全部カントリーに、平成32年度までにできるという答弁だったんで、入れる見込みがあるので、新しく米を作られる方は、そういう施設を自分では持たなくても良い認識でよろしいのですよね。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 農家の方々に強制はできませんが、個人で自分の米は自分のところだけで乾燥したいという方は、自分で乾燥機を調達していただきたいと思いますが、カントリーエレベーターをつくりますので、そこに入れたいという方については、全て受け入れたいとは思っております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 平成32年度には稼働したいという答弁だったので、これ以上は言いませんが、今、予定地も決まっていない中で、カントリーも、1年以上は造成始めて施設つくるのにかかるので、早く着工しないと、平成32年度の通常、秋あげまでに間に合わせるように努力していただきたいなと思います。これは、要望です。

それで、次（5）に移ります。先ほどは、農業単独で聞きましたが、畜産を再開する人や企業はいるかについてを初め、お伺いしま



す。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 畜産の再開について、町に寄せられている相談はございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、いますと言われたので、何件いるのか、若しくは企業か、個人なのか、お伺いしていいですか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 具体的ではないものも含めて、個人が1件、団体が2件であります。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私、予想していた以上に団体が二つもあるとは思わなかったのですが、喜ばしいことだと思っております。

それで、次の質問と重ねてお願いします。耕畜連携というような、畜産農家ですと牛の餌に藁を食わせて、堆肥が出て、堆肥を田畑に戻して、循環型農業に、今までも耕畜連携という助成があって、多くの畜産農家若しくは地元の農家さんとの連携がうまくいっていたと、私は認識しております。

それで、なぜこの事業を私は、今、やったらいいのではないかと言っているのは、除染して多くの山砂が田畑に入ったものですから、田畑がかなりやせています。私も、試験栽培で、牧草をつくっていますが、うまく栄養がないために育ちが悪い状況です。それで、堆肥ほしいなど言っても、町の紹介で堆肥等を購入しました。持ってきた業者は、いわき市から、浪江町から行った畜産農家から購入したんですが、堆肥一つ町になくて、これからの農業ができるとは私は思いません。それなので、前の土地に戻るのには、何十年もかかるとは思いますが、畜産若しくは堆肥事業、そういうのに助成でもして、多くの動物を、牛、豚いろんなのあるかとは思いますが、鶏、そういうのをどこかの事業者でやっていただいで、すぐ堆肥も購入できるような施策を、町実施してもらいたいと思っています。

それで、耕畜連携助成、若しくはそういう家畜等を飼う個人、団体に助成する予定はありますか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 耕畜連携の振興は、畜産だけに止まらない地域農業の活性化が期待されます。そして、農業の基本は、土であると思っております。どのような支援が可能か、研究したいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私の説明では、なかなか伝わらなかったかもしれませんが、この事業は、これからの浪江町の農業を生かすためにも大変必要と私は思います。農業を、米づくりを多くされていた町長は、この件どう思われますか。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの質問について、私の所感を述べさせていただきます。

もちろん、こういった除染を含めて、非常に農地がやせております。そういった意味で、耕畜連携は非常に有効な手立てだと思います。堆肥を田んぼに入れる、そして田んぼから上がった稲わらを畜産農家に利用していただく、こういった耕畜連携がこれから果たす役割は非常に大きいと思っています。そういった意味で、町として、こういった畜産をやりたい、あるいは再開をしたい、そういう方々にはしっかりとした町としてできること、これをしっかりと助成等を含めて応援をしていきたいと思っています。そういった意味で、議員お質しのおり、このことがなされなければ農業の再開は難しいと思っています。そういった意味で、今やりたいという方が現実に書類等が上がってきた際には、しっかりとできるだけの応援はさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 大変良い答弁をいただいたので、次の2に移らせていただきます。

道の駅についてであります。先ほどから道の駅については、多くの議員から質問がありました。再度で大変申し訳ございませんが、平成32年度末までに完成すると言っていました。では、完成するのは平成32年度末で、オープンはいつごろになる予定ですか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。道の駅の一部の地域振興施設は平成32年7月、伝統産業施設は平成32年12月にオープンを目標に計画しております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私が勘違いしていたかどうかはわかりませんが、1回にスパッとオープンするのかなと思っておりましたが、順番があって、なかなかここで5カ月の差が生じるのは、なぜなのでしょう。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 全て一度にオープンしたいところなん

ですが、オリンピック等の観光客も見据え、先にできるものはオープンし、最終的に12月にオープンする形、できるものからオープンさせていきたいという方針でやっております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では、要望にはなりますが、なるべく早く時期にオープンしていただきたいなど、重ねてお願いいたします。

では、（2）直売所等（テナント）が多くできると聞いていますが、誰が総括で運営するのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、施設の総合管理・運営については、運営会社を公募し、その上で、それぞれのテナントの入居者を募集していくということで今のところ検討しております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 再度聞きます。運営する方も募集するという答弁で良かったのですよね。入るテナントの方ではなく、運営会社も募集、再度聞きます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 運営会社を公募し、何社あるかわかりませんが、その会社しかない場合には、その1社になりますし、数多くの運営会社が公募して、その中から選べるという状況になることを期待しております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） （2）と（3）をあわせて質問します。

運営は、運営会社等を募集してやります。では、その運営費、大きな道の駅になると思うので、その管理費等は、テナントに入った方々が、普通ですと売上げから出すと思われそうですが、町ではどこまで助成、手助けをされるのかどうか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 運営・管理費の詳細につきまして、今、全てこのようにやるということは、断言できません。今後の検討になってまいります。方向性としては、運営費・管理費につきましては、他の道の駅の事例を参考にして検討していきます。

例えば、入居する店舗からのテナント料や管理費程度などの徴収金、町からの指定管理費そういった経費で運営する形となると思われれます。

ただ、そのやり方については、確定しておりませんので、皆様と相談しながらやっていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 皆様が、道の駅、道の駅と今、期待をしている状況で、このような質問をして大変申し訳ありませんが、なぜかという、道の駅が赤字になって町の財政負担が多くならないような手段を今から考えておかないと、大きな施設つくるのは今、補助金で100%だと思いますが、かからなく、たぶんつくっていただけるんだらうと私は思っていますが、つくったのは良いが、半年も経たないで赤字で、毎回一般財源から補填するみたいなつくり方ではうまくないと思います。

再度くどのようなのですが、今、公募でプロポーザルデザイン工法と一緒に工期を進めながら良いものをつくりたいという先ほどの答弁で、そのようなお話がありました。すばらしいものはつくっていただきたいです。しかし、後々のメンテナンスがしやすいとか、そういうのも入れていかないと、いや、この機械は1億円しましたよと、補助金でつくったけど、メンテナンスに1年間に100万円も200万円もかかるような機械を入れて、それが町で負担しなくてはいけないみたいなものが使われないように、そういうところも公募の上は考えていかないと、これからの浪江町の運営が増々厳しくなるのでないかと思っています。

くどのようなのですが、良いものは値段もします。ただ、メンテナンスしやすく、使い勝手が良く、ちょっと性能は落ちるけれども良いようなものを、長年お金かからなくて使えるようなものを、なるべく入れてもらって、この道の駅を成功していただきたいなと思います。

次に、(4)に行きます。ここで、スーパー等が入る予定はと書いてありましたが、先ほどスーパー入ると聞いたので、では、このスーパーは、テナントのどのくらいの面積を含めるのかどうか、お伺いします。コンビニが入るとも聞いたんですが、このスーパーなのか、本当にコンビニなのか、道の駅に入るお店はどちらなのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今、面積について、はっきり申し上げられなくて申し訳ないんですけども、基本計画策定時においては、スーパーマーケットについても施設内に整備する計画としておりました。ただ、スーパーの整備については、午前中、申し上げましたように、町内の喫緊の課題とされておりまして、先ほどの渡邊議員の答弁にありますように、早急な整備を打診している状況でございます。こちらが、ほかの場所に実現されれば、道の駅には町の特産品や海産物、農産物などお土産品、地場産品などを充実させ、県内、

県外から浪江町を訪れる方にもご利用いただける商業施設として検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私が思っていたのは違ひまして、このスーパーが、もし違うところにできて、この道の駅にできなければ、それなりの有効スペースが増えるかと、私は思うんですが、もし入らなければ、ここを地場産品で埋めると言っても、たとえ大堀相馬焼を100個並べているとこ、1000個置いても、余り良いような直売所には見えないと思うんです。

それで、私は、地場産品には限りがあるので、道の駅を浪江らしさというのは、ものだけではなくて、施設の利用の状況とか、空間スペースとか、もし入らなければ何か違う施策も十二分に考えて、物を置けば売れるという時代ではもうないので、ここにしかないような、本当変わったものと言ったら失礼なんですけど、昔から浪江町にあるようなものを、もしスーパーがよそに決まって入らなければ、何か有効活用できるような施策も考えてもらいたいと思っています。そのようなことは、考えてられますか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） スーパーが別なところにあるかどうかによって、これは左右される問題でございまして、スーパーが二つあっても仕方ありませんので、地場産品、海産物、農産物などを充実させていきますが、それでもなお余りある場合には、そういったアプローチ、議員の皆様とも相談しながら、そういったものも入れていく余地は十分にあると思います。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） これは、あくまでも私の要望ですが、町の特産品というのは、先ほどからお酒、大堀相馬焼等々たくさんあると思うんですが、これから、これだけ大ダメージを原子力災害で浴びた地区なので、いや、新たに、今、花卉はだめなんですけど、農産物を逆にもう町事業で花卉のまちにするとか、もう1回復興するんだったら梨のまちにするとか、そういう特産物を逆に作っていかなくてはだめだと思っています。今までののが特産物と聞くようになったのは、震災後がメインで、いつもは、その辺にいっぱいあったから、懐かしくなって特産物というような雰囲気、この頃言っているのかなと、私は思っています。これは、私だけですけど。

なので、町の特産品は、いろんなもの、これだけの農地で、もしかしたら田畑も余るかもしれませんが、道の駅に出荷するための特別な物を町の事業でつくられたらどうかと思います。これは、あく

までも要望です。よろしく申し上げます。

次、3番行きます。中心市街地の開発予定。

今、多く解体されて、先ほどは草で除草の計画若しくは区画整理のまちの開発はどうなっているかという質問ありました。そこで、この事業は、区画整理事業と言っていいのかわかりませんが、町は、いつ頃までに目途を立ててやる予定なのか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答え申し上げます。

中心市街地の整備に当たりましては、様々な観点から事業手法の検討を行ってまいりました。

特に、事業を推進するためには、地権者の皆様の意向が、より重要になりますことから、昨年、駅前周辺の地権者の方々を訪問し、ご意見を伺ったところ、売却や賃貸、又は引き続き保有したいとの意見が大半を占めておりました。

このことから、現在のところ、町主導による区画整理事業の実施は難しいものと考えております。

なお、今後、町民の帰町、帰還状況でありますとか、そういった状況の変化を見据え、事業の実施については、検討してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この区画整理事業は、今の答弁ですと、やらないというふうに聞こえましたが、中止するという考えでよろしいのですか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。中止というよりは、事業に入るか、入らないかの判断が、まだ現在ではできないという意味でございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） これから多くの方が戻って来られるかどうかは別にしても、新しい家が、ぽろぽろと建設されているのを見ます。それで、先ほど他議員からもありましたが、今のうちに町は、予定ぐらいは立てておかないと、次、帰町して建物を建てるにしても、予定があれば、ここは今、計画地域だからとか、何かそういう説明もできるかと思うんですが、予定も立ててなくてやったら、後々区画整理されますよと言っても、その方はたぶん反対すると、私は思うんですが、この区画整理事業は、3年ぐらい前の一般質問でやったんですけど、早急に案は出すと、その時の答弁は、課長は違かったとは思いますが、そういうようなので、なぜこんなに遅れている

のかどうか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 3年前というのはいずれにしても、そのためにも昨年、地権者の方々の意向調査などをいたしまして、区画整理の目的というのは、宅地の区画、それから圃場整備のように区画の形質を整えて、宅地の利用促進を図るような事業でございます。現在の中心市街地の宅地でありますと、今の自宅を再建するに当たって、そこで土地が不整形であって、なかなか建ちづらいとか、そういった話は今のところないと考えておりますので、そういった宅地の有効を図るために区画を形成するとか、あるいは、もう一つの利点としましては、圃場整備と同じように、公共減歩によりまして何か公共用地を生み出して、中心市街地に不足するような公共施設を整備するとか、そういった事業を併せ持った性格の事業でございますので、今のところ、町民の方が戻られて自宅を再建するに当たって、宅地が狭いとか、不整形であって、なかなか建ちづらいというような、そういうものにはまだないのではないかと考えております。そういった意味も含めて、地権者の意向を尊重し、今のところは、まだ区画整理には入る予定はないと判断しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今、質問しているうちに、前の質問が思い出されてきました。その時の答弁は、区画整理事業は始まって終わるまでに20年以上かかりますよと、それで、なかなか難しい事業なんだと、それで町単独では難しいので、どこかの公社というか、そういうところを利用して検討していきたいというような、たぶん答弁だったと思います。

それで、やるかやらないかは別にしてもなんですが、私はやっていただきたくて言っているのですが、あの今の状況を見て、浪江町が活発になっているなというような町の状況ではないと思われま。それで、先ほどの草刈りもそうですが、多くの場所をきれいに整理されたり、若しくは新しい街並みができれば、また違った発想で、今までいた方も、若しくはこれから浪江町に来たい方も増えるのかなと、私は思います。

その上で、（2）駅前開発もあわせて質問させていただきます。駅前開発、区画整理みたく権現堂全部を言っているのではありませんが、町で駅前に何かする予定は考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） 駅前周辺について、将来どうあるべきかという

ことだと思いますが、駅周辺は、既存の地域スポーツセンター、あるいは健康管理施設の整備等がある、これから交流の中心になっていくんだろうと思います。

また、浪江町の駅前というのは、その町の顔であると思います。そういった中で、これからどうあるべきかということについて、今、様々な角度から検討を重ねておりますけれども、町民、あるいは町民以外の方が、浪江町を訪れた際に、いこいの場であったり、あるいは駅の東西を結ぶ、誰もが円滑に移動できる、そういった空間づくりが必要だと思っています。

また、例えば、駅前の再開発に、何かの事業が進出をしたいということがあったとすれば、事業者が立地しやすい環境づくりを町として精一杯やっていきたい、そんな思いであります。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 町長からは、今、駅前開発に来たい事業者がいれば、前向きだという答弁をいただきましたが、そういう方が、もしいても、もしかしたら、その地区だけではなくて、駅前というのは1社ではないので、ある程度の地区を整理しないとなかなか1社ぐらいでは難しいのかなと、私は思います。

そこで、先ほどの（1）とダブるのですが、簡単に言いますと、もしかしたら駅から北までの信号のところまでは、モデルでやりますよとか、駅前開発を含めて、そういうような事業をつくっていかないといけないのかと、そうしておけば区画もされているし、こういう予定者がいれば、そういう方に率先して今、そういう土地はあるんですよというようなことも、言えるかと思います。やはり工業団地も大変必要だとは思いますが、そういう町の顔、駅前の浪江町の顔をこれからつくっていかなくてはいけないと思いますので、早急にそういう事業をやっていただけるかどうか。予算もあるからですが、これ要望として言っておきます。よろしく願いします。

それでは、3番、終わります。

次、4番に移らさせていただきます。公共工事の廃棄物の管理はということで、質問させてもっています。

それで、先ほども他議員の方から、公共工事のお話出ていました。それで、私がここで質問したいのは、公共工事、帰還困難区域も含め、多くの場所がたくさんあるかと思われます。それで、除染をしないと帰還困難区域も、公共工事は発注されていないと認識しています。その上で、帰還困難区域内の出たアスファルト等、先ほど8000Bq以上は、環境省で持って行きますということで、わかってい



ました。しかし、そのようなごみは、通常ですと、その敷地から出さないで、袋に入れて、保存していたはずですが。県の工事はそうなっていました。町の工事は、そこには袋に入れないで、他地域に持って行って、仮置きしているのを発見しました。それで、私は何が言いたいかというと、公共工事とか、町の工事だから、環境省には厳しいんですが、自分の工事にはちょっと甘く、帰還困難区域のごみを解除した地区に大量に集積している状況なのですが、その辺は、町長、わかってられましたか。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） まちづくり整備課より報告を聞いて、わかりました。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私、指摘させてもらって、簡単に言うと、室原地区と酒井地区の舗装工事があって、その舗装殻が総合グラウンドの駐車場に集積して置いてあったのです。管理者は誰かと言うと、浪江町なんです。私が言いたいのは、決まりは決まりなので、高い、低いは若干あるかとは思いますが、そういうところの管理の仕方、それで、今、解除になった地区に、帰還困難区域の若干8000Bqに近いような舗装殻を常識的に解除で、今、戻っていいですよと言った地区に、養生も何もしないで野積みにしてある態勢、これが町の仕事かということ、私は思います。帰還困難区域もきれいにしてもらって災害復旧はしていただきたいと思っています。ただ、やるのに当たっては、そういう解除になっているというのは、もうここはきれいにして、除染してきれいなところにブルーシート1枚置いて、野積みしておいて、多くの町民が見たら大変苦情来る前に、何やっているんだと思いで、また帰還も遅れるかと、私は思います。

それで、このような管理は、課長はされているのかどうか、お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田敦博君） お答えをいたします。

確かに、ご指摘のとおり、適切な処理というか、工事ではなかったと思います。その報告を受けた際にも、課長には申し上げましたが、そういうことがあってはならないということで、その後の対応について質したところ、指定廃棄物として、環境省が管理をする仮置き場に、環境省が搬出することとなっているという報告であります。

12月上旬より運搬を開始するということではありますが、大変不適切な行為であったと思います。大変、今後、かかることのないよう

に指導してまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 偶然、私は、そこのそばを良く通るもので、若干目についただけなんです。他の地区もそういうようなことがないように、これから徹底していただきたく、また、このような公共事業ですので、舗装でなくても、たぶん改修工事等々があれば、除染はしていますが、多くの放射能が付着している場所がどこか、ものがあるかと思われ。業者任せではなくて、ここは帰還困難区域だとか、ここは線量が高い地区だとかというような認識で、作業員の方にも安心して作業ができるように、発注者側が目配を配らせていかないと、これからの町の復興には、ならないかと思えます。それで、作業員にも安心・安全な作業をしていただくためにも、そのようなご尽力と努力で、お願いしたいと思えます。これは、要望とさせていただきます。

これで、終わりにしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 以上で、12番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午後 4時00分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 4時01分）

---

### ◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

この後、議会運営委員会を開催しますので、委員各位は、第一委員会室にご参集願います。

（午後 4時05分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成30年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

平成30年12月5日(水曜日)午前9時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 承認第12号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(特別功労者の決定の一部変更について)      |
| 日程第2  | 議案第92号  | 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について |
| 日程第3  | 議案第93号  | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第4  | 議案第94号  | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について                      |
| 日程第5  | 議案第95号  | 職員の給与に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第6  | 議案第96号  | 福島県市町村総合事務組合規約の変更について                         |
| 日程第7  | 議案第97号  | 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事)            |
| 日程第8  | 議案第98号  | 工事請負契約の変更について(町道尻合大和久線道路災害復旧工事)               |
| 日程第9  | 議案第99号  | 工事請負契約の変更について(町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事)                |
| 日程第10 | 議案第100号 | 平成30年度浪江町一般会計補正予算(第4号)                        |
| 日程第11 | 議案第101号 | 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第12 | 議案第102号 | 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)          |
| 日程第13 | 議案第103号 | 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                 |
| 日程第14 | 議案第104号 | 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第15 | 議案第105号 | 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)                  |

- 日程第 1 6 議案第 1 0 6 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

---

### ◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎承認第12号から諮問第1号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第1、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（特別功労者の決定の一部変更について）から日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、承認第12号から日程第17、諮問第1号までを一括議題とします。

日程第1、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（特別功労者の決定の一部変更について）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

それでは、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、特別功労者の決定の一部変更について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、ご説明を申し上げます。

2枚目の専決第12号をお開きください。今回の専決につきましては、9月議会に上程しました特別功労者の決定に関する同意案件で、高橋昭渡氏の生年月日を誤記載のまま上程したため、11月2日付けで特別功労者の決定の一部変更についてを専決処分し、今回、承認



をいただくため上程したものでございます。

変更内容につきましては、表のとおりでございます。生年月日を正しいものに変更するものでございます。

つきましては、議会並びに議会報特別委員会には多大なご迷惑をおかけしますことを、改めてお詫び申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第2 議案第92号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第92号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地域再生法の規定により、福島県が内閣総理大臣の認定を受けた地方活力向上地域において一定の償却設備の新設又は増設を行った事業者について、申請により3年間、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることができることとするため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、住民課長。

**○住民課長（中野隆幸君）** 議案第92号資料により、ご説明申し上げますので、資料の1ページをご覧ください。

まず、1. 概要でございますが、地域再生法の規定により、福島県が内閣総理大臣の認定を受けた地方活力向上地域において、一定の償却設備の新設又は増設を行った事業者について、申請により3年間、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることができることとするため、条例の制定を行うものでございます。

次に、2. 対象事業者でございますが、県の認定を受けた2つのタイプの事業者が対象となります。まず、1つ目は、移転型の事業者でございます。東京23区から本社機能を移転する事業者でございます。

もう1つのタイプは、拡充型の事業者でございます。東京23区以外の地方都市から本社機能を移転する事業者や、地方都市の本社機能を拡充する事業者でございます。

次に、3. 地域対象でございますが、福島県の地域再生計画におきまして、浪江町分につきましては、移転型及び拡充型のいずれも浪江北産業団地、浪江南産業団地、棚塩産業団地、藤橋産業団地な

どが地方活力向上地域として指定されているところでございます。

次に、4. 税率でございますが、移転型につきましては、初年度は課税免除、2年度は通常税率の4分の1、3年目は通常税率の2分の1とするものです。

また、拡充型につきましては、初年度は通常税率の10分の1、2年目は通常税率の3分の1、3年目は通常税率の3分の2とするものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するところとさせていただきます。

以上で、提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第3 議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、総務課長。

**○総務課長（山本邦一君）** それでは、議案第93号の資料により、ご説明を申し上げます。

下段の条例の新旧対照表をご覧ください。

まず、第9条第2項でございますが、裏面の2ページをご覧ください。特定任期付職員の期末手当については、改正前100分の122.5とあるのは、100分の162.5と、これは6月期の支給割合となっています。100分の132.5とあるのは、100分の162.5と、これは12月期の支給割合となっていますが、改正後については6月期、12月期とも100分の127.5とあるのは、100分の165に改めるもので、年間で0.05月の引き上げとなります。

次に、附則第6項を新設するものですが、平成30年12月期の支給割合については、100分の165とあるのは、100分の167.5とするものでございます。

議案に戻りまして、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例附則第6項の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、特別職の期末手当の算定基準額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案第94号の資料により、ご説明を申し上げます。

下段の条例新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条ですが、町長など特別職の期末手当の支給割合について、6月期を改正前が100分の150を、100分の152.5に改め、12月期につきましては、改正前100分の160を、100分の162.5に改めるもので、年間で0.05月の引き上げとなります。2ページをご覧ください。

附則第9項を新設するものですが、平成30年12月期の支給割合について100分の162.5とあるのは、100分の165とするものでございます。

議案に戻りまして、施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例附則第9項の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告等による、職員の給料月額及び諸手当の額の改定等を行うため、所要の改正を行うものです。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、まず、議案第95号の改正条例の

構成について、ご説明申し上げます。

改正文が、2条からなっております、1ページに第1条、2ページから別表、12ページに第2条が規定されております。12ページの下段の附則において、それぞれの施行期日が規定されております。附則第1条の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するものです。

また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成30年4月1日から適用するものとなります。

次に、議案第95号資料を用いて、ご説明申し上げます。

まず1ページ、改正の概要でございますが、(1)本俸関係につきましても、民間給与との較差を埋めるために、若年層に重点をおいての給料月額引き上げ、平均給与改定率0.1%となりますが、引き上げとなっております。

(2)諸手当関係につきましても、アの初任給調整手当、イの期末手当、ウの勤勉手当について、人事院勧告に基づき改正するとともに、2ページになりますが、エの住居手当の特例については、応援職員等を除いて町職員の宿舍提供措置を終了し、2年間に限り町内の賃貸住宅等を借り受ける場合の手当額の加算措置を行うものとなっております。

それでは、2ページの条例新旧対照表により、ご説明をいたします。

まず、第1条の改正でございますが、本則第9条の2の改正は、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の限度額を41万4300円から41万4800円とするものでございます。

続きまして、3ページでございますが、第21条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正でございます、100分の90を、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95とするものでございます。

また、2号は、再任用職員の改定でございます、100分の42.5を、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5とするものでございます。

次に、附則に第20項、住居手当に関する特例を追加するものでございますが、派遣職員などの応援職員を除きまして町職員の宿舍提供措置を終了し、平成31年度、平成32年度の2年間に限り町内に賃貸住宅を借り受け、居住する場合の住居手当の加算措置を行うものでございます。

具体的には、現行の規定では、家賃が9500円を超える場合に、1万6000円に1万1000円を加算した額である2万7000円を上限とし

て、家賃の額に応じて住居手当を支給することになっておりますが、町内の賃貸住宅を借り受けて居住する場合には、2万円に1万1000円を加算した額である3万1000円を上限として、家賃の額に応じて住居手当の加算措置を行うものでございます。

次に、4ページ、別表第1、行政職給料表でございます。給料表につきましては、4ページから10ページまでとなっております。先ほど申し上げたとおりですが、例えば、職務の級が1級であれば、号級全てにおいて改定しております。2級であれば、1号級から64号級まで改定というように、若年層に重点を置いての改定でございます。差額については、最大で月額1500円の引き上げとなっております。

続きまして、11ページから20ページまでは、別表第1の2の改定でございますが、医療職給料表の改定となります。行政職同様に、若年層に重点を置いての改定でございます。差額については、最大で月額1500円の引き上げとなっております。

続いて、20ページをお開きください。20ページについては、第2条による改正でございますが、これは、平成31年4月1日から施行する部分でございます。20ページ、第20条第2項については、期末手当の支給率について、平成31年度分については6月期と12月期の支給率を同率とするため、一般職にあつては6月期、12月期とも100分の127.5に、また、第3項におきまして、再任用職員にあつては100分の70とするものでございます。

21ページ、第21条第2項第1号では、勤勉手当の支給率について、平成31年度分については、6月期と12月期の支給率を同率とするため、一般職にあつては、6月期、12月期とも100分の92.5に、第2号において再任用職員にあつては、100分の45とするものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第6、議案第96号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第96号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法の改正に伴い、福島県市町村総合事務組合規約の監査委員の選任の方法について、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、ご説明申し上げます。

本組合同規約の変更につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、全構成団体の議会の議決を経てする協議により定め、知事の許可を受けることとされているため、議案として提出するものとなります。

それでは、議案第96号の資料に基づきご説明申し上げます。

資料の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、第9条の2でございますが、会計管理者について新たに条項を追加するものとなります。

次に、第10条ですが、事務局の設置及び職員に係る条項を、第11条から移動したものとなります。

次に、第11条が、監査委員の人数及び任期の変更並びに条項の移動を行ったものでございまして、地方自治法の改正に伴い、監査委員の人数については2人、2項については監査委員の構成ですが、識見を有するものから1名、組合議員から1名選任するものとなります。

第3項ですが、監査委員の任期は、識見を有する者から選任されるものは4年、組合議員から選任されるものは組合議員の任期とするものでございます。

4項ですが、識見を有する者から選任される監査委員は、非常勤とするものでございます。

附則ですが、この規約は、知事の許可のあった日以降、新たに監査委員の任期が開始する日から施行とするものでございます。

説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第97号 工事請負契約の変更について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第97号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事について、契約変更を行うものであります。

現在の工期は、平成30年12月26日までですが、延長して、平成31年3月15日までに変更するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○**総務課長（山本邦一君）** 議案第97号により、ご説明を申し上げます。

いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事について、6番目の工期を変更するものでございます。変更前が平成30年6月12日から平成30年12月26日までを、変更後、平成30年6月12日から平成31年3月15日までとするものでございます。

変更理由ですが、議案第97号資料をご覧くださいと思います。

東北電力株式会社側において、系統連系に係る審査に多大な時間を要しており、特に、いこいの村なみえにおいては、高圧連系であるため、周辺電線路の調査、検討に時間を要している状況となっております。東北電力株式会社から審査を経て、連系申込を受理し、連系許可を出せるのが2月頃になる旨、最終回答があったところでございます。

つきましては、連系許可後に発注者側の引取検査を行うこととするため、工期を3月15日まで延長することとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**議長（紺野榮重君）** 日程第8、議案第98号 工事請負契約の変更について（町道尻合大和久線道路災害復旧工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（吉田数博君）** 議案第98号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道尻合大和久線道路災害復旧工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は5616万円ですが、670万320円を減額し、4945万9680円に変更するものであります

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○**議長（紺野榮重君）** 詳細説明、まちづくり整備課長。

○**まちづくり整備課長（三瓶徳久君）** 議案書によりご説明いたします。

契約の目的、町道尻合大和久線道路災害復旧工事。

施工場所、浪江町大字下津島字大和久地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、変更前、5616万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額416万円。変更後、4945万9680円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額366万3680円。

契約の相手方、浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

工期、平成30年6月12日から平成31年2月28日。

資料1をご覧ください。A3判の右下に変更概要があります。舗

装取壊工処分量776.3 tが0に変わります。アスファルトの処分は、環境省の測定の結果、環境省で処理することとなったため、処理量を変更、減額いたします。約424万円の減額。

続きまして、交通管理費、管理工、交通誘導員94名から26名に減額。当該工事と除染作業が同時期に実施期間があり、誘導員の調整を行ったことにより、実績人数により変更、減額いたします。約246万円の減額となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第9、議案第99号 工事請負契約の変更について（町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第99号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は7776万円ですが、176万2560円を増額し、7952万2560円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（三瓶徳久君）** 議案書によりご説明いたします。

契約の目的、町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事。

施工箇所、浪江町大字小野田字堂前地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、変更前7776万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額576万円。変更後7952万2560円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額589万560円。

契約の相手方、浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

工期、平成30年6月12日から平成31年2月28日。

資料をご覧ください。こちらは、左下に変更概要を申し上げます。

まず、1番目が法面工、ロックボルト設置の仮設方法をクレーン作業としておりましたけれども、現場条件により足場作業として変更します。169万円の増額。

2番目が、構造物撤去工、コンクリート切断0 mから100.3 m、当初、コンクリートブロックの部分撤去、取り壊しを予定していたが、健全な部分も破損することがわかり、コンクリートカッターの



施工を追加変更、増額するものであります。約150万円。

交通管理工、交通誘導員202名から140名に減らします。当該工事は、帰還困難区域との境にあり、工事用信号機との併用により、安全確保ができたため、実績人数により減額するものであります。約143万円の減額となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第100号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第100号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億6898万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を394億4147万1000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、主な補正内容につきまして、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入でございます。11ページをご覧くださいと思います。款1町税、項1町民税、目1個人、6000万円の増は、個人町民税収入見込みの増による増でございます。

次に、款9地方交付税、項1地方交付税、15億1052万3000円の増は、主に南産業団地整備事業、小熊田宮田線整備事業等に係る特別地方交付税、補助裏措置分の増でございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、1186万円の増は、障害者医療費ほか交付対象者の増による社会福祉費国庫負担金の増でございます。

同じく、目3商工費国庫負担金、1億1126万1000円の減は、交流情報発信拠点施設敷地造成工事の継続費設定に伴う簡易パーキング整備事業国庫負担金の減でございます。

同じく、目4災害復旧費国庫負担金、3335万円の増は、補助対象事業の増による公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の増でございます。

続いて、12ページ、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、52億4885万4000円の増は、主に南産業団地整備事業、小熊田宮田線整備事業等の増による福島再生加速化交付金の増でございます。

同じく、目2民生費国庫補助金、320万1000円の減は、地域生活

支援事業に係る社会福祉費国庫補助金の減でございます。

同じく、目5 商工費国庫補助金、8982万7000円の減は、交流情報発信拠点施設敷地造成工事の継続費設定に伴う自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の減でございます。

同じく、目6 土木費国庫補助金、118万8000円の減は、事業費の減によるスマートコミュニティー構築事業補助金の減でございます。

次に、項3 委託金、目1 総務費委託金、1420万円の増は、防犯カメラ移設に係る原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金540万円の増、御殿南町営住宅修繕に係る福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金880万円の増でございます。

続いて、13ページ、款14 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、593万円の増は、支給対象者増による障害者自立支援給付費の増でございます。

同じく目4 商工費県負担金、5731万8000円の減は、交流情報発信拠点施設敷地造成工事の継続費設定に伴う簡易パーキング整備事業県負担金の減でございます。

次に、項2 県補助金、目2 民生費県補助金、166万7000円の減は、地域生活支援事業の減ほか社会福祉費県補助金の減でございます。

同じく、目5 商工費県補助金、400万円の増は、対象となりますイベント事業の増による福島県事業再開帰還促進事業補助金の増でございます。

続いて、14ページ、款15 財産収入、項2 財産売払収入、目2 不動産売払収入、338万円の減は、国道114号拡幅に伴います本庁舎北側敷地の売買契約延期による土地売払収入の減でございます。

次、款16 寄附金、項1 寄附金、目1 衛生費寄附金、100万円の増は、廃棄物処理業者からの寄附金でございます。

同じく、目4 商工費寄附金、150万円の増は、食料品メーカーからの寄附金でございます。

次に、款17 繰入金、項2 基金繰入金、目2 浪江町復旧・復興基金繰入金、4億9140万6000円の減は、主に交流情報発信拠点施設敷地造成工事の継続費設定及び水産加工団地整備補助金の債務負担行為設定等に伴います繰入れ減でございます。

同じく、目3 東日本大震災復興交付金基金繰入金、7億9731万2000円の減は、主に水産加工団地整備補助金の債務負担行為設定及び水産共同利用施設外構工事継続費設定等に伴う繰入れ減でございます。

同じく、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金、1億2798万

5000円の増は、主に南産業団地実施設計委託料、小熊田宮田線改築工事費等の増に伴う繰入れ増でございます。

同じく、目9浪江町避難地域復興拠点推進交付金基金繰入金、3億154万5000円の減は、交流情報発信拠点施設敷地造成工事の継続費設定に伴う繰入れ減でございます。

続いて、15ページ、款19諸収入、項5雑入、目1雑入、840万円の増、これにつきましては、主に酒井地区の廃棄物処分に係る負担金810万円の増でございます。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

それでは、16ページから歳出になります。

まず、議会費を始めまして各科目におけます給料、職員手当、共済費の補正につきましては、主に人事異動によります所属替え及び人事院勧告によります給与等の改定に伴う補正でございます。総額で申し上げます。給料は2924万1000円の減、職員手当3211万7000円の減、共済費については1900万6000円の減となります。以下、各科目とも同様の理由により人件費の補正をしてございます。

それでは、17ページをご覧いただきたいと思えます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、1282万6000円の増につきましては、次ページ、18ページに記載があります。まずは、国道114号拡幅に伴う庁舎北側既存物移設撤去工事の延期によります工事請負費120万円の減、さらには、公共用施設維持費用といたしまして、維持基金に1400万円を積み立てるものでございます。

同じく、目7企画費、65億5703万円の増につきましては、積立金の増でございます。まず、浪江町復旧・復興基金については、主に南産業団地整備事業、小熊田宮田線整備事業等にかかります特別地方交付税補助裏措置分、14億2403万1000円の積立て増でございます。

同じく、浪江町帰還環境整備交付金基金につきましては、南産業団地整備事業、小熊田宮田線事業にかかります、こちらは福島再生加速化交付金で、51億3299万9000円の積立て増となります。

同じく、目8情報管理費、249万4000円の増につきましては、主に光ケーブルの支障移設工事費、201万5000円の増でございます。

続いて、19ページ、項2町税費、目1税務総務費、2571万5000円の増につきましては、人件費の補正のほか町民税過年度還付金の増によります町税還付金、1100万円の増でございます。

続いて、20ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、1946万4000円の増につきましては、人件費の補正のほか、21ページに記載ございます重度心身障害者医療費ほか支給対象者の

増等によります扶助費が2425万円の増、並びに国保会計事務費操出金651万円の減でございます。

同じく、目2老人福祉費、404万6000円の減につきましては、介護保険特別会計事務費操出金の減でございます。

同じく、目4国民年金費、320万7000円の減につきましては、こちらも人件費の補正のほか、22ページに記載がございます国民年金システム法改正対応業務委託料、205万5000円の増でございます。

同じく、目7臨時福祉給付金事業費、1796万4000円の増は、平成29年度事業費確定に伴います臨時福祉給付金国庫返還金の増でございます。

続いて、23ページ、項2児童福祉費、目3子ども医療費、190万円の増につきましては、対象者の増によります子ども医療費の増でございます。

続いて、26ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費、5086万6000円の増につきましては、高料金対策として交付税措置されております上水道補助金の増でございます。

次に、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費、380万円の増につきましては、いこいの村食堂棟増築にかかります基本構想策定委託料として280万円の増、それから、水道修繕工事100万円の増でございます。

続いて、27ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業集落排水事業費、350万3000円の減、これにつきましては、農業集落排水事業特別会計事務費操出金の減でございます。

続いて、28ページでございます。項4水産業費、目1水産振興費、10億2074万7000円の減につきましては、水産共同利用施設建設工事継続費変更に伴います施工監理委託料、207万3000円の減、続いて、建設工事費については、1億3097万4000円の減、並びに水産加工団地整備補助金の債務負担行為設定に伴います補助金、こちらは8億8776万1000円の減でございます。

続いて、29ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、150万円の増につきましては、まちづくり会社への備品購入費等補助金の増でございます。

同じく、目6交流情報発信拠点施設整備事業、6億6192万3000円の減につきましては、敷地造成工事継続費設定に伴います施工監理委託料が707万2000円の減と、それから、造成工事費、6億5422万1000円の減でございます。

同じく、目7企業誘致促進費、8095万円の増につきましては、主に南産業団地の実施設計委託料ほか委託料が7396万7000円の増、並

びに北産業団地立木及び物件移転補償費、550万円の増でございます。

同じく、目8事業再開帰還促進事業費、400万円の増につきましては、対象イベント事業の増によりますイベント実施補助金の増でございます。

続いて、30ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、1億2728万7000円の増につきましては、小熊田宮田線道路改築工事費の増でございます。

続いて、31ページ、項4都市計画費、目1都市計画総務費、1388万6000円の減につきましては、人件費の補正のほか道路用地取得費として408万2000円の増でございます。

続いて、32ページ、項5住宅費、目1住宅管理費、925万円の増につきましては、主に御殿南町営住宅修繕工事費、880万円の増でございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、301万1000円の増につきましては、消防費負担金の確定によります双葉地方広域市町村圏組合負担金の増でございます。

同じく、目4防災対策費、852万6000円の増につきましては、人件費の補正のほか、次の33ページにございます防犯カメラ一部移設に伴う賃借料、540万円の増でございます。

続いて、34ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、1001万8000円の減につきましては、主にスクールバスルート変更によります自動車運転委託料の減、そのほか委託料として1016万8000円の減でございます。

最後に、35ページ、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費、3371万円の増につきましては、まず、ため池復旧工事に伴います廃棄物処分委託料324万円の増、並びに農地災害復旧工事の増によります工事請負費、3047万円の増でございます。

次に、6ページにお戻りいただきたいと思えます。まず、第2表継続費の補正でございます。

まず、変更といたしまして、款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産共同利用施設建設工事施工監理業務から水産共同利用施設電気設備工事の4事業につきましては、工事施工中に新たに地中支障物等の撤去が必要となったため、それぞれ平成30年度までの2カ年事業から平成31年度までの3カ年事業へと変更するものでございます。それに伴い、記載のとおり総額及び年割額を変更するものでございます。

続いて、7ページは、継続費の追加でございます。款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、水産共同利用施設外構工事から款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、事業名、災害復旧事業（満開橋）の6事業につきましては、事業計画上、その施工に複数年を要するため、記載のとおり新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

続いて、8ページ、こちらは継続費の廃止でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、事業名、道路整備事業（小熊田宮田線（1工区））につきましては、2工区と工区分けをしての施工を計画してございましたが、用地取得が進み、2工区と一括施工が可能となったため、継続費を廃止するものでございます。

次に、第3表は、繰越明許費の追加でございます。款6農林水産業費、項4水産業費、事業名、泉田川ふ化施設水源等調査事業、これにつきましては、調査内容等の計画策定に時間を要したため、年度内完了が困難となり、次年度へ繰り越すものでございます。

次に、第4表は、債務負担行為の追加でございます。事業名、請戸水産加工団地整備事業補助金（その1）につきましては、請戸水産加工団地に立地する企業への整備補助金でございまして、今年度補助金の交付申請を受け付け、次年度、設計・施工、全て完了後に補助金の交付となるため、平成31年度までの債務負担行為として設定するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第11、議案第101号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第101号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ651万円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億1416万4000円とするものであります。

歳入は、繰入金の事務費等繰入金651万円の減額、歳出の主なものは、福島県人事委員会勧告に伴う給与改定による給与費等一般管理費651万円の減額等であります。

よろしく願いをいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第12、議案第102号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第102号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3023万9000円とするものであります。

歳入の主なものは、診療収入340万円の増額、県支出金116万4000円の減額をするものであります。

歳出の主なものは、総務費363万2000円の増額、医業費76万5000円の減額、予備費63万1000円の減額をするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、浪江診療所事務長。

**○浪江診療所事務長（掃部関久君）** それでは、事項別明細書の6ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、款1診療収入、項1外来収入、340万円の増額は、国民健康保険診療報酬収入の見込みによるものであります。

続きまして、款3県支出金、項1県補助金、目2浪江診療所県補助金、116万4000円の減額は、歳出の浪江診療所医業費の減額による県補助金の減額となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。款1総務費、項1施設管理費、363万2000円の増額は、主に人事院勧告による職員の給与等の増額によるものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。款2医業費、項1医業費、目1仮設津島診療所医業費、節18備品購入費、39万9000円の増額につきましては、血圧脈拍検査装置、電離箱式サーベイメータの入札等による請負額の確定による不用額の減額及び往診用携帯心電計購入による増額となっております。

目2浪江診療所医業費、節11需用費、25万4000円の増額は浪江診療所検査用消耗品の増額、節13委託料、76万2000円の増額は臨床検査委託料の増額、節18備品購入費、218万円の減額は医療用機器購入からリースへの切り替えのための減額となっております。予備費につきましては、財源調整による減額補正となっております。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第13、議案第103号 平成30年度浪江町公

共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第103号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5661万8000円とするものであります。

また、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、歳入歳出補正予算について、事項別明細書により、ご説明いたします。

7ページをお開きください。はじめに、歳入予算についてですが、款4繰入金、項1繰入金、目2基金繰入金、節1浪江町公共下水道事業基金繰入金、480万円の増となります。

次に、8ページをお開きください。歳出予算についてですが、款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費、65万円の補正増は、節3職員手当等、62万7000円ほかの人件費の補正です。

また、目3下水道維持管理費、415万円の補正は、節2職員給与、250万8000円他の人件費の補正です。

戻りまして、4ページをお開きください。繰越明許費です。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名が国道114号下水道管渠移設事業であります。この事業は、県の国道114号道路拡幅の第2工区工事に伴い、支障となる下水道管を移設するものであり、公共補償事業となります。今年度実施予定の第1期工事分が、平成31年1月に工事発注、平成31年中の完了予定であることから、繰越明許費の設定をするものであります。金額は、平成30年度への繰越額が5249万円であります。財源内訳は、下水道移設補償が2834万円、一般会計繰入金が2415万円であります。

なお、下水道移設補償金につきましては、事業完了後、額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第104号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。



町長。

○町長（吉田数博君） 議案第104号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6010万3000円とするものであります。

歳入は、新規接続に係る分担金11万円1000円の増額及び一般会計繰入金350万3000円の減額であります。

歳出は、農業集落排水総務管理費339万2000円の減額であります。

よろしく願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第105号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第105号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1740万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2090万3000円とするものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 事項別明細書により、説明いたします。

6ページをお開きください。歳入、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、249万5000円の増は、今回の歳出、保険給付費の補正による居宅サービスと施設サービスの負担割合の違いによる増額です。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業）、490万2000円の増、並びに目4災害臨時特例補助金、686万3000円の増、並びに款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金、661万8000円の増は、歳出にあります地域支援事業費の補正増に伴う国庫負担割合分の増額であります。

次に、7ページに移ります。款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、249万5000円の減は、今回の歳出、保険給付費の補正による居宅サービスと施設サービスの負担割合の違いによる減額です。

次に、項2県補助金、目1地域支援事業交付金（総合事業）306万4000円の増は、歳出にあります地域支援事業費の補正増に伴う県

費負担割合分の増額であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金（総合事業）306万4000円の増は、歳出分、地域支援事業費の補正増に伴う一般会計からの繰入金の増額であります。

目5その他一般会計繰入金、711万円の減は、歳出の総務費の補正減に伴う一般会計繰入金の減額です。

次に、8ページをお開きください。歳出になります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費711万円の減は、人事異動及び人事院勧告による人件費の補正減であります。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費、4700万円の増は、地域密着型介護サービス中、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護サービスのサービス利用者が当初積算見込みから増加していることによるものであります。

次に、目3施設介護サービス給付費、4990万円の減は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設サービスの利用者が当初積算見込みより少ないことによるものであります。

目4居宅介護福祉用具購入費、230万円の増、次に、9ページに移りまして、項2介護予防サービス等諸費、目3介護予防福祉用具購入費、30万円の増、項3高額サービス等費、目1高額介護サービス費、30万円の増は、いずれも今後の歳出見込みによる増額であります。

款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費、2431万7000円の増は、総合事業に係る訪問介護及び通所介護サービス利用者が当初積算見込みから増加していることによるものであります。

10ページをお開きください。項4その他諸費、目1審査支払手数料、19万4000円の増は、総合事業の利用増加に伴い、国保連への審査支払いに係る手数料の増額であります。

説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第16、議案第106号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（吉田数博君）** 議案第106号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で8111万円の増額、水道事業収益的支出で202万1000円の増額をするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） ご説明いたします。

6 ページをお開きください。説明書により、ご説明いたします。  
上の表、収益的収入であります。款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 雑収益で、3024万4000円の補正増で、東京電力からの賠償金であります。

次に、目 4 補助金で、5086万6000円の補正増で、水道高料金対策の交付税であります。

続きまして、下の表、収益的支出であります。款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費、128万5000円の補正増で、人件費、動力費であります。

次に、目 2 配水及び給水費、26万6000円の補正増で、人件費であります。

次に、目 4 総係費、47万円の補正増で、人件費、備消耗品費であります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案は、人権擁護委員の任期が平成31年 3 月31日で満了することに伴い、現職の委員である、林心澄氏及び鈴木恵一氏の 2 名の再推薦、並びに退任する谷田謙一氏の後任と欠員となっていた 1 名の補充のため、新たに齋藤俊行氏、星秀美氏の 2 名を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及、高揚に努めることを使命とし、今回推薦する 4 名については、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であり、推薦するにふさわしいと考えております。

なお、委員の任期は、平成31年 4 月 1 日から平成34年 3 月31日までの 3 年間であります。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、議案第100号 一般会計補

正予算の説明の1件訂正をお願いしたいと思います。

35ページにあります災害復旧費、委託料、廃棄物処分委託料324万円のご説明の中で、私が、ため池復旧工事に伴うと説明申し上げましたが、正しくは棚塩地区の災害復旧工事に伴う廃棄物処分料の増でございます。

訂正して、お詫び申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

質疑については10日に行くこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は、6日及び7日で、各委員長が指定する場所で開催します。

時間は、いずれも9時30分からとなります。関係課長等につきましても、出席要求があったときは出席願います。

---

### ◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日は、これで延会します。

10日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

なお、この後、10時30分から全員協議会室で全員協議会を開催しますので、ご参集願います。出席要求のあった関係課長につきましても、出席願います。

（午前10時10分）

平成30年12月6日（木曜日）	委員会
平成30年12月7日（金曜日）	委員会
平成30年12月8日（土曜日）	休日
平成30年12月9日（日曜日）	休日

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成30年浪江町議会12月定例会

議事日程(第3号)

平成30年12月10日(月曜日)午前9時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 承認第12号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(特別功労者の決定の一部変更について)      |
| 日程第2  | 議案第92号  | 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定について |
| 日程第3  | 議案第93号  | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第4  | 議案第94号  | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について                      |
| 日程第5  | 議案第95号  | 職員の給与に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第6  | 議案第96号  | 福島県市町村総合事務組合規約の変更について                         |
| 日程第7  | 議案第97号  | 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事)            |
| 日程第8  | 議案第98号  | 工事請負契約の変更について(町道尻合大和久線道路災害復旧工事)               |
| 日程第9  | 議案第99号  | 工事請負契約の変更について(町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事)                |
| 日程第10 | 議案第100号 | 平成30年度浪江町一般会計補正予算(第4号)                        |
| 日程第11 | 議案第101号 | 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第12 | 議案第102号 | 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)          |
| 日程第13 | 議案第103号 | 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                 |
| 日程第14 | 議案第104号 | 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第15 | 議案第105号 | 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)                  |

- 日程第 1 6 議案第 1 0 6 号 平成 3 0 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 8 同意第 5 号 副町長の選任について
- 日程第 1 9 同意第 6 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 0 発委第 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 発議第 4 号 復興・創生期間終了後の復興庁の後継となる組織体制の新設及び原発事故災害地における復興財源の継続を求める意見書（案）
- 日程第 2 2 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について



出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	紺野榮重君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	佐々木恵寿君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	山崎博文君	14番	泉田重章君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	本間茂行君
教育長	島山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------

書

記

鎌 田 典 太 朗

---

### ◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第12号 専決処分承認を求めることについて（特別功労者の決定の一部変更について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） おはようございます。専決案件なんですけれども、議案提案でも説明がありました。提案の理由は、わかりますけれども、単純なことではあるけれども、間違いの経緯について、ご説明をいただきたい。1回の質問で終わりたいと思いますので、再発防止について、どういう確認をされたか、併せてお答えをいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、お答え申し上げます。

このような案件ですが、平成27年度も同様のミスがありまして、訂正をいただいたところでございます。

原因でございますが、成案にするまでの途中の段階につきましては、正しい生年月日で起案を進めたところだったんですが、議案として最終案を作成する際に誤記載をしてしまいました。何と言いますか、単純な確認ミスによってこのような事態を発生してしまいましたので、今後このようなことがないよう、ご迷惑かけないよう、再発防止に努めてまいりたいと思います。

そのためにも、最終チェックに至るまで、しっかりと議案に目を通し、担当者から課長まで議案作成の際にはしっかりとチェックをしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（特別功労者の決定の一部変更について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第12号は、承認することに決定しました。

---

### ◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第2、議案第92号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 私も調査不足なんですけれども、免除あるいは不均一の固定資産の課税、今回の提案理由には、根拠の法律は書いていないわけけれども、町としては、地方活力向上のために固定資産税の課税免除及び不均一課税のための条例を制定するということなんですけれども、根拠の法律は何かということが一つです。この議案の法的根拠は何かということが一つ。

それから、これからということなので、試算はできていないかもしれませんが、免除タイプ、それから、不均一タイプの対象事業者は、何件ぐらいあるのか。併せて、免除あるいは軽減税額は、どれくらいになるのかということについて、まず、お尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、一つ目の根拠の法律でございますが、地域再生法になります。

二つ目の試算対象事業者につきましては、県に確認いたしましたところ、現在のところは、浪江町地域についての認定事業者はございません。

次に、最後の質問ですが、率につきましては、議案の資料の2ページ目の4の税率等というところがございまして、移転型につきましては、初年度は課税免除、2年度につきましては通常税率の4分

の1、3年度につきましては通常税率の2分の1、それから拡充型でございますが、初年度が通常税率の10分の1、2年度が通常税率の3分の1、3年度が通常税率の3分の2となります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 根拠法については、わかりました。

なお、提案理由のところに、根拠法について明記するという必要があるのではないかと、指摘。ありますね、地域再生法の規定により、冒頭にありました。失礼をしました。

その上で、県に確認したところ、浪江町では現在、該当事業者はないということですが、北産業団地、南産業団地、棚塩産業団地等に進出する企業は、該当するのではないかと、私は推測していたんですけれども、現在のところないということと、今後、現在進出した、あるいは進出予定の事業者が該当になるのではないかと、思うんですが、その見解についてお尋ねをしたい。

それから、もしこれが該当になった場合、当然町としては固定資産税の税収が減収になるわけですが、国からの補填はどうなるのかということについて、お尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、北産業団地等に該当した場合につきましては、国の認定というのが受けられておまして、まずは申請を県に出していただきまして、県の認定を受けるというのが、必要なことになってまいります。

それを踏まえまして、該当事業者があった場合につきましては、この法律にのっとり条例の制定をお願いしておりますけれども、そのほかに福島特措法の免除もございます。他の免除もございまして、事業者により有利な形でこの課税免除等を受けられるように対応していきたいと考えております。

続きまして、減収の補填の関係でございますけれども、減収の補填につきましては、普通地方交付税で75%、最大見れることとなっております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 税務関係は、住民課が担当しているわけですが、この税条例については、わかりやすく言うと、呼び込み型企業に対する優遇税制だと言えらると思うんです。ただ、移転型の場合は、東京23区から浪江町に本社機能に移転すると、拡充型については23区以外の地方都市から本社機能に移転、又は拡充するとなっ

ています。移転型については、わかりやすいんですけども、拡充型の本社機能移転又は拡充というと、判断基準は極めて不明確だと、私は思ったんですが、拡充という条件は何ですか。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

移転型はわかりやすいということでございまして、拡充型についてなんですけれども、いずれにつきましても、本社機能という文言が出てまいります。こちらにつきましても、調査企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門その他管理業務部門のいずれかを有する事業所又は研究所若しくは研修所にあつて重要な役割を担う事業所をいうということになってございまして。この条例に関係してくるものでは、工場や店舗などは対象にならないということになります。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 今回の質疑で、拡充型については、本社機能移転又は拡充をする事業者と書かれてあるけれども、拡充の条件とは何かということについては、明確な回答はありませんでしたけど、察するに、いろんな部門を進出先で拡充するということであれば、これに該当すると、私は解釈をしました。

その上でなんですけど、一方では、今度の議会で一般質問の中で、町民に対する固定資産税の免除継続について、議論がありました。慎重に検討するという答弁だったわけなんですけれども、私は、もちろんこういう状況に置かれているわけですから、ある意味では呼び込み型の企業を立地するということもあると思うんですけども、しかし、これまで所管委員会の審査の中では、予定している進出企業についても、地元雇用については5名程度なんです、それぞれ。私どもが期待している被災地の復興、再建、再生という点から言えば、極めて不十分だと思います。

しかし、この条例で提案されている移転型、拡充型に該当すれば、3年間ではあるけれども、税の免除又は軽減措置がなされるということについては、どれだけ地元経済に貢献するかということも不透明であるという現状にあるという問題が一つと、一方では、町民の固定資産税については、2分の1町負担、いわゆる免除継続については、極めて不透明な状況にあると。そうすると、右と左を比べる

と、極めて地元企業、町民の原発避難からの復興あるいは生業再建という点で言えば、極めてアンバランスな状況に置かれていると。

そういう点から判断すると、この条例については、安易に同意するわけにはいかないということを明らかにして、反対の討論といたします。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号 浪江町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の制定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第93号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第94号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第95号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第95号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第96号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第96号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第96号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第97号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第97号 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事)を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第97号 工事請負契約の変更について(いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事)を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第98号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第98号 工事請負契約の変更について(町道尻合大和久線道路災害復旧工事)を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
16番、馬場議員。
- 16番（馬場 績君） 所管案件でありますけれども、委員長の許可をいただきましたので、重要な問題なので、質疑をさせていただきます。  
この98号資料の1枚目にもありますけれども、変更の概要、アスファルトの処分は、環境省測定の結果、環境省で処理することになったため、処理量を変更するというところで、交通管理費用も含めて

減額するということになっております。

そこで、改めて申し上げるまでもなく、一定濃度 1 kg 当たり 8000 Bq を超えるものについては、環境大臣が指定したものは、指定廃棄物として国の責任の下、適切な方法で処理することと、放射性廃棄物汚染対策特措法には示されております。そうすると、今度の案件は、当初は環境省ではなくて、町で処理をするという計画はあったということは、この書類でも明らかだと思うんです。なぜ、本来は測定をして、確認をした上で、ましてや帰還困難区域にある町道の解体、特定廃棄物の処理にかかわる事業ですから、順序としては測定をして、基準以上であれば、国の責任で測定をして、その結果に基づいて国が処理をすると、こういう事業の展開をたどるのが基本であると思えますけれども、なぜそうならなかったのかということが一つ。

もう一つは、しからば、町道尻合大和久線のアスファルト舗装については、測定結果どれだけの放射性物質の濃度が確認されたのかというのが、2点。

第3点、その上で、今現在、その特定廃棄物は、どこに保管されているかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） まず、放射線量の測定方法についてですけれども、去年と今年のやり方が変わっておりまして、去年ですと、バラバラといいますか、野積みにした状態で線量を測ってございましたけれども、今年につきましては、工事着手前に環境省で測定していただいたという経緯です。

数値についてですけれども、8000Bq以上という数字は来ておりますけれども、いくらだったということは現在、数値を持ち合わせておりません。

現在、アスファルト殻につきましては、津島中学校入口の旧津島保育所跡地に仮置きしております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 実は、今朝、通ってくる時も現場を確認してきました。文字どおり野積みですね。ブルーシートを掛けてはあるけれども、吹き飛ばされて現物が露出しているということです。帰還困難区域ですから、あそこの旧114号線は、入口のところでゲート設定されております。許可がなければ、あそこには入れないけれども、しかし、ある意味では目の前にあるわけですから、自由にあそこに入ることができるという状況で、特定廃棄物の保管としては極めて問題があると思えます。今後、これをどうするのかということ

が一つ。

それから、公共事業の測定の方角については、去年と今年は変わったということで、それはわかりましたが、8000Bqという通知のみで、いくらあるのかわからないと。これは、事業主体者として、極めて、言葉はきついですけれども、無責任な対応ではないかと私は思います。1万Bqがあるのか、1万5000Bqあるのか、あるいは8100Bqなのか、それはわからないけれども、8000Bq以上だということだけで、帰還困難区域とはいえ、一般町民もすり抜けて立入りできると、それは自己責任だと言われればそういうことになるかもしれませんが、問題は管理の方法にあるわけですから。ということも含めて、8000Bq以上というだけで、パーセントの数値がわからないということでは、これは、議会に対して、町民に対して説明がつかないと。議長、今すぐ環境省北支所に連絡して、確認するように答弁を求めてください。

それから、現在、津島保育所に置かれているわけですが、いつまで放置するんですか。このことについて、町長は、一般質問でも不適切だとは考えるけれども、違法ではないという答弁もありました。津島の件に関しては、いかがお考えなのか、町長について答弁求めます。お答えください。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 失礼しました。線量について、申し上げます。2万9500Bqとなっております。

いつまで仮置きするののかということでもありますけれども、近いうちに環境省が搬出をするという話は聞いておりますが、具体的にいつ、年明けになるのか、12月中に始まるのか、はっきりいつということは言えませんが、近いうちには搬出をするということを回答いただいております。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 一般質問のときに、町長がお答えした事例につきましても、帰還困難区域で行った工事を避難指示解除地域に置いた、このことがどうなのかということで、違法性はないが不適切であったという答弁でした。

この工事に関しては、帰還困難区域の工事を帰還困難区域内に設置しているということではありますが、これは、ある程度そんなに長く置かないで、時期を置かずに、速やかに持って行くべきだとは思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 本間副町長、法律ではそういう建て付けにはな

っていないんだね。13条には、対象地域内廃棄物処理計画という条項があって、汚染廃棄物対象地域を指定したときは、という条件が入っておりますけれども、いずれにしても特定廃棄物については、適正な処理を行うため遅滞なく対策地域内廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと示されております。

それから、2項で、その処理計画においては、廃棄物の量及び処理量の見込み、さらに、2項の2号になるのかな、処理計画の目標、それから、3号、前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本事項、これを定めなければならないとなっているんです。

それは、不適切な対応だということについては、お認めになっているわけですが、この処理についても、いつになるかわからないと、近いうちにといい曖昧な答弁でした。

これは、大きく分けると、私は2つの問題があると思うんです。帰還困難区域内における廃棄物の処理の仕方について、余りにもずさんだということが一つ、それに尽きるわけだけども。それから、二つは、その処理計画について、何ら具体性がないというのが二つの問題です。

その上で、本間副町長は、今ほど答弁に対して、それで良いのかということ、私は二つの角度から、改めてお尋ねをいたします。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

先ほどの本間副町長が申し上げたのは、私が申し上げたとおりでありますけれども、ただ、今回における結果としてそうなったわけですが、災害復旧工事であるという点、そしてまた、測定方法が変更になったという点、そういったもので工事の進捗を急ぐということで、確かに議員お質しの法律の建て付けはそうかもしれませんが、その辺があったということで、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、やむを得ずこういう状況になったものですから、早急に、環境省にその処分を求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 98号について、反対の討論をいたします。

最後に町長が言われたように、津島の案件については、早急に注文するという答弁でした。それは、それで、私は納得はしますけれ

ども、こうなる前に行政として適正な対処をする必要があったのではないかと、全く予測不可能なことなのかと、災害復旧工事だからやむを得えないのかということ、私は、そこに安易に逃げ込むわけにはいかないと思うんです。

その上で、町長の答弁の中に、測定方法が変わったからということでしたけれども、私は、今回の案件で初めてわかったとすれば、これまた、災害復旧に関する担当課と、除染に関する担当課の横の連携が極めて問題があるのではないかと思います。

その上で、この測定の方法は、津島の問題が起きてから、去年までは測定してから野積みと、野積みしたものを測定すると、今年からは着手前に測定すると、根本的な変化ですから、これは当然、環境省からそういう通知は来ているはずですよ。わからなかったということだとすれば、これまた、はっきり言って行政の怠慢だということを厳しく指摘せざるを得ません。

翻って、町民がこういう問題を起こした場合、どういうことになるかということですよ、これは。私は、帰還困難区域で、手入れしていた植木もあるものだから、移転したいと思って東京電力にも相談しました。結果、まかりならんということで、移動はできません。それはなぜかということ、土には高濃度の放射性物質が蓄積されているから、だめです、もちろん数値の基準はあるよ、ということなんです。

一般町民は、そういう厳しい対処を迫られながら、公共事業においては、ぬるま湯につかったよりも、もっと安易な方法で工事をやっている、と、放置していると、あるいは課金の方向についても、適切な課金の方法を取らなかったということは、極めて重要な問題だと思います。

もう本当に、このことだけで、大きな責任問題があると私は考えております。ここは、町の議会ですから、今後、国との関係でも厳しく問い詰めたとは思いますが、いずれにしても、帰還困難区域の復興再生拠点整備事業が始まりました。以後、こういう事態が発生しないように、厳しく指摘をして反対の討論といたします。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号 工事請負契約の変更について（町道尻合大和久線道路災害復旧工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第99号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第99号 工事請負契約の変更について（町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第99号 工事請負契約の変更について（町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第100号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第100号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場議員。

- 16番（馬場 續君） 一般会計補正予算（第4号）について、若干質疑をしたいと思います。

まず、18ページの企画費についてです。65億5700万円補正増で、企画費の補正後の合計が110億円を超えました。その上で、説明欄に復旧・復興基金積立と、それから帰還環境整備交付金基金、こちらは、今回の積み増しで、51億3200万円になるということですが、この帰還環境整備交付金基金の今後の活用計画について、具体的な計画があれば、お示しをいただきたい、お聞きをしたいと思います。

それから、22ページに復興維持社会福祉費で、節13で委託料が200万円ほど計上されております。国民年金システム法改正対応業務委託料、どういう事業なのか、お答えをください。

それから、23ページ、子ども医療費で190万円の扶助費の補正増

になっております。補正増ですから、子ども医療の給付が見込みより増えたということだと思えますけれども、去年の決算、今年予算書も見てみましたが、今年度は当初予算が増えているんです、昨年より。さらに、今回の補正で190万円、一般的には子ども医療費の増ということになるとは思えますけれども、あえて累増しているという背景には、何があるのかということについて。

それから、扶助費の財源内訳には、そっくり一般財源から持ち出しなんです。これも考えるに、子ども医療給付の伸びではなくて、差額、町負担の予算の積算が過少だったということで、今回補正になったとも考えられるわけですが、今回の補正増の理由について、お聞きをいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、18ページでございます企画費、基金積立金の中で浪江町帰還環境整備交付金基金積立金51億円でございますが、こちらについては、財源的には12ページでございます福島再生加速化交付金52億円、内訳は南産業団地の造成工事並びに小熊田宮田線の道路改良工事の分の、今回、交付金が認められたということで、こちらについては、一度基金に積み立てをいたしまして、今年度並びに来年度の事業として使用を予定している基金でございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） ページ22の委託料についてですが、これは、平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まることに伴うシステム改正の委託料でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 23ページ、節20扶助費の子ども医療費の増額補正についてでございます。増額の理由でございますけれども、前年対比としまして、半期での執行率が55%と高かったことと、それから、ここ2・3年の推移を見て、伸び率を見て、補正をさせていただいたところでございます。

医療費としての具体的な子ども医療の伸びについてでございますけれども、一部負担金免除を除いた部分についての子ども医療の対象となっておりますので、その一部負担金の保険者によってある、なしによって、増減も変わってくるものですから、なかなか医療費としての伸び自体は推測しづらいという形になっております。

あくまでも、半期までの執行率等を含めまして、2、3年の推移を見て、増額補正とさせていただいたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 子ども医療費については、見込みが難しいということですから、それはわかりました。

それから、国民年金システムについても、新たな免除制度が導入されると、それに伴ってのシステム改修の費用だということなので、これもわかりました。

それから、帰還環境整備交付金については、南棚塩産業団地と小熊田宮田線の事業費の積み増し分だという部分については、わかりましたけれども、帰還環境整備基金の残高は、いくらになるかということと、その上で、今後これを使った活用計画、具体的な計画はあるのかと。

それから、交付金に関連して、帰還環境整備事業計画と、交付可能通知額というのは、もう既に今年度分は終わったということなのか、それとも今後、帰還環境整備事業に伴う交付可能額の通知は、これからもあるということなのか。あるとすれば、どれくらい今後、町の財政として見込んでいるかということです。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

帰還環境整備交付金基金というのは、財源全てが福島再生加速化交付金でございます、その対象事業というのは、今回の産業団地整備事業とありますが、大体町内の復旧にかかわる主な施設整備、ハード事業分でございます、そういった意味では、今後も、今現在も、国と協議中の財源ございます。ということで、これからも今年度分については、今、協議中の分については、年明けぐらいには、さらにまた追加交付の決定が来ると思います。

ということで、この基金については、全て福島再生加速化交付金事業をもとに行う町内の施設整備等のための財源として積み立ておる基金でございます。

あと、基金残高でございますが、別紙資料についてございますように、今回の積立てを入れますと、146億円になります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。

○16番（馬場 績君） 帰還環境整備交付金については、別件で今、国と協議中だと、年明けには通知があると思われるという答弁でしたけれども、その対象事業というのは何ですか。対象事業に絡んで、何笑っているの、今、答弁した以外にあると私は受け止めたんですけども、何笑っているの、補正予算の本会議質疑だよ。

○議長（紺野榮重君） 質問を続けてください。

○16番（馬場 績君） 議長、これだめだよ。何がおかしくて笑ったのか、ちょっと。暫時休議して。



- 議長（紺野榮重君） 質問を続けてください。
- 16番（馬場 績君） 全く緊張感がないよ。全く緊張感がないよ。私の質問が何か幼稚だということですか。
- 議長、これちゃんと休議して。ここでのやり取りは町民が見ているわけだから、議長、注意して。
- 議長（紺野榮重君） 質問を続けてください。
- 16番（馬場 績君） 議長、ちゃんと注意してね。
- その上で、今後のハード事業について、どういう計画があるのか。それに伴って、協議中だということだから、具体的にはわからないと思うけれども、交付可能通知は、どれくらい見込んでいるのかということについて、お尋ねをします。
- 何で笑ったのか、ちゃんと言ってよ。
- 議長（紺野榮重君） 副町長。
- 副町長（本間茂行君） お答えいたします。
- 先ほど企画財政課長が答弁あったとおり、町内の施設のハード等に係る事業が復興再生交付金で認められれば、この基金に積むということですので、そういうハード整備の事業が出てきましたら、それは、当然のとおり通知されるというものでございます。
- 議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。
- 16番（馬場 績君） 待って、答弁もれ。
- 協議中と言うんだから、その協議の案件について、どういうことなんだと、具体的な金額はわからないかもしれないけれども、どれくらい見込んでいるのかということについては、全く答弁ないよ。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。  
(午前 9時57分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午前 9時58分)

- 
- 議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。
- 議長（紺野榮重君） 16番、馬場議員。
- 16番（馬場 績君） 人勧に基づく給与等の見直しや、災害復旧等重要な補正予算が計上されておりますけれども、今度の補正予算でスマートコミュニティー事業、委託料で52万6000円の減額補正が出て

おります。実は、これ委員会でも審議したわけですがけれども、スマートコミュニティー事業に伴って電気自動車の購入の問題があるんです。実は、9月で、今年と来年で15台にすると、今年は8台にするということで、追加補正を組んで計上されているわけです。

それが、今回、委員会審議の中では、電気自動車8台購入は多すぎるといふ町長からの意見もあって、減額補正することにしたと。そうすると、一旦、補正予算まで組んで、私は電気自動車、シェアで町内を動かすということについては、極めて検討の余地ありという態度をとってきましたけれども、なお、9月補正と今回の補正予算との関係で、補正増でとったものが、今回、町長から購入台数を減らすようにと言われて、減らすことにしたと。これについては、議会に何ら説明がないんです。委員会審議の中で、明らかになったことです。これは、最高責任者ですから、町長がそういう判断はあり得ると思うんです。しかし、議会との関係では、これはきちんと説明しなければ、筋の通らない話だと思います。

そういう意味では、9月補正と、12月補正、中身について委員会審議の結果では、そういう問題が明らかになったということ厳しく指摘をして、以後こういう問題のないように強く是正を申し入れておきたいと、反対討論の中で是正を申し入れしておきたいということ明らかにして、反対の立場をとるものであります。

○議長（紺野榮重君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第101号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第101号 平成30年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第102号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第102号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第102号 平成30年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第103号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第103号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第103号 平成30年度浪江町公共下水道事業特別会

計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第104号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号 平成30年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第105号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号 平成30年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第106号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第106号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第106号 平成30年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎諮問第1号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
お諮りします。  
本件に対する意見は、適任と認めるとしたいと思います。  
ご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
よって、諮問第1号に対する意見は、適任と認めるとすることに決定しました。
- 

- 議長（紺野榮重君） ここで10時20分まで休憩します。  
(午前10時08分)
- 

- 議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前10時20分)

---

**◎同意第5号の質疑、採決**

○議長（紺野榮重君） 日程第18、同意第5号 副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第5号 副町長の選任について、ご説明いたします。

本案は、空席となっている副町長の選任について、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める佐藤良樹氏の略歴については、同意第5号資料に記載のとおりであります。浪江町職員として行政経験も豊かで、本格化した復旧・復興事業の推進に、適切な判断を下し得る豊かな識見を有している方です。

また、佐藤氏につきましては、平成26年4月より3年間にわたり総務課長をされており、その人柄などについては、ご存知の議員も多いことと思っております。震災当時から常に町民対応の最前線に立ち、確かな判断力と懇切丁寧な対応で、町民からも信頼も厚く、卓越したリーダーシップを発揮し、山積する難題に果敢に取り組んで来られました。

このことから、副町長として適任であると考えておりますので、ご賛同くださるよう、よろしく願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第5号 副町長の選任についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、同意第5号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

**◎同意第6号の質疑、採決**

○議長（紺野榮重君） 日程第19、同意第6号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第6号 固定資産評価員の選任について、ご説明いたします。

本案は、空席となっている固定資産評価員の選任について、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める佐藤良樹氏は、長い町職員としての経験により、行政全般にわたり精通され、豊かな識見を有している方であります。

固定資産評価員として適任であると考えておりますので、よろしくご賛同くださいますよう、お願いをいたします。

○議長（紺野榮重君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第6号 固定資産評価員の選任についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、同意第6号については、原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第20、発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

○議会運営委員会委員長（泉田重章君） 提案理由を申し上げます。

先ほど事務局長より説明のとおり、町長等の諸給与支給に関する

条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当に準じて議会議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行うものであります。

皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第21、発議第4号 復興・創生期間終了後の復興庁の後継となる組織体制の新設及び原発事故災害地における復興財源の継続を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の山崎博文君、登壇でお願いします。

13番、山崎議員。

〔13番 山崎博文君登壇〕

○13番（山崎博文君） 提案理由は、事務局長朗読のとおりです。

趣旨をご理解いただきまして、全議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第4号 復興・創生期間終了後の復興庁の後継となる組織体制の新設及び原発事故災害地における復興財源の継続を求める意見書（案）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（紺野榮重君） 日程第22、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は、全て終了しました。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月4日の本定例会開会以来、慎重、かつ、熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行、町の復興再生に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、一般質問においてご提案をいただきました様々な課題解決に向けた取り組みのあり方について、示唆に富んだ貴重なご意見をいただきました。今後の施策に生かしてまいりたいと考えておりま

す。

ご承認いただきました議案第100号 一般会計補正予算につきましては、事業精査による予算の補正が多い中、町道小熊田宮田線の整備予算については、全路線を一括施工するための継続費変更についてご承認をいただきました。

ご承知のとおりこの路線は、棚塩産業団地、福島水素エネルギー研究フィールドへの進入路となる路線であり、本工事に着工することで、町の復興がさらに目に見える形となるものと確信をし、早急に事業に着手をし、さらなる町復興の具現化に努めてまいりたいと考えております。

また、追加提案をさせていただきました、副町長の同意案件につきましても、ご承認を賜り、ありがとうございます。

これにより、震災後に設けた副町長2人体制が回復することになりますので、町の復旧・復興の推進を、より一層、加速させてまいりたいと考えております。

結びになりますが、年の瀬を迎え、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、新年をお迎えいただきますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年12月浪江町議会定例会を閉会します。

（午前10時38分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 山 崎 博 文

署名議員 泉 田 重 章

署名議員 佐 藤 文 子